

茨城の漁業発達史

第1報 江戸時代における茨城漁業

杉山 節・二 平 章

A History of Fisheries in Ibaraki Districts
—1. Fisheries in the Edo Period —

Misao SUGIYAMA* and Akira NIHIRA

目 次

第1章 江戸時代以前の漁業概観	3.6 水戸藩の農本主義と漁業
第2章 江戸時代漁業の確立とその背景	第4章 守山藩の涸沼漁業の政策
第3章 水戸藩の漁業政策	4.1 潶沼における漁業権関係
3.1 沿岸漁村の支配体制	4.1.1 水戸藩の入札制
a) 舟庄屋	4.1.2 守山藩の入札制
b) 舟組頭	4.2 潶沼の漁業運上
c) 分一役	4.3 漁業規定と組合議定
d) 見回り役	4.4 神山村と成田村松川の漁場紛争
e) 荷口銭役	第5章 鹿島浦地方の代官・旗本の漁業政策
3.2 漁業年貢制度	5.1 地曳網漁業の網方運上
3.2.1 漁業運上	5.1.1 漁場運上
a) 鯨の分一税	5.1.2 船役永
b) 魚類の分一税	5.1.3 漁獲高税
c) 脊荷口銭	a) 漁獲高に対する分一税
d) 魚問屋運上金	b) 定額制の定免請税
e) 船税	c) 上記以外の課税方式
f) 税額の具体例	5.1.4 寓加金(浮役永)
g) 大北川の川漁運上高	5.2 雜漁業に関する施策
3.2.2 夫役制	第6章 漁法の発達
3.2.3 水産物献上品の取り立て	6.1 関西系のいわし・かつお漁法の導入
3.3 漁業助成施策	6.2 房州漁業の開発
3.3.1 難破船救助	6.3 その他の漁法の発達
3.3.2 漁業資金の貸付け	6.4 漁具材料の進歩
3.3.3 漁業資源の増殖	第7章 江戸時代の漁業種類
3.4 漁場制度と漁業規則	7.1 地先漁業
3.5 水産物流通制度	7.1.1 地曳網漁業
3.5.1 脊荷口銭取り立ての方策	7.1.1.1 鹿島浦の地曳網漁業
3.5.2 問屋株仲間の公認	a) 地曳網の伝来
a) 湿村の場合	b) 関西漁民の進出と地元民操業
b) 川尻村の場合	
c) 浦方問屋と商品流通	

* 元・水戸短期大学

c) 地曳網操業の実態	7. 2. 3 東海村の製塩業
d) 鹿島浦の地曳網統数と従事人口	7. 2. 4 日立地方の製塩業
e) 地曳網の網主	7. 3 沖合性漁業
f) 網方議定（浦方議定）	7. 3. 1 八田網漁業（八手網漁業）
g) 漁船・漁網・漁具	7. 3. 1. 1 波崎町（日東下村）の八田網漁業
h) 漁獲物の流通	7. 3. 1. 2 県央・県北地方の八田網漁業
7. 1. 1. 2 県央・県北の地曳網漁業	7. 3. 2 三艘張網漁業
7. 1. 2 その他の地先漁業	7. 3. 3 旋網類漁業
a) たて網（建網・立網）漁業	a) 大揚縄網漁業（網縄網漁業）
b) 手縄網漁業	b) 小舟網漁業（小網縄網漁業・越手網漁業）
c) 延縄漁業	c) まかせ網漁業（任せ網漁業）
d) 釣り漁業	d) 八坂網漁業（八逆網漁業・八刺網漁業）
e) たこ壺漁業	e) 湊・磯浜両村の干鰯場紛争
f) 捕鯨業	f) いわし資源の変動
g) 貝類採取業	7. 3. 4 刺網漁業
h) 採藻業	7. 3. 5 かつお一本釣漁業と鱈節製造業
7. 1. 3 その他の地先漁業の営漁状況	
7. 2 製塩業	
7. 2. 1 鹿島浦の製塩業	謝 辞
7. 2. 2 那珂湊地方の製塩業	文 献
	付表 茨城県の漁業史年表

第1章 江戸時代以前の漁業概観

生業としての水産物の採捕の歴史は古く、旧石器時代から嘗まれていた。茨城県における新石器時代の貝塚の出土品からは、縄文時代における採捕の確証が得られる。漁具としては、小川町野中貝塚から磨製石斧・石錘（網用の石のつもり）、鹿角製の釣針が、江戸崎町椎塚貝塚からは骨鉤、東村福田貝塚や水戸市塙ヶ崎大串貝塚からは石錘・石斧、大洗町落神貝塚からは鹿角製の釣針・鯨骨製のへら状器・石錘・石斧・鹿角製鉤などが出土している。なお、遺物としては現存しないが、網具（地曳網）も使われていた。漁獲物としては、野中貝塚から、たい・あかにし・さざえ・うみにな・はまぐり・かき・はいがい・おきしじみ、椎塚貝塚から、はまぐり・あさり・しおふき・おきしじみ・あかにし・あわび・いか・かに・たい、福田貝塚から、はまぐり・しおふき・さるぼう・おきしじみ・あかにし・あかがい・しじみ・かわにな、大串貝塚から、やまとしじみ・たい・すずき、落神貝塚から、ちょうせんはまぐり（外海性はまぐり）・くぼ貝・さるぼう・しおふき・すずき・くろだい・ふぐ・やまとしじみなどが見つかっている¹⁾²⁾。

「大洗町史」には落神貝塚について、「貝塚東側は、鹿島灘沿岸の砂浜地帯の最北端部に位置し、大洗の岩礁地帯にも接近し、また、古瀬沼湾の汽水域においては外洋性と、汽水性の両方の生物が生息するので食糧生産の

場として、最良の場所であったと思われる」とあり、さらに、「石鎌の出土がきわめて少ないとことから網、釣、鉤漁具などを上手に使用しての漁労活動が生活の中心だったと思われる。」とある。

以上の貝塚は、県内に現存する約300か所のうちから、海岸や霞ヶ浦及び利根川・那珂川の下流域の5例だけを範例としてあげたが、他にも多くの貝塚から縄文時代における水産物採捕の歴史が伺える。縄文時代は地球の気候が温暖期であったため、縄文早期から中期（約5500～6500年前）は、海面が現在の海水準より3～4m高かったことから縄文海進期と呼ばれ、沿岸域には内湾や汽水域（海水と淡水が混合した低塩分の水）が広く形成され、そこに生息する魚貝類は豊富であったと考えられる。実際、貝塚からは、最も低塩分のやまとしじみから、かん水産のはいがいやはまぐり及びかき、魚類では低塩分生息のすずきから、かん水産のたいまで出土している。他県の貝塚からは、かつお・まぐろまで出土しているが本県ではまだ確認されていないようである。

弥生後期になると、漁具は石器や骨角器が金属器に進化し、より能率的になった（ただし、本県では未だ検出されていないという）。

奈良時代の本県の水産物については、「常陸風土記」³⁾に次のように書かれている。

（以下は要約）「鯉鮒が茨城、行方二郡の堺をなす大益川（無根川）、香島郡沼尾池及寒田の沼で取れ、鮭は久

慈都助川で、年魚（あゆ）は久慈川でとれた。海産物では海藻、貝類が特に多く珍重され、行方の海は海松、雑魚を産し、上古の時、海鯨が匍匐し、來りて臥す所もあり（行方郡の条）板来（潮来）附近の海草類と潮干狩の行事も注意してよい。久慈郡密筑の里附近には右決明（あわび）、けうに、魚貝を産す。信太郡の条には、「乗浜の東に浮島の村あり、長さ2千歩、広さ4百歩あり、4面絶海なり、山野交錯り、ノリ十五畳、里78町餘あり、居る百姓塙を火きて業と為す。」また、行方郡麻生里の条には、「古昔麻生ニ干渚之洲一。如二大竹一。長餘二丈一」とあり、麻が栽培されていた。なお、「久慈の地から長幡部糸を産す」とある⁽¹¹⁾。この風土記の記述から、本県では簍網の外に、より効率的な麻網や網網も使用するようになったと考えられ、ひいては地曳網、手縄網、船曳網の原型が考案されて網漁業も起こったと推測される。

奈良時代には、その他の漁具に突具、釣具、やな、うけが普及しており、鰐飼いなども始められていたと思われる。突具や釣具の材料は、同風土記の香島郡の条に、「慶雲元年（704年）国司采女の朝臣、卜えて鍛冶作備大麻呂等を率て、皆松の浜の鉄を採りて、以て剣を造る。」とあることから、鉄製の漁具も使われていたことであろう。また、この時代に「調」物として磯崎ではわかめが使われている。しかし、その反面、奈良・平安時代は仏教の教理による殺生禁止令等により漁業は停滞した。その後、漁業は鎌倉時代に発展し、室町時代には税制の基礎も据えられ、漁業年貢の金納化がはかられて、漁業は業として認められるようになった。しかし、本県のような中央（畿内）からの遠隔地は輸送上の困難と、内陸の消費量の停滞から漁業は発展しなかった。したがって漁業従事者は主農の漁民であり、自給的生産が一般的で、大漁の時に交換品または商品として流通段階にのせる程度であったように見られる。中世末期には、伊豆、陸前、陸中、九州、紀州などでは大型の網漁業が発生したというが、本県ではそのような現象は見られず、ごく零細な小生産の地先漁業のみであった。

第2章 江戸時代漁業の確立とその背景

漁撈が業として確立したのは茨城県では江戸時代からである。その背景は、

- ① 江戸幕府の成立（慶長8年、西暦1603年）により、参勤交替制の江戸詰め侍の常住と、それに伴う江戸市民の増加のため、幕府は関東の生鮮魚貝類の採捕と流通機構の整備を奨励した。例えば、
 - ア) 関西漁民の関東進出を公認したのに加え、寛保2年（1742年）には、従前の慣行を整理して「寛保御定」を制定して沖合回遊魚の捕獲を自由とし、国籍

を越えて何人でも自由な操業を保障し、流通も自由化した。

- イ) 深川の漁船168隻に無年貢操業を認めた（慶長8年、1603年）。
- ウ) 魚問屋に資金6千両を貸付けて材木町に魚市場を開設させた（延宝2年、1674年）。
- エ) 海鼠・干鮑の製造を奨励した（寛政7年、1778年）。
- オ) 魚問屋7組に、運営資金3千両を貸付けて市民の為の水産物流通の円滑化をはかった（天保5年、1834年）⁽¹²⁾。

② このような幕府の施策に呼応して関西漁民が関東に進出し、特にいわし漁業とかつお漁業における先進的技術を関東漁民に伝えた。いわし漁法においては八田網、4艘張網、2艘張網（以上は敷網類）と、地曳網（曳網類）、小舌網、まかせ網（以上は旋網類）を以て、9月から翌年5月にかけて季節的な出稼ぎに来航した。主たるねらいは、関西方面の綿作の肥料供給であった。その年代は元和期（1615～23年）に始まり、寛永末期～正徳期（1638～1715年）までのいわしの豊漁期が最盛期で、寛保期（1741～43年）のいわしの不漁期に絶えた。その過程で、関東の地元民に先進的漁法が導入され、従前の寒村に漁業集落が形成された。また、かつお釣漁業においても正保期（1644～47年）頃から夏季に関西漁民の出稼ぎ来航があり、地元漁民にその漁法が伝授された。

③ 商品経済と江戸中心の水陸交通の発達が漁業の発展を促進した。

以上のような背景のもとで、本県の漁法が革新し、江戸中期以降に鹿島浦や水戸領のいわしやかつお漁業が発達した。

第3章 水戸藩の漁業政策

3.1 沿岸漁村の支配体制

茨城海峽の沿岸漁村の支配は、図1の通り鹿島地方の大領、旗本領、神社領、守山藩領と大洗町夏海及び潮沼の一部の守山藩領（明治3年松川藩と改名）と北茨城市平潟の松平藩領以外は、大領と旗本領を除いてすべて水戸領であった（ただし幕末時）。そこで水戸藩を中心に漁業政策を見ることにする。水戸藩では領内の漁業地十七浦に浦役人を配置し、その配下に舟庄屋、見回り役、分一役、舟組頭等の村役人を置いて下記のような事務を行わせた。

a) 舟庄屋

水戸藩では明暦期頃（17世紀後半）から、一般庄屋とは別に漁村に舟庄屋を置いた。舟庄屋の格式は、当時の公式文書を見ると一般庄屋のあとに連署しているから、

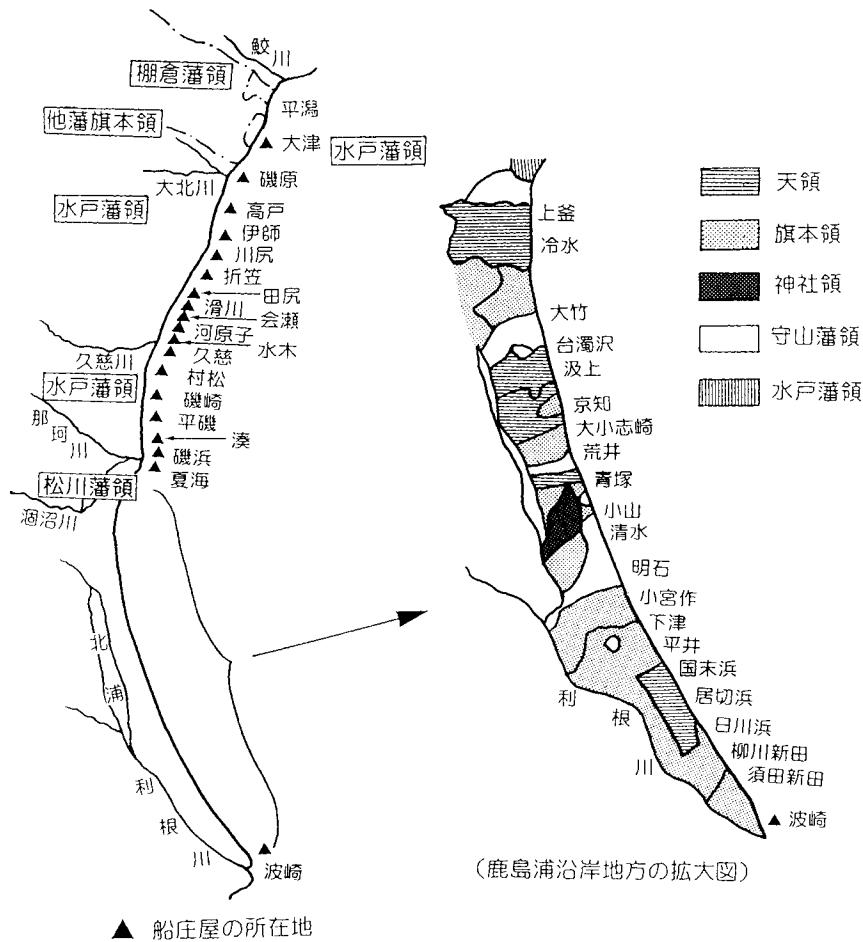


図1 浜辺所領地図(幕末時)
(故湯浅五郎氏の原図を改変、鹿島浦は天領と旗本領が錯綜しているため概念的に図示した)

それよりも格式は低位であったらしい。舟庄屋の任務は広範で、漁業に関する一切の取締まり、運上金（雑税の一種で種類が多い）の取り立て、漁業者間の紛争の調停、海難事故の対策、藩の貸付金に関すること、各種の水産物献上品の取立て、その他藩布達の処理などがある。なお一般庄屋との兼務者もあった。

b) 舟組頭

10人組頭、後に5人組頭があり、その職務は農村の場合と同様で、舟庄屋の補佐役であった。

c) 分一役

漁獲高の何分かを取立ててる役職であるが、明暦3年（1657年）に、いわしとその他の雑魚の税率が20分の1と改められてからは、二十分の一役といわれた。この役も舟庄屋の補佐役である。なお、この役の創始は、水戸藩では寛永3年（1626年）といわれるが、これには異説もある。

d) 見回り役

浦浜に於ける地元漁船の看視（他國領への入津と沖壳りの禁止）が主たる目的であったが、幕末頃は外國船の看視が重視された。これも村役人である。

e) 荷口銭役

水戸藩では、他領出荷の五十集物に対しては看荷口銭を徴収した。この役職は、特定問屋を選んでそれに代行させた。その水戸藩創始は寛永元年（1704年）頃である。

水戸藩の漁業方針は概して徴税等の漁業年貢の収奪と献納品の取立てに重点が置かれ、漁業資金の低利長期の貸付なども行われたが、とかく漁民の保護育成を軽んじた観がある。また、他領の漁民移入による先進技術の導入とそれによる漁場の開発を好まない閉鎖主義でもあった。その結果、水戸藩の沖合は他國船の活躍の場とされ、領内の漁業の発展は停滞した。以下に、水戸藩の漁業年貢の具体例を見よう。

3.2 漁業年貢制度

3.2.1 漁業運上

a) 鯨の分一税

鯨漁の掟（正徳5年（1715年）4月布達）

一 沖ニ而切候鯨は半分公納、半分は所の物へ下さる。

（筆者注：切鯨分一ともいう。）

二 岸へ寄候鯨は3ヶ1公納、3ヶ2は所の者へ下さる。（同：寄鯨分一ともいう。）

三 沖より岸へ引付候鯨は4ヶ1公納、4ヶ3は所の者へ下さる。（同：流鯨分一ともいう。）

右寄鯨之有候節公納又は所の者へ下され候わけ向
後前書の通に相済候間左様に相心得申さるべく候尤
獵師共へも申聞かせべく候 以上

青木 二郎衛門
吉田 仁左衛門

正徳五年末4月廿五日

（資料：「国用秘録」⁽⁶⁾及「茨城県水産誌」⁽⁷⁾）

会瀬浜（日立市）には天保9年（1838年）に鯨漁頭取桜井治太夫を常任させて、附近の鯨漁の取り締まりと徵税を行わせた。その頃「鯨一頭をとると七浜潤う」といわれて赤肉は食料、白肉は油、骨は肥料に使われた。漁法は沿岸に漂着したものの捕獲と死亡したものの拾得、沖でのもり突きであった。会瀬では銛突き、大津では切鯨、磯浜では寄鯨が多かったという。それは、地先浦の海底地形と潮流の違いであった。徵税は通常は分一役（村役人）が担当したが、大漁の時は役人が直接行った。ともあれ、これに関して「北茨城市史」⁽⁸⁾は「水城金鑑」⁽⁹⁾と「高萩市史」⁽¹⁰⁾を引用して次のように述べている。「……しかし近世初期には銛で捕獲する鯨突きが行われ、水戸藩では正保元年（1644年）に、『くちら突中候者、鹿島之沖、大津、平方（潟）之沖に、番舟を置き、念を入、成程つかせ申すべく候事』と達している⁽⁹⁾。大津、平潟の沖合は、鯨漁場として最適だったのである。時代が下がって文政年間（1818～29年）には、傷つきまたは死んで漂流する鯨を切り取る（切鯨）程度になった。文政7年7月、大津村沖合で鯨を切り取り、金1分鑑6文が村方に下げわたされている。同12月には、大津村の小漁船4艘が、翌文政8年1月にも、（同漁船が）鯨肉を切り取り、代金の半分を公納している。……漁民自らが捕鯨に当ったものではなく、このころ東海に進出していた英國捕鯨船によって撃ちとめられ、漂流していたものであろう⁽¹⁰⁾。

b) 魚類の分一税

創設年代は寛永3年（1626年）といわれている。当初は水名（水揚金額）の一律10分の1の税率であった。それは水戸藩の布達に「かつおの10分の1」⁽¹¹⁾とあることで分かる。そして、寛永4年（1627年）8月には分一役確保

の為に脇売りと抜売りを禁止する目的で以下の文書を達している。

「海のうえにてよろづかな、売買いかたく停止せしめ候、もし獵師共、海の上よりすぐに他領へ舟を付、さかな売り候はば曲事たるべし」⁽¹¹⁾

この漁獲高の10分の1税を徵収する為に浜毎に分一役を設置したのは恐らく寛永3年（1626年）であったと思われる。さらに、「新編常陸国誌」⁽¹²⁾では、税率を20分の1と改正した年代は寛永3年（1626年）か明暦3年（1657年）かいづれかとある。また分一役は浜方役、舟方役とも呼ばれており、漁業が盛んな浦村では複数が置かれるようになった。明暦3年（1657年）からは20分の1に減額した（分一率を引き下げたのは、幕府の税率と合せたからであろう）。なお、棚倉藩領の平潟は高率で15分の1、天領・旗本領の鹿島浦は低率で30分の1であった。

取り立て方法は、初めは業者の申告制であったが、幕末頃は20分の1役をふやして、その立合いのもとに漁業者と商人が水名（現金売りのときの価格）を決め、即座納入方式を立前とするように改正された。

明暦3年（1657）の税率改正時だと思われるが、いわし類と鯨を「大漁」とし、以外の雑魚（かつお・まぐろ・その他の魚類）を「小漁」と区別して「小漁運上」の名目に換えた。それは生産量が少なかったからであろう。ただし、それは名目上だけで、鯨以外の魚類の税率は皆20分の1であった。

c) 脅荷口銭

水戸藩が、脅荷口銭（他領へ出荷する場合に課せられる一種の流通税）の課税を創始したのは宝永元年（1704年）頃であり、次の種類があった⁽⁷⁾。

脅荷口銭は荷口銭役人（問屋から選任）に命じて問屋等の商人から徵収した。

安永2年における税率は下記の通りである。

海手運上（海産物に対する脅荷口銭）

上肴：たい、きす、ほうぼう、ひらめ、かれい、あいなめ、ます、ぶり、あわび、いなだ、そい、あかふ、さけ、たら、その他これに準ずる魚類
税率…36貫に付鑑300文

下肴：生かつお、塩かつほ、かつお節、さば、さい、さか、えび、れんて、さめ、其他皮付之類肴品々

税率…36貫に付鑑150文

川手運上（淡水産物に対する脅荷口銭）：こい、ふな等
税率…36貫に付鑑300文

なお、行商の場合の税率は、1人に付上肴は鑑百文、下肴は48文であった。また大津等の飛地は安く、上・下

舟平均で1駄（36貫）に付鑓50文であった⁽¹³⁾。

荷口錢の税率はたびたび改正された。例えば、安永7年（1778年）には、36貫（1駄）の下舟の税額が鑓148文に引き下げられたし、文化12年（1815年）には、さんまが下舟と同率で課税されるようになった。また文政6年（1823年）に、税率を宝永3年の税率に戻すことにされた。なお、鰯、蛤、しじみは江戸時代を通して無税であった⁽⁷⁾。

ここで、舟荷口錢の課税となる水戸領外に移出する金高を参考として付記しておく。

「国用秘録」⁽⁶⁾の「四郡寄産物入金在之分」の項目には、寛政2年（1790年）の水戸領外売捌き代金は、粕干鰯、鰐節、五十集物、魚油粕等の水産加工品は、5,158両余、生塩魚は4,093両余とあり、その合計は1万両に近い。そして、この年のすべての物資の領外売捌き代金の総額は、99,071両余というから、水産物はその10%程となる。水産以外では、33種目のうち和紙が最高で27,231両、次いで煙草が16,615両余で、1万両以上ではこの2種だけである。粕干鰯・五十集物・鰐節・油粕は合計第6位、生塩魚は第10位でこれにより寛政期には水戸領内でかなり漁業が発達していたことが推測できる。また、「水戸市史」⁽¹⁴⁾に、当時の水戸領内の海産魚種にいわし、かつお、たい、あじ、さんま、さば、まぐろ、あんこう、うきぎ（まんぼう）、ほうぼう、あかふ、たこ、えび、うに、その他の雑魚、貝藻類があげられており、特にあんこうとうきぎは有名であったとある。それに鯨もあった。

d) 魚問屋運上金

この制度の開始年代は不明であるが、問屋の營業税で、水戸藩の税額は1丁につき銀43文（幕末頃）という記録がある。

e) 船税

船役錢、船年貢、船運上、海船役、川船役とも呼称され、漁船に賦課する税制である。水戸藩の創始年代は、寛永3年（1626年）で分一税創始と同時期と思われる。当初の税率は入手史料がなく不明であるが、天保7年（1836年）に水戸藩が改定した船税の税額は下記のようであった⁽⁷⁾。

川船	本500文	本小船	本400文
立小船	本250文	網代小船	本600文
小たらし船	本100文	小倍引船	本500文
鵜飼船	本200文	地曳網	本500文
本漁船	金2分	小舌網	金2分
縄船	本500文	川内小高船	金1分
網船（鮭）	金2分	かつお船	金2分
魚貝船	本500文	かしめ船	本250文
角倉船	本300門	川内船	金1分
廻船	金2分～2両	新規藻打船	金1分

八手船	本500文	小舌船	金1分
-----	-------	-----	-----

なお、平潟村（棚倉藩）は船税は免除であったが、廻船だけは1艘につき600文が課された。それは分一税率が高いからであろう⁽¹⁵⁾。

f) 税額の具体例

元禄元年（1688年）2月、昨年の「浦々諸舟20分の1役改」として、湊村303両鑓1貫45文、平磯村26両1分鑓819文、前浜村（旧那珂湊市）1両3分鑓590文、北河原村（現、東海村）2両1分鑓77文があげられている⁽¹⁶⁾。分一役について、「茨城県水産誌」⁽⁷⁾は、次のように書いている。要約すると、藩は正確を期すため舟庄屋の意見を聞いて徵稅の改正をはかったようで、文政2年（1819年）4月湊村の舟庄屋藤衛門が次のような答申をしている。「鰯20分の1役については、係が毎日鰯漁船1艘切りに改め、現物の鰯で20分の1を受取り、それを商人らへせり売りしたならば、改正の趣旨も徹底し、藩の稅収入も増加するのではないか。」と。つまり、従前は、船主の一定期間（半年毎）の漁獲量の申告によっていたが、20分の1役立合いのもとに、即座納入方式に改正すべきだというのであり、その答申に添って改正されたようである。

「東湖先生封事稿」⁽¹⁷⁾には次のような船役錢についての記載がある。

天保5年（1834年）浜御役錢

磯浜村

船役錢（272隻）	21両1分鑓400文
舟荷口錢	鑓444貫457文
舟20分の1	金132両3分鑓1貫536文

湊村

船役錢（454隻）	金97両2分鑓250文
舟荷口錢	鑓575貫442文
舟20分の1	260両1分鑓754文

平磯村

船役錢（130隻）	金21両1分鑓741文
舟荷口錢	鑓10貫978文
舟20分の1	金143両3分鑓212文

また、文化5～6年（1808～9年）における日立地方諸浜の船役錢と舟20分の1の税額について、石神組（村松白方村、久慈村、木木村、会瀬村、滑川村、山尻村、折笠村、川尻村、河原子村）の郡奉行の加藤孫三郎が、文化6年（1809年）に石神組藩の大吟味役に提出した船役錢に関する報告書には次の記載がある。

覚	惣船数316艘
---	---------

此役金24両 2分本100文
わけ
駆船6艘 回船4艘 小地引船21艘
網小船1艘 小回船1艘 繩小船54艘
角倉船2艘 かじめ船63艘 磯小船50艘
船19艘 小たらし船64艘 川小船31艘（中略）
右石神御郡下海船員数（中略）役錢高去辰年分前書
之通御座候 以上
加藤 孫三郎
正月（文化6年）
大吟味役様中

さらに、この報告文書に統いて、石神組担当の加藤孫三郎が水戸藩の大吟味役あてに提出した文化5年（1808年）7月～12月の下半期分（文化6年正月報告）の石神組（前記の9か村）の看20分の1の税額については下記のように記録されている。

覚		
一 鐵	4貫文	村松白方村
一 同	1,685貫500文	久慈村
一 同	947貫340文	木木村
一 同	5,948貫540文	河原子村
一 同	4,966貫40文	会瀬村
一 同	258貫400文	滑川村
一 同	398貫500文	田尻村
一 同	166貫600文	折笠村
一 同	5,516貫780文	川尻村
メ 鐵	19,891貫700文	
(省略)		
正月（文化6年）		

加藤 孫三郎

大吟味役様中

石神組（前記の9か村）の看20分の1の税額の報告書
(文化6年7月) (1月～6月の上半期分)

覚		
一 鐵	5,326貫440文	会瀬村
一 同	5,105貫460文	河原子村
一 同	132貫400文	滑川村
一 同	489貫200文	田尻村
一 同	40貫500文	折笠村
一 同	2,276貫400文	川尻村
一 同	914貫650文	久慈村
一 同	6貫文	村松白方村
一 同	1,487貫960文	木木村
メ 鐵	15,779貫18文	
(省略)		
7月（文化6年）		

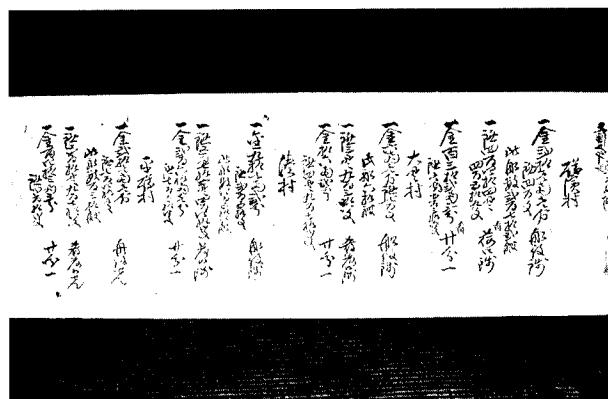
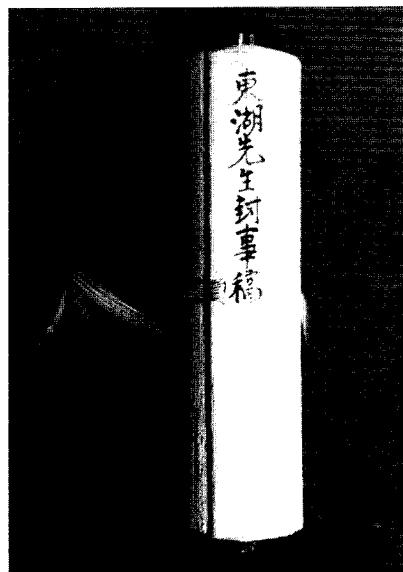


図2 「東湖先生封事稿」にある税額の記載（故湯浅五郎氏提供）

加藤 孫三郎

(資料：「石神組上御用留」⁽¹⁸⁾)

これについて、「日本漁業と水産茨城の沿革」⁽¹⁹⁾は次のように解説している。「この20分の1税は、三浜地区で、536両3分と鐵2メ502文、日立地区の鐵19,891メ780文を金1両を鐵7メ文で換算すると、金2,841両、鐵4メ780文で、両地区的合計は金3,378両3分、鐵282文となるから、総水揚金額は、6万7,560両に達したことになる。この当時の魚価が判明しないが「久慈浜郷土史」⁽²⁰⁾によると、寛延3年4月13日（1751年）の大鰯の価格が「兩に8盃」（この時の1盃は、1斗入のフゴ《竹で編んだ籠》）と書かれているから、仮りに1盃を15キロで換算し、当時の漁獲量の主体がイワシであったと見做しても8,100トン強であるから、現在《昭和46年》の属地水揚量（《いわし類》2万8,900トン）の3分の1にも達していなかったことになる。ここで注目されることは、

肴20分の1税を通して、浦別の比較をしたとき、河原子、会瀬、滑川、山尻、川尻という、現在茨城の漁港としては、3流4流にランクされる漁港が、那珂湊港を凌ぐほどの隆盛をとどめていたことである（《》内は筆者注）。」
g) 大北川の川漁運上高

水戸藩は零細な河湖漁業まで課税したが、その事例として、大北川（北茨城市磯原で海に流入する小河川）の漁業運上について触れる。

まず、鮭漁については寛永17年（1640年）に大北川の鮭の運上を、沿岸の木畠村2本、石岡村4本、大塚村4本、桜井村3本、磯原村2本、小敷田村4本、千庭村4本、合計23本に定めた⁽¹¹⁾。宝暦13年（1763年）には磯原村より毎年3貫400文位を上納したという⁽²⁰⁾。また、その後は「御郡方御用留類聚⁽²¹⁾」に2か年分として千庭川筋の鮭ます運上が下記のようにあげられている。文化14年運上高15貫、文政2年10貫500文、同4年8貫600文、同6年10貫200文、同8年9貫200文、同8年9貫200文、同10年9貫。ただし、これは20分の1税ではなく、落札価格（運上）である。また、同様のことは鮎についても見られ、石岡川筋の3か年分の運上が文化15年10貫500文、文政4年8貫700文、同8年7貫232文であった。このような、漁業権を入札制にして運上を取り立てる方式は湖沼漁業でも天保期から行われた。

3.2.2 夫役制

御役日船

藩吏の出張や御用荷物の運送の夫役で、貨物船の外に漁船も徴用される時があった。この御役日御用には何がしかの報酬が支払われた。

人夫大役

漁業関連の労働夫役には、川普請、護岸普請、船付場への道普請があった。例えば、元禄12年（1699年）11月から翌年3月までの「小川新川堀削」（現、那珂湊市街地）工事には、人足3万人を要したという記録がある⁽²²⁾。また、水戸藩が浪人事業家松波（並）勘十郎を起用して、宝永4年（1707年）に着工した紅葉運河（海老沢から紅葉村地先の巴川へ通ずる堀削で、幅200間、全長2里余）と、その関連の大貫運河（通称勘十郎堀）の疎通工事では、農民（漁民も身分は農民）の反対で遂に一揆となり、勘十郎等は投獄され結局事業は中止のやむなきに至った。それ程に農漁民は難渋した。もちろん、當時でも何がしの人夫賃（1人1日米5合）支給が建て前ではあった（前記の工事では途中停止された）が、「御役日船御用」と同様に漁期を逸することが多く、漁業生産に大きな障害をきたした。また、この労働夫役とは別に、貨幣で代納する「夫金の制」があった。水戸藩のこの創始は、「水戸市史」によると寛永期（1624～43年）であるという。

3.2.3 水産物献上品の取立て

これは、儀礼的な多年の慣行であるが、藩はその確保の為に漁業の統制を行い、漁民から市価より安い値段で買い上げた。水戸藩等の献上物には次のような物があった⁽²³⁾。

(1) 水戸藩

皇室献上品

初鮭（7・8月）（初代頼房が寛永5年（1628）に創始し廃藩まで継続、明治40年復活し終戦前まで県が行う。）

幕府献上品

2番鮭～5番鮭（8月） 生鮭（9月） 鮓代黄金（7月6日）・生肴樽（10月）・あんこう（11月）・肉樽（川尻産）と甘漬鮭（冬中）

(2) 守山藩

干わかさぎ（2月） 鮓代白銀（7月6日）

(3) 麻生藩

焼干わかさぎ、干鰯、串なまこ（冬中）

（その他の諸藩は省略）

月は、漁期等からみて陰曆と思われる。1番鮭～5番鮭の輸送については、おそらく塩鮭にして馬送したと思われる。また、番鮭とは漁獲の順序で29番鮭まであり、1番鮭が最も藩の報償金（買入れ価格）が高く、以下順に安い。

水戸藩は、献上魚の漁期には浦役人を派遣するなどして、漁獲の取締り及び献上品の取立てを行った。その典型的な事例として、水戸藩の那珂川下流域における鮭漁に対する施策を見よう。

「日本漁業と水産茨城の沿革⁽²⁴⁾」及び「水戸市史中巻⁽²⁵⁾」によると水戸藩祖頼房時代から自主的に皇室及び幕府に那珂川産の鮭を献上してきたが、元禄年間（1688～1703年）に光圀が青柳村の菊池七兵衛に、藤井鯨太夫の罪状探知の功績の褒賞として、漁業権的な内容の墨付を授与した⁽²⁶⁾。その条文には、「右者此段閑戸渡より上那珂川筋鮭鱈殺生に都て其一手に為被任地びき網は勝手次第御免被遊候条右致殺生候者へ鑑札相渡し為致殺生候様可取扱事」とある。これにより許可漁場は閑戸渡船場（現在の閑戸橋）上流の那珂川筋であること、漁法は地曳網（筆者注：後記の竹留網との関係については不明）であることが分かる。これにより、菊池家は代々現在の閑戸橋上流の青柳渡場付近に竹留網を敷設して鮭漁を営む傍ら、沿岸村民からは鑑札料（各年、留上2分、留下1両2分）を徴収して鮭漁（地曳網、流網、やす突等）をやらせた。竹留網（竹溜網）の構造は、竹製のやなで、それに遡上する鮭を網で捕らえた。ところで、菊池家が代々独占的に經營してきた竹留網漁業は安永7年（1778年）から嘉永4年（1851年）まで入札制になった⁽²⁷⁾。この間も殆どが菊池家が落札した。入札料は、「水戸市

史⁽¹¹⁾」によると、57年間の年平均が65両である。この入札制は、安政年間（1854～59年）齊昭の意向（鮭資源の維持の為）で竹留網漁業の禁止に伴い廃止された（竹留網漁業の廃止は全国的雑勢であった）。しかし、網代元菊池家は特権として、「鑑札料」徵収は認められたという⁽¹²⁾。ともあれ、安政年間に竹留網漁法が禁止されてからの那珂川の鮭漁は、刺網、流網、地曳網、鉛突き漁法のみになったが、廃藩と共に竹留網が復活し、明治10年代（1877～86年）まで行われた。

水戸藩は、那珂川鮭漁を保護する為、光圀時代以前から川筋の密漁を禁止したり、那珂川河口の湊村・丁目～三丁目地先の鮭流網漁業の禁止令を度々発していたが密漁が絶えなかった。それだけ鮭は珍重されたのである。

天保8年（1837年）からは、藩は鮭漁期に「肴番所」を設置して鮭漁の取締りを行った。肴番所は廃藩まで続いたようだ、取締り方針が慣行化した。そのうち、那珂川下流域の地曳網漁業について「日本漁業と水産茨城の沿革」には次のように記されている。

水戸藩の那珂川鮭地曳網の取締慣行

- ・漁業区域は勝倉（亘勝田市）から那珂湊地先河口まで。
- ・敷網は5張に制限する。
- ・漁期毎に毎年上用明け後20日から網押して、陰曆の10月20日までとする。もしこの期間外に漁業をなし、鮭卵、鮭子を捕獲したときは徒刑の处罚をする。
- ・網押当日より藩は吏員を派し、漁場その他諸般の監督をした。
- ・漁業中は、漁場区域内の水面に他の船舶の通行をみだりに許さない。
- ・網押当日より、5尾までは番魚と称し、その5尾を捕獲する時は、毎日漁夫1人に対し、1日玄米5合ずつを給す。かくて700～800尾位までを藩主に上納し、相当代価を下げ渡さる。その後公然の売買を許さる。公許前の密売買は徒刑の处罚をする。
- ・鮭地曳の漁夫は、雇主の承諾を得ない時は、他の漁業への就労を禁止する。

また、「茨城県水産誌⁽¹³⁾」には、幕末頃の那珂川及湊村地先の鮭漁の実情が大要次のように書かれている。

「網持ち数は湊村の数人で、5張の地曳網を使い、1張で300尾といふから、年間の総漁獲量は1,500尾程度と推定される。なお、この頃になると、沿岸においての流し網鮭漁（沖とり）も秘行されていたが勿論その数は不明である。又、水戸藩では鮭の買上げ制を採り、現金で支払うこととした。然し凶年には献上の必要量に達せず、他国に浦浜物を買い入れて代納したこともある」という。

ここで、明治時代の那珂川鮭漁について付記しておく。明治9年（1876）、那珂川下流域で本邦最初の鮭人工化事業が内務省事業として、同省勧農局関沢明清氏指導で行われた。その技術は、関沢氏が、明治6年にウィーンに、同9年にカナダに派遣されて視察研究しているので米国式人工化法であることは確かである。

茨城県は明治18年11月に鮭鱈漁業取締規則を制定（19年1月施行）したが、これは、本県の漁業取締規則のなかでは最初のもので、那珂、久慈、鬼怒の3河川のさけ、ます漁業規制の規則である。

鮭鱈漁業取締規則

- 第1条 鮭鱈漁具中左ノ漁具ハ一切使用スルコトヲ禁ズ
竹留、オコシ網及異名類似ノモノ、網留
- 第2条 地曳網ハ左ニ記載スル場所並員數ニ限り之ヲ許シ其他ハ一切使用スルコトヲ禁ズ
那珂川 東茨城郡小泉村字関ノヨリ川口マデ6張
久慈川 那珂郡石神村外宿ヨリ川口マデ 3張
- 第3条 新規ノ漁具使用セント欲スルモノハ其漁具、図面、名称、寸尺等及使用法ヲ詳記シ県庁へ出願許可ヲ受クベシ
但從来ノ漁具ヲ変形使用セント欲スル者モ亦本文ニ準ズベシ
- 第4条 鮭漁ハ8月1日ヨリ11月10日マデ鱈漁ハ5月1日（注：19年3月の更正で3月1日となる）ヨリ7月15日マデトス。其他ノ期節ニ於テハ一切捕獲スルコトヲ禁ズ
- 第5条 前条漁期中毎五ノ日（午前6時ヨリ次日午前6時迄ノ昼夜ノ間）ハ一切漁撈スルコトヲ禁ズ
- 第6条 各川筋ニ於テハ鮭鱈ノ放置セル卵子ヲ拾ヒ或ハ孵生ノ鮭鱈見ヲ捕獲スルコトヲ禁ズ
- 第7条 此ノ規則ニ背クモノハ遠弊罪ニ依リ罰スベシ

この鮭鱈漁業取締規則により、廃藩と共に復活した竹留網漁法が廃止された。なお、前記の地曳網漁業に対する水戸藩の取締り方針と比較すると、那珂川筋の場合は、漁撈体数と漁期の終始はほぼ同じだが、漁場範囲は約4分の1に縮小された。

この鮭鱈漁業取締規則は、その3年後の21年10月に下記のように改正された。改正の要点は次のようである。

1. 対称河川に利根川を加えて4河川にした（第1条）。
2. 地曳網漁業の範囲を勝倉村より川口までに拡大した（第3条）。
3. 鮭漁の漁期を9月1日より11月30日までとづらした（第6条）。

このように、明治期の本県のさけ漁業の規制方針は、

水戸藩の踏襲であるのだが、ここで注目したいのは、資源保護を基本的に重視した点である。ともあれ、水戸藩は献上品確保のねらいで鮭漁を最も重要視した。

3.3 漁業助成施策

3.3.1 難破船救助

江戸時代は、漁船の貧弱に加え、気象探知は浜の伝承によったので遭難が多発した。乗組員団は同族または家族単位の構成であったから、遭難の度毎にその遭族は男の働く手を失い、遭族はすべて女子と子供で、漁業は廃業せざるを得なく、したがって浦浜にとては最大の社会問題であった。

しかし、藩としては何等の救済策はなく、専ら地元及び付近の村々にまかされていた。難破船救助費負担率は、地元4割、付近の浦浜4割と付近の農村2割である。そして、付近の範囲は長い間の慣行として定着していたようである。これは、単に救助費の負担であって、遭族の生活保険は含まないから、漁民は自然と通婚により同族的結合を強め、独特的の同族團的社會を形成するようになり、その共済に頼るようになった。

3.3.2 漁業資金の貸付け

江戸時代は全国的にどの藩でも漁業資金の融資をしていた。水戸藩の事例を示すと、元禄10年（1697年）の青柳村の那珂川鮭漁網代元の融資額は20両であった⁽²⁴⁾。また、貞享5年（1688年）の磯浜村の揚縄持9人と小舌持8人の拝借金は合計1,600～1,700両（過去からの累計額）という。

那珂湊の大内義邦所蔵文書⁽²⁵⁾によれば、文化5年（1808年）に湊村の小舌持が、経営資金貸付の申請をしている。その内容は、願人は湊村の小舌持6人、使途は1張平均60人余の漁夫給料と漁夫貸付金及び網株仕継金（経営資金）充当の為、貸付総額は300両（1張平均50両）、無利息、10か年賦払い、村役人引請というものであった。文化期は、まいわし資源の回復期で文化末期から本格的な豊漁になった。したがって、この件は小舌網漁業の再興の為の願出である。この願出に対する水戸藩の処理については不明である⁽³¹⁾。

安政期（1854～59年）になると、水戸藩は舟庄屋等を請人（保証人）として、年利1割（半年5分）、貸付期間は6か月とし、かつお漁業においては、出漁始めに郡吏を漁村に派遣して調査させ、乗組員10人以上の漁船には1艘当たり12両、それ以下の漁船には8両ずつを貸付けたという。そして、もしその年が不漁の時は、以後において年賦償還させることにした。しかし、不漁年が継続する場合はそれすら不可能なので、前記に見るような多額の累積債務を負うことになったのである。

「日立市史⁽²⁷⁾」に幕末頃の川尻村のかつお船建造及運営

資金につき藩よりの拝借金のことが載っている。それによると、川尻村（江戸時代中期以降かつお漁とかつお節、塩辛製造が発達していた。）の元衛門等船主20数名の藩よりの拝借金は、慶応3年（1867年）にはかつお釣り漁業などについて、合計719両2分という額に及んでいる。この種の貸付金は、毎年行われ、貸出帳や調帳も度々作成されていた。また、この拝借金は廃藩まで続いたようで、同書にその記録が載っている。その中から摘記してあげると①借入金135両、借入願出期日明治2年巳4月、返納期8月、9月（2回分納か）、②1割中途（利子のことか）、③願出入は川尻村鰯舟持共利平等28人であり、庄屋と兼務舟庄屋、與頭（4人）が連署捺印している。④宛名は東民政方御役所様とある⁽²⁶⁾。

以上の事例から推測して、幕末になるにしたがい貸付額が縮小し、利子も高率化して融資の抑制に転じた印象を受ける。それは、享保、天明、天保の大飢饉を契機に領内の農民が減少し、本年貢高が減ったことが根源であった。ちなみに、享保17年（1732年）の水戸領の農民数は31万人であったが、天明6年（1786年）は23万人、天保5年（1834年）は24万人となり、水戸領の表高は35万石といわれて来たが、天保13年（1842年）は29万9千石の表高に減少した。それに反して幕末頃の歳出は、海防に伴う武備の充実、藩指導層の保守派と改革派の政策上の対立と内紛の為に出費の抑制が進まず、結果として藩財政は極度に逼迫したからである。

ともあれ、このような藩よりの融資を基に、漁業者は装備を整え、漁夫を雇用して営業を行い、その漁期の終了後に元利共返納する慣行が毎年行われていた。ところで、幕末頃に藩からの融資が得難くなると、融資先を魚問屋等の商人に傾斜するようになった。

3.3.3 漁業資源の増殖

水戸藩で知られている新種移入は藩主光閑と齐昭時代のものぐらいである。光閑の業績については、「日本漁業と水産茨城の沿革⁽¹⁹⁾」は次のように記している。

「元禄年間に、コンブを北海道から取り寄せて大津浜に移植を試みたが、これは失敗だったようである。あか貝を武州から取り寄せて領内の海に放流した。さざえや鎌倉えびを江の島から搬入して河原子に放流した。」以下は年代不明だが、「たなごを新潟から運んで領内河川に放流した」というし、源五郎ぶなを琵琶湖より取り寄せて茂宮川に移植した。それにより茂宮川のふなが有名になったといわれる。また、はまぐりを鹿島方面から獲ってきて、大貫と磯浜の境に移植した。」とある。

「日立市史⁽²⁷⁾」には、「光閑が、あゆを多摩川から取り寄せて諫訪川（鮎川）に放流したとの伝承がある。」とあり、幕末には、「藩はこのあゆに運上金を課すため、入札であゆ取人を決めた⁽²⁸⁾」とも書かれている。また、

「会瀬浜については、光圀が、鮑、さざえ、とこぶし、きんこ、ぎんこ、昆布を奥州から取りよせて移植した⁽²⁹⁾」とある。光圀の外来種移入は、一説では、寛永12年(1672年)に始まり、元禄3年(1690年)の隠居後も行い、元禄13年(1700年)の死去まで継続したという。

齐昭は、天保11年(1840年)に会瀬浜にさざえを放流したことがあるという⁽³⁰⁾。

ここで、光圀の農漁村開発事業の一つの徳島新田(現、潮来町)の開発にふれておく。「徳島」という地名は、光圀が自ら命名したと伝えられている。現在では、温暖な気候に恵まれて県内でも有名な早場米の産地であるが、かつては周囲の浪速浦の淡水漁場により、こい、ふな、うなぎ漁の盛んな村落であった。新田開発の伝承によれば、開拓民の支えになった資源は淡水魚であったという。光圀は、延宝元年(1673年)に、この地域を屋敷5町歩宛に区画して、20戸の開拓村を造ったがそれには多分に領地確保のねらいがあった。

3.4 漁場制度と漁業規制

江戸時代の幕藩体制下の漁業権は、各浜の漁民の共有を認めていた。その理由は農地のように分割することが不可能であったからである。この慣習は、明治時代にも基本的に継承され、明治川漁業法(34年4月公布)、明治漁業法(43年4月公布)に引き継がれて、漁業権制度の根幹となった。水戸藩より認可された古川利用漁業権の範囲は、各村域の地先が原則で江線付近に限られていた。それは、当時の漁船の航行能力と、幕府の「寛保御定」(1742年)の方針(沿岸は地元、沖合は自由)に添つたからであった。ところが、地元の沖合性漁船が増加するに及んで関西系や千葉県及び鹿島地方の季節的な来航漁船との競合の問題が生じた。それへの対応としての水戸藩の措置の具体例を見よう。

延宝3~4年(1675~76年)に鹿島郡湯坪村(天領)の漁民長衛門と権四郎の両名が、湊村沖州(沖州)において網縄網(揚縄網)漁業をしたいという水戸藩に対する願出を認め、2年間で35両という二十分の一税を上納させている。これに反し、元禄4年(1691年)磯浜村願入寺内の森安節等が、江戸前から船を雇って、磯浜村や湊村の浜で網縄網(揚縄網)漁業をしたいという水戸藩への願出に対しては郡奉行は、地元同業者の反対で不許可にした⁽⁷⁾。

貞享4年(1687)10月 湊村の網縄持10人と小舌持3人(舟庄屋1人)及び磯浜の網縄持8人と小舌持15人(舟庄屋1人)が共同して、水戸藩に対し「他領漁船入漁禁止」の訴状を提出している。その内容は「茨城県水産誌⁽⁷⁾」によると大要次のようにあった。原文を整理して掲載する。

「他領之舟入申候得ハ廿分一御金上り増可申候ニ御座得共いわしヨリ申時ハ場所多ヨリ増申物ニハ無御座候間大勢あぐり小舌持所へ寄申ニ付割荷物之様ニいわし取申候得ハ他領之舟不参候ヘバ両村之船ニ而鰯取増可申候間廿分一御金モ同前ニ可有御座与奉存候事

右之通り磯(磯)湊両村ニ而取申候いわし他領之舟入込被分ケ取迷惑ニ奉存候先年あぐり両村ニ小分ニ御座候時分モ鹿島領ヨリ参候あぐり当村之障ニ罷成候間御訴訟申上寄セ不申候處ニ近年ニ罷成他領之あぐり小舌入込迷惑ニ奉存候為両村之御慈悲ヲ以先年之通他領之舟御法度ニ被仰付下候者難有可奉存候依如件

貞享四年卯ノ十月十三日

湊村揚縄持 10人 (氏名省略)

小舌持 3人

舟庄屋 1人

磯浜村揚縄持 8人

小舌持 15人

舟庄屋 1人

大井武兵衛様

鮎澤伊太夫様

続いて翌月に次のような提訴をしている。

乍恐書付ヲ以申上候事

右ハ他領ヨリ網縄舟小舌船大勢罷越両村之あぐり小舌迷惑申候ニ付役金五両ヅツ、

右ハ他領ヨリ網縄舟小舌船大勢罷越両村之あぐり小舌迷惑申候ニ付役金五両ヅツ、

湊村

網縄持 10人

小舌持 3人

舟庄屋 1人 (氏名省略)

磯浜村

網縄持 7人

小舌持 14人

舟庄屋 1人 (氏名省略)

貞享四年卯ノ十一月十八日

右之役金取申分ハ磯湊両村あぐり小舌ニ而割荷ヲ以分ケ取可申候但シ小舌ハ三組ニ而網縄毫組分之わけ前取可申候

大井武兵衛様

鮎澤伊太夫様

これは、他國の人漁船1艘につき、年に5両の運上金を課され、その取立てを両村の同業者に請負わされ、その代償として両村の者が分配することを許可されたいと

いうのであるが、藩はこれも許可しなかった。そこで、翌年正月に重ねて次の提訴をした。

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候事

当十年以前迄者磯浜ニあぐり、はぢだ、小舌共ニ舟貳組御座候処ニ其後他領之あぐり入込中ニ付段段潰れ当分あぐり九組小舌八組メ拾七組ニ罷成申候其外あぐり八組小舌はぢだ七組メ拾五組之者共身上切潰申候残あぐり小舌之者共両村ニ而拝借金千六七百両余御座候而当分続罷有申候右之通り他領ノあぐり小舌入込申候者猶てい不罷成渡世送兼申拝借金上納可仕様無御座候而段々ニ潰可申奉存候其上あぐり小舌へ両村ヨリ乗申舟方千五六百人御座候此者共之儀モ他領之あぐり入申ニ付猶てい不仕候故日用之金小分ニ取申ニ付他領へ働ニ罷出迷惑仕候事。

鰯寄申儀ハ何方へ寄申候共一所へヨリ申旨ニ御座候ニ付先年あぐり壱組ニ而鰯ヨリ申時分ハ一日四五艘廿艘ツ、毛取申處ニ半分ハ他領之あぐり小舌入込申ニ付仕合罷網一日四五艘ハカリヨリ外ハ被取不申候此上他領之舟御法度ニ被仰不被下候ハハズデハ他領ヨリ參候

あぐり小舌船はぢだ舟が両村之モノ共積ヲ以役金書付指上可申由ニ御座候間両村之モノ共相談仕如此此書付指上申候去春中ヨリ暮迄鰯壳立金高磯之浜村ニ而貳千七百六拾六両湊村ニ而貳千九百五拾貳両三分メ五千七百拾八両三分程取申候此外他領之モノ共八百九拾貳両三分程取罷帰申候当分モいわし取候由承次第当月中ニモ大分罷越両村之サワリニ可罷成与奉存候間右之通り役金取申組ニ被仰付被下候ハ処之賑ヒ可罷成与奉存御訴訟申上候事依如件

貞享五年辰ノ正月廿日

御郡奉行所様

両 御代官所 様

磯浜村あぐり持

作兵衛 六左衛門

惣四郎 源兵衛

惣左衛門 吉郎兵衛

李之亟 権左衛門

同村小舌持

二郎左衛門 長助

彌五兵衛 甚兵衛

十三郎 四郎衛門

助作 彦兵衛

藤藏 作衛門

孫衛門 加茂衛門

五郎衛門 彦之亟

彦兵衛

同村舟庄や 平左衛門

湊村あぐり持

李衛門	八衛門
市衛門	喜兵衛
二郎左衛門	新左衛門
七十郎	源兵衛
瀬左衛門	六左衛門
同村小舌持	
彦左衛門	藤右衛門
長衛門	
同村舟庄屋	
次兵衛	

しかし、この願出も幕府の方針（沖漁は自由）の氣兼からか許可されることはなかった。これらの一連の訴状から、江戸時代中期には磯浜・湊両村に揚縄網、小舌網漁法によるいわし漁業がかなり発達していたこと、及び両村の地元業者が地先漁場の排他的な占用利用を意図していたことが分かり、さらに水戸藩では幕府の方針（沖漁は自由）と地元漁業者の意向の調整に苦慮していたことが窺われる。

貞享5年の訴訟文の中に、地元業者の不漁の理由を他国船の入漁のせいにしている箇所が見えるが、10年前（延宝5年）以前にいわしの不漁が約20年間続き、その間の累積した赤字が大きい為、延宝6年～天和期に上向きに転じてもそれを埋めることができなく倒産したと思われる。そして、貞享期から豊漁になり、貞享4年のいわし壳立金は、磯浜村2,766両、湊村2,952両余という最盛期を迎えたのである。したがって、この提訴は、いわし漁業の最盛期におけるものであった。なお、同年の他領船は892両余をとった。

地曳網漁場の規制に関し、湊村の事情を見よう。寛政年間（1789～1800年）「御網場」に指定された沖州（向州）が湊村の業者に特免された。ただし、漁期は鮭漁期（旧7月～旧10月）は禁止であった。それは、流網と同様に地曳網に鮭がかかるからである。これを見ても、藩は肥料源としてのいわしよりも鮭を重要視したことが分かる。寛政期における許可件数は2張で何れも湊村の漁業者であった。そのうち1張は個人網で、収益の5分の1上納、との1張は共同組で、収益の10分の1が条件であったという⁽²⁾。さらに、文政2年（1819年）には、沖州で湊村の共同網2張、文政9年（1826年）に、湊村の5人（張数不明）⁽³⁾、文政12年（1829年）に湊村共同網2張⁽³⁾がそれぞれ許可された。なお、明治15年になっても、湊村の地曳網は1張（漁船2艘）が維持されるに過ぎなかった。それは、地曳網適地の沖州が江戸時代中期から「御網場」に指定されていたことで、そこはすべての漁業が原則禁止であり、しかもほかにこの漁業の適地がないからであった。

その他の漁場制度を含めて、前記の事項を整理すると、藩は、那珂川の鮭漁や涸沼の淡水魚の捕獲、及び大北川のさけ・ます・あゆ漁の入札制を江戸時代末期に施行したこと、沖州（湊村、祝町地先）を光圀時代から禁漁区として原則禁止したこと、那珂川河口部の流網漁業は、上流の鮭漁を保護する為に、鮭漁期間を禁止したこと、いわし流網漁場は夏海沖～久慈沖を春季禁止したこと（安政2年）があげられる。なお、水戸藩でも村単位の地先漁場地元主義が貫徹されていたことは前記の通りである。

漁業規制について、既述事項を整理、補足しておこう。水戸藩では、漁業開業、廃業、新造船の建造は、地曳網漁業や張網を除いて原則自由で、舟庄屋または庄屋を通して願出さえすればよかった。ただし、新規開業の場合には相当の賃金を上納したらしい。

操業上の規制は、①前記の「願入寺（磯浜村祝町）系の人の願出」の例のような、他領船を雇って操業することは禁止。②地曳網漁業は本百姓以外の営業の禁止（漁業権行使の本百姓制、または、江戸後期の全面禁止。）③他領船（揚縄網漁船、小舌網漁船、八田網漁船）による自領の沖合性漁場での操業に対しては、貞享3年（1686年）以前の事例のように禁止した。許可する場合にしても高い運上を課した。また、地曳網漁業においては、漁場占用権の地元主義から他領船の自領内入津を禁じていたから、この漁業も排除されていたことは確かである。理由は、沿岸地元民の操業の障害を防除することと、地元農民が営農を怠るようになるからであろう。④自領内の漁船の海上売りと他領地売りを寛永4年（1627年）8月に禁止した。そのねらいはもちろん分一税の脱税防止の為であった。その布達は有名なので条文を重ねてあげておく（その禁止年は、「茨城県水産誌⁽¹⁾」には寛永3年9月とある）。

「海のうえにてよろつきかな、売買いかたく停止せしめ候、もし獵師共、海のうえよりすぐに他領へ舟を付、さかな売り候はば曲事たるべし」⁽¹¹⁾

このような自領本位の封鎖主義の経済政策のもとにあっては、漁民はどんなに他領地より魚価が安い場合でも領内漁港に水揚げをしなければならなかった。但し、他領の沖合性漁場への出漁は幕府の方針で可能であった。

3.5 水産物流通制度

水戸藩は、自給経済確立と徴税の観点から、かなり込み入った流通統制を行い、前記のような脇売りや抜売りの禁止の外に他領地出荷の場合は肴荷口錢を徴収した。

3.5.1 耘荷口錢取り立ての方策

肴荷口錢の徴収は、宝永元年（1704年）頃に創始され

た。そのため領内の五十集物はすべて城下上町、下町の肴町に集めて、そこの五十集問屋が御用肴だけを買いあげ、残りの物のうち江戸やその他の他領内向けの出荷物に対しては、藩の下級役人が荷口錢を徴収した。税率は前記しておいた。

「五十集（いそば）物」とは、江戸時代の慣用語で、一般に水産物やその加工品を総称していた。「広辞苑」には、「①漁場。転じて魚市場。②乾魚、塩魚を売る店。③魚を行商する者。④南九州などで使用する一種の大船。」さらに、五十集屋の定義を「乾魚、塩魚の商店、またその業の人」とある。語源は磯場（いそば、漁場）が転じて五十集になったとの説もある。また語類にはその他に、「五十集者」、仲買人を含めて「五十集問屋」、取引場を指す「五十集所」等があり、それぞれを場合に応じて適当に使い分けていた。いずれにしても、他領出荷の五十集物は、輸送上の関係で生魚よりも、干鰯・〆粕、かつお節、乾鮑等の加工品の方が多かった。例えば、寛政2年（1790年）の領外売捌代金は、「国川秘録⁽¹²⁾」によると、生塩魚約4千両、加工品約5千両とある。

ところが、天明期頃になると、浜方商人が肴町の問屋に寄らず、直接城下町商人等に販売する者がふえた反面、城下町商人が肴町問屋よりも、直接浜商人からの仕入量の方が多くなる傾向が生じた。そこで藩は、文化12年（1815年）、文政元年（1818年）、同2年とたびたび警告を発して五十集物の売買はすべて水戸城下の上町・下町の肴町のみで行われた。それは、水戸城下の前記の肴町問屋が既特権を維持すべく、窮状を藩訴したからであった。

しかし、このような傾向は一向に改善しなかったので、藩は抜荷防止のため、荷口錢の現地納入方式に切換えた。その手段として、文政6年（1823年）に、①出判（材判）村役人を問屋や仲買人から選んで藩が任命した。例えば湊村の出判村役人は「茨城県水産誌⁽¹³⁾」によると、和田1人、七日13人、六日14人、五日14人、四日1人、合計13人であった。このように人数が多いのは、敏速な処理（現物確認と規定の荷口錢の徴収）をするためであった。②出判改所を設置した。つまり、領内の交通要地12か所（水戸城下町と太田町の肴町、磯浜と大貫の境、大山、菅谷、部垂（大宮町）、折橋（里美村）、馬頭、大子、大内、海老沢、野口）に設置して、領内各浜から他領地出荷の五十集物を検査して、すでに出荷元の浜で出判村役人に肴荷口錢を納めた者に対してはその出判へ裏書きし、出荷元で未納の者はそこでなにがしの追徴金を加えて規定の荷口錢を徴収したようである。肴荷口錢の徴収について、「日本漁業と水産茨城の沿革⁽¹⁴⁾」は、「魚商から流通課税としてとった肴荷口錢は、必然的に漁民への転嫁となったであろうことが窺い知られる。」と記している。

ちなみに、文政6年（1822年）3月の出判取扱方に関する水戸藩の布達をあげておく。

取扱振之覚

御領内浜々ヨリ他所へ指遣相成魚荷物其浜方改出判送荷物並上魚下魚之境見届再改之上出判引上御役所之印紙相渡可候

但於浜方ニ上魚荷口下魚之出判ニ候ハバ上魚御定之役錢相立可申事

諸浜ヨリ指出候魚荷物其村方ニテ相揃候ハバ浜方之出判へ裏書イタシ印形相極指出可申事

但改所無之村方ニテモ相揃候ハバ其處之村役人之内ヨリ証拠書付取浜方役人へ指出候様浜々エモ相達候事

一 他所ヨリ入津之塩物干物御領内ニテ買取直ニ他所へ荷送候分ハ役錢御免候得共、浜方出判送り見届印紙ニ引替御役所へ指出可申事

但入津塩物タリ共於荷揚右品壳捌残品其荷造候節ハ役所へ相納可申事

一 抜荷役錢収納之分ハ役所へ相納可申事
但荷口錢取集候分ハ所相場ヲ以、金子ニテ成共勝手ニ相納可申事

一 生荷之儀ハ片時ヲ争候間於役所隙取等有之候ハ販先直段ニモ拘り及難儀候付、依而隙取無之様出判引替可被取扱事

出判認振之事

上肴 何村荷主

何箇印 ○改人之印

下肴 誰

右荷物改指遣候メ

未何月何日 印 役所

一 御領内壹通出判認振之儀ハ浜方ヨリ持参之出判致裏書印形相極指出可申候

元帳工割印

表書之荷物当所ニテ壳捌申候

何月何日 何村役人

誰印

一 通り出判裏書致差出候分、横折元帳へ何村誰ト申義留置改書日日差出可申し事

但印形付ニテ差出可申候

一 荷口錢抜荷並被取候分同断留置月々相納可申事
但右同断

一 印紙月々相渡置候分、浜方引替候出判印紙數突合致候事

但突合不申分ハ改人失念ニ而役錢弁之事

一 浜方之出判月切ニ訳置可申事

一 上下組入候荷物ハ一箇所之役錢分掛出シ取納可申事

一 御印紙何枚相請取申候浜方出判引替之分並諸帳共指出追而仕訳可仕候 以上

何月何日

何村役人

誰印

一 鰯蛤蜆ハ其旨出判へ相記指出可申事

一 抜荷見当候ハバ上下魚見届品位御定通割ヲ以可致取納事

但一駄付拾錢ヅツ御合カ改人へ被下事

右浜方ヨリ荷出帳改所帳へ突合等ニテ抜荷へ荷入候分、上下品不見届候共御定之上品割之通一駄付鑑三百文ヅツ収納可申事

役錢御免之分

鰯、蛤、蜆

右之通以来取計可申事

（資料：「茨城県水産誌⁽⁷⁾」、「茨城県史料」近世社会経済編IV⁽⁸⁾）

このような肴荷口錢取立の仕法は浜商人にとっては不評で直ちに強い反対が起こった。その理由は、出判改役所を迂回しなければならないこと、そのため時間と運賃を浪費すること、改役所が混雑すること。例えば、「常陸湊通運史話⁽³²⁾」には、大貫出判改役所では、平磯、湊、磯浜、大貫各村の江戸出荷物が集積するので待時間を空費し、鮮度を落として大損害になったことが書かれている。一方、城下町の肴町の衰微も大保期には深刻となり、同年代中およびその前後にたびたび問屋から窮状を提げた藩訴が繰返されている。藩は、その対策として、肴の自由売買の禁止令（天保3年1832年）、問屋定法の制定（天保4年、1833年）、再度の自由売買の禁止令（弘化2年、1845年、弘化3年、1846年）を布達したが抜荷が増え、自由売買も横行した。

3.5.2 問屋株仲間の公認

a) 湿村の場合

水戸藩が湊村の株仲間を公認したのは文化年間と思われる。藩は、株仲間に取引先、価格、人夫賃金等にわたる独占的特権を与えて商業上の統制をはかった。株仲間加入に際してはかなりの冥加金を上納したが、その金額の特に多額の者は郷士に取立てられた。又、持船を利用して廻船業を兼営する豪商も出現した。例えば、幕末頃に湊村で活躍した「湊三傑」と称された桜井惣太夫、大内清衛門、及び木内兵七はその範たる者であった。「那珂湊大漁港修築史⁽³³⁾」によると、桜井惣太夫（莊屋）は天保年間（1830～43年）五十隻商を営み、塩鮭を平潟より仕入れて、これを野州方面に廻送していたが、直接松前から買付け、これを親船によって仲湊（那珂湊）に移入し、県内は勿論、栃木、群馬、長野方面まで販売し、

その代荷として麻等を移入した。それにより漁業用の網・綱工場が成立した。また親船は、返り荷として刻煙草等を運んだため、仲湊に刻煙草工場が出現し、「水府煙草」の名産地として知られるようになった。大内清衛門（郷士）も、問屋商の傍ら回送業を営み、持船数隻を以て盛大に交易を行い、天保9年（1838年）持船徳宝丸に乗り北海道、千島、サハリン、シベリアの一部を視察し、烈公に報告した。勿論、この快挙は鎖国政策により外国航海を厳禁されていたので、かねてから大内清衛門が親交の深かった烈公の内命によるものであった。以下は余談になるが、同書から引用すると、烈公は大内清衛門の約半年に及ぶ探検を喜び次の一首を贈られたとある。

蝦夷人の服までとりて来るこそ

君が心のあつしとやいわめ

「あつし」とは北方地方で愛用されて居った分厚い木綿の絆犬ようなものである。

木内兵七は水戸藩随一の富商であり、烈公（齊昭）が安政2年（1855年）にモルチール砲鑄造のため、那珂湊に反射炉を建設する時、木内家から莫大（5千両）の借入れをしている。木内兵七は水戸藩の御用商人であり、廻船問屋、材木商、金融業等を営み、維新時の水戸藩だけでも貸付残高は3万両もあったというから、他の諸藩への貸金を含めると恐らく数万両はあったであろう。彼は、資産力をバックに遠大な構想を持っていた。「水戸市史⁽¹⁾」によると文政初年（1818年頃）、水戸の有力商人等と共に株仲間を結成して、江戸や大阪に会所を設立して大口取引の独占を目指んだ。しかし、その計画は結局水戸藩内の意見の対立で実現できなかった。もう一つは、彼が西浦賀（現、横須賀市）に会所を設立する計画である。当時は関西方面に出荷する関東産の干鰯・メ粕は西浦賀に集められて、そこから出荷されていたので、彼は水戸領内生産の物ばかりか、他領生産の干鰯・メ粕をも買い集めて大阪方面へ販売する構想を立てた。これも、結局は実現できなかったのであるが、その理由は「水戸市史」によると、東浦賀商人の反対のためであるという。

湊村の問屋株仲間は次の特徴をもっていた。

① 独占体制が強力で株仲間数が少ないと。例えば、文化6年（1809年）の藩公認の株仲間数は僅か13人であり、文政12年（1829年）の取引先毎の公認仲間数は下記の7軒であった⁽²⁾。

仙台問屋株

四方之亟 彦衛門 又八

南部問屋株

近藤長四郎 長次郎 惣三郎 東蔵

松前問屋株

惣三郎 東蔵

② 他村では農業等との兼業者が多くいたが、湊村で

は専業商であったこと。それは取引先が北海道まで及び、荷捌量が多かったからである。

ところで、これらの7名が藩訴を以て口銭を4分とし、うち4厘を村益金とする願出に対し、藩は、文政12年（1829年）4月、口銭3分、うち村益金4厘との布達があった。なお、問屋の運上金には、この外に一定の税率を以て上納する肴荷口銭と戸別納入の魚問屋運上金があったことは前に書いておいた。また、株仲間指定の謝礼の意味で多額の冥加金（献金）も上納したことも前記の通りである。

この結果は、株仲間の高利潤志向と相まって、結局は消費価格の騰貴を招くこととなり、幕府が天保の改革で一時期株仲間の解散を命じたのもその理由からであった。水戸藩では、文政12年（1829年）湊村の商人2人から問屋株新規加入願が藩に提出され、既存の株仲間との間に紛争が生じ、それが原因で天保12～13年に解散を断行しようとしたというが、その事実は、幕府方針のインフレ防止策に倣った齊昭の大保の改革であったのであろう。ただし、水戸藩では、幕府の解散令を受けても実行しなかった代わり、株仲間の肅正を行った。なお、文政年間に、湊村に藩公認の仲買人の株仲間が47人あったという⁽³⁾。

b) 川尻村の場合

「日立市史⁽²⁾」に川尻村の五十集仲間のことが詳しく載っているから、それを要約して紹介する。

川尻村

庄屋 共江

組頭

其村五十集共累年人数相過、數人之者之内に者不心得之者も有之、漁物代金相滞船主共及難義候山に而、文化ニ丑年主法相立田畠請地共に見込五石以上耕作致候者は、本札と唱、造荷勝手次第、右已下之者は、半札と名附、横田附振り壳に限り、其節新規組入候者は長く半札之筈取極め候由、畢竟時勢により相定候事とは相見江候共、于今至り候而者、公ならざる事も相見候に付、往古に復、本札半札之差別は相止、文政九戌年組入候者相除、残五十集百七拾六人を以、株式相定、向後船主共不及難儀に候様正路に壳買可為致し候、勿論右商に傾、農事に怠り、或者不心得之者於有之は、屹度指留可申候

但株式相定候上者譲渡之儀は相対次第不苦候得共、居屋鋪持商無之者江譲渡候義は不相成事に候。尤江戸出五十集之儀者只今迄村定之通居置、譲渡之儀は可為同断候

右之通自今以後、村定相改萬端取締、未熟無之様五十集共江申付取扱可申事

天保二年卯三月

前件之通被仰付候条奉畏、以来未熟無之様売買可致候。尤五十集本札半札と相証、文化二丑年相渡置候処、此度本札半札礼之差別相止候様御達に付書替、百七拾六枚相渡申候。以後五十集株譲渡之儀は勝手次第に被仰付候へ共、村役人江相届、双方証文取返之上、相譲可申事

計176人 記名捺印（氏名省略）

江戸五十集面附 計44人 記名捺印（氏名省略）
右当村中買五十集永代新規加入不相成前書面附之者人数相極、五十集株式に被仰付候上は、譲渡勝手次第に相成申候事。尤御田地出精之上中買可致候、若し農事怠五十集渡世計に傾、或者不心得之者は札引揚屹と売買指留可申事。

天保二年卯四月

庄屋、舟庄屋、與頭、五十集頭、同兼帶

計9人、記名捺印（氏名省略）

（資料：船田行隆氏蔵文書⁽⁴⁾）

この、天保2年（1831年）3・4月の庄屋と組頭宛の水戸藩の達しは次のように解される。

川尻村の五十集衆は、文化2年（1805年）に規定を設定して、耕作面積5石（5反歩位）以上の者は本札として荷造勝手次第、それ以下の耕作者と横田付振り賣（ボデ（一）振売り）と財力本位に差別した。その趣旨は担保能力の強弱によったからであろう。そこで、このような村定めを次のように改正するように取り計らえという藩令がなされた。

- ア) 本札、半札の差別を廃して平等にすること。
- イ) 文政9年組入以外の五十集者176人とすること。
ただし、江戸出五十集者44人は従前通り認める（176人と重複する者がある）。
- ウ) 株式を定めて、船主共に迷惑（代金未払いのこと）
がかかるないよう、正路に営業すること。
- エ) 商業に熱中して農事を怠らないこと。
- オ) 家屋敷持の者は永代譲渡を認めること。
- カ) 不心得の者は営業を指止めること。

この藩令を承けて、同村の庄屋と船庄屋等がばかり、天保2年（1831年）4月に、村定（株仲間規定）を改正して、五十集仲間176人と江戸問屋の仲買人44人（前者と重複する者を含む）に新札を交付したわけである。

川尻村の五十集株仲間の特徴は、農業から独立した純粹の商業株仲間ではなかったということである。この点で湊村の場合と大きな相違がある。その代り人員が多い。概算200人といえば恐らく大部分の商家が五十集株仲間に加入しており、しかも農業兼業商家であったわけで、生活水準が高く、商業活動が日立地方の中では活況を呈していたと考えられる。

また、同書に「会瀬、河原子、久慈浜においても、規

模の点で相違はあったろうが、おそらく川尻村のような状況をみられたことであろう。」と書かれている。

c) 浦方問屋と商品流通

藩は村定（株仲間規定）をつくらせ、或いは改正させ、それを通して住民を統治する自治的仕法に注目した。

浦浜の中・小問屋（浦方問屋、生産地問屋）は大問屋（都市問屋、消費地問屋）から運転資金の前借り、または漁業者への代金後払いによって、漁業者より買上げ大問屋に納める仲買商的営業を営んでいた。一方、生産者は出漁資金（仕込資金ともいう）を前述の通り、有力の者は藩から短期資金を借りて営業して漁獲物を浦方問屋等に売り、それを以て返却する方式をとっていた。ところが幕末頃になると、藩財政の逼迫によりじゅうぶんな借入ができなくなったので問屋等から出漁資金の融資を仰ぐようになった。その結果、漁業者は販売の自由を失い、不当な安価でも融資問屋等に売らなければならなくなつた（注：問屋等には大型仲買商を含む）。

そのため、水戸藩が天保2年（1831年）に川尻村の株仲間認可の条件を、「向後船主共不及難儀に候様正路に売買可為致候（中略）或者不心得之者於有之は、屹度指留可申候」と規定し、植段を適正に、支払期日を守るよう布達する必要が生じたわけである。

こうして、水戸藩の漁業は大問屋（江戸等）——中小問屋（浦方問屋）——生産者（網主・船主）という縦の系列が、幕藩体制のもとで資金的に確立していった。このような系列化の過程を、経済史では「前期的商業資本主義の成長」ととらえている。さて、このような過程において本県の浦方問屋間に階層分化が生じ、中小階層と大型階層に分れた。中小階層の多くは農業を兼業する傍ら、生産者と消費地の大問屋間に介入して仲買商的活動を営んだが、取扱数量、営業期間が少なかったのに対し、大型階層は冥加金を上納して藩と結託し、それをバックに回船業の兼業、または株仲間を支配して商品流通を独占し、巨万の富を蓄積するものも生じた。また、その資金を融資して漁業生産を支配するようになった。その典型的的事例は前記のように湊村に見られる。

3.6 水戸藩の農本主義と漁業

水戸藩では、光圀時代の漁業資源の増殖や以後の時代の漁業資金の融資等の助成策もとられたが、農本主義に偏して漁業の保護育成政策は軽視された。だから、いわし漁業者の足腰は弱く、たびたび襲来した不漁期には倒産して干鰯・メ杓が減産し、価格上昇の結果消費が減退して地力が低下し、土地生産力が落ちるという一連の連鎖をくり返した。このことは、水戸藩を含めた東北日本の4大飢饉（享保17年（1732年）、宝曆5年（1755年）、天明2～7年（1782～87年）、天保3～7年（1832～36年））は皆いわしの不漁期に発生していること、その天保飢饉

中にあって、二宮金次郎が干鰯・メ粕の使用によって、土地生産力を維持することにより、桜町復興に成功した事例が証明している。

宇津家の桜町領3か村（現、栃木県二宮町）の貧困復興に対し、文政5年（1822年）に二宮金次郎が任命されてから、彼は毎年干鰯・メ粕を原地から直接取りよせて農民に分け与え、荒地の沃地化をはかった。その金額は1か年分104両にも達したという⁽³¹⁾。

当時の桜町領3か村の農家数が150戸程度であったから、1年間の干鰯・メ粕の1戸当たりの使用量は約0.7両になる。その効果は、天保3～7年（1832～36年）の飢饉（冷害）に、領内に1人の餓死者もなかったばかりか、隣村の青木村（現、茨城県大和村）や烏山藩（現、栃木県烏山町）を救援する余力を持つに至った。天保7年の桜町の対外救援量は、同書によると米1,243俵、稗234俵、種糲171俵であったという。このような干鰯・メ粕の使用によって、地力を高める合理的な農法は、彼の生地柏山村（現、小田原市）で36歳まで実践した体験からであった。

水戸藩は領内に農業以外に顕著な産業がなかったので財政難に苦しみ、当初から領民の儉約と高負担が藩足として踏襲された。第2代藩主光圀は藩主就任の翌年の寛文2年（1662年）には早くも儉約令を布達し、さらに延宝4年（1676年）と延宝7年（1679年）の凶年にも儉約令を達している。これが以後幕末まで水戸藩の藩風になってしまった。第3代藩主綱條は農業生産を高めるため、元禄～享保期の或る時期に、大久保村（現、日立市）辺りの農民のために「干鰯たくさん仕入れ、元貯段にて貸付けた」という⁽³²⁾。この詳細は不明だがこれに類似の農業助成は幕末期にも見られる⁽³³⁾。

ところが、幕末頃の藩主齐昭（天保の改革）と慶篤（安政の改革）に仕えた水戸藩政の主な担当者は、水戸学派の藤田幽谷系統の藤田東湖、豊田天功、会沢正志斎、それに伊田忠敵等の儒教寄りの精神主義者であったので、いわし漁業を助成し、干鰯・メ粕の豊富安価な供給によって農業振興をはかるという合理的な仕法ではなかった。そのため、金肥が高価になり、當農資金や拠借金がかさむので農民が金肥の使用を控えるようになった。また、天保・安政の改革の徹底した儉約主義は水産物の消費を減退させて漁業の発展を阻害することにもなった。

このような水戸藩の漁業政策のもとでは、漁業者の資本蓄積が進まず、不漁年の倒産を誘発して、結果として江戸時代を通じて停滞的であった。ひいては、全国的に有位の水戸領浦浜の沖合性漁場は、地元民が十分に活用するだけの余力がなく、他領船の活躍の場とされたようである。これについては、さきの「他国領漁船入漁禁止についての地元漁民の請願」にも見える。

ところで、他領船の水戸領内の浦浜への入津についても藩は好意的でなく、不許可または多額の運上を課した。拒否については、さきの請願及び磯浜村願入寺筋の請願に、運上金については鹿島郡湯坪村の揚縄網漁船（2年間の運上金35両）の場合でも見られる。水戸領の沖合に出漁する他領船の殆どはいわし漁船であったから、肥料源としての干鰯・メ粕の豊富・安価な供給が阻まれることになった。

このような水戸藩の閉鎖的・排他的な漁業政策に反して、房総方面の小藩等では他国船に対して開放的で積極的な育成政策がとられた。その事例は「日本漁業経済史⁽³⁴⁾」に詳しく書かれているが、それを要約すると次のようになる。「寛永末期～明暦期（1638～57年）に、外房総の天津・川津・矢の浦方面に、紀州、泉州、安芸国より八手網・まかせ網漁民が続々と出漁していたが、これらの上方漁民に対して、現地の領主は好意的で、あるいは無償で荒蕪地を割り当て、營漁上の便宜のため、上通（納屋敷場）、中通（いわし乾場）、下通（船着場）の海岸線平行の道路を造成するなどして、新しい漁業集落をつくった。」やがて、地元漁民の参入もあって、「けもの道」すらなかった荒蕪地が見違えるような漁業村に発展した。

要するに、水戸藩はこれらの房総と同じ臨海地でありながら、農業生産においてはその有利性を生かし切れなかった。即ち、干鰯・メ粕生産の低迷→食料生産の低迷→年貢率の割高（6公4升）→農村人口の減少（享保17年（1732年）の31万人が、天保5年（1834年）には24万人に減少）を歩み、つぶれ百姓が多発した。

第4章 守山藩の涸沼漁業の政策

4.1 潟沼における漁業権関係

涸沼の湖南部から湖東部にかけては、安永期（1772～80年）に、守山藩（明治3年、1870年に松川藩と改名）領内に神山組合と松川組合が、代官支配地内に沿岸組合と箕輪組合が組織されていたようで、これらの村や字は涸沼における漁業の先進地であった。

江戸時代の涸沼地方では漁業組合の有無にかかわらず、村単位に、白村地先の鳥魚採取の慣行が支配者から認められて権利化（漁業権化）し、かつ、沿岸漁村は漁場狭隘の関係上約定によって、白村地先を越えた入会漁場として相互に利用していた。それは、下記の「茨城県水産誌⁽³⁵⁾」の記述で分る。「茨城県水産誌」第4巻には、安永元年（1772年）12月、成田村之内松川の船主屋八郎右衛門と漁師代が下太田村、網掛村、宮ヶ崎村、田崎村の村役人及び漁師宛に提出した「為替證文ノ事」が次のように書かれている。

日(涸)沼魚鳥獵之儀ハ古来ヨリ松川并下太田村 *
宮ヶ崎、田崎五ヶ村入会ニ候所去卯年可申 * 網掛
宮ヶ崎四ヶ村ニテ入会相心村限獵業仕度旨申出シ松川
ニテモ其儀不得止ニ付既ニ出入ニモ可相成処不及其沙
汰此度双方熟談仕度趣キ左之通りニ後座候

とあり、入会条件として、

一、村地曳網ニテ魚獵致シ候儀ハ鳥鶴繩ニ不致様前々
仕来之通り仕上又水戸領ヨリ上石崎ヨリ上石崎中石崎
下石崎三ヶ村ヨリ地曳網相 * 魚漁致シ候儀ハ年々
十月十五日ヨリ翌年二月十五日迄 * 鳥獵仕候内ハ
入会五ヶ村一同苞ヶ村ニテ苞 * 一日宛地曳網魚獵
イコ * 候積さい毎月 * 五日ヲ限り地曳網引候
村ヨリ其前日所在ノ次第引揚イツレニテ暮朝六ツヨリ
暮六ツ迄一日ヅツ鳥鶴繩明ケ候テ魚漁為仕候筈次ニ二
月十六日ヨリ十月十四日迄右三石崎村地引網相雇魚漁
致候儀モ入会五ヶ村共ニ苞ヶ村ニテ苞ケ月 * 每月
ノ數十五日限り魚漁致候筈申合候 * 右日限ノ外苞
人ノ渡奇さい三石崎ノ者ト馴合猥ニ地曳網ノ魚漁不仕
筈ノ事
・右地曳網獵徳ノ儀外村之者一步一等不割キ不残網
引候村ノ徳用仕ノ筈ノ事
・蒲割立網等ノ魚獵ハ正月ヨリ十二月迄前ニ仕来シ
通り仕候筈勿論蒲ノ儀ハ如古來樂々猥リニ刈取不申様
申合候事

以下略

安永元年辰十二月

(注: *は文字の不明箇所)

そして、漁業権や入会権は売買の対象にされ、物件的
正確をもっていた。その事例をあげてみる。

明和2年(1765年)8月に、神山村の漁民が成田村松
川の漁民に、15貫800文を以て漁業権を売却している。

このことについての詳細は、「漁業紛争」のところで後
記する。

天保14年(1843年)に、田崎村(代官支配地)売主百姓代五郎衛門が組頭4名及び名主と連名で、同村の買主安兵衛に当てた「賣渡証文」⁽¹⁾に、「日(涸)沼浦、鰐川鳥獵の大徳網漁業(辰年3月から巳年3月まで)と夏漁共留川諸漁業、夏冬綱漁業の権利を代金13両2分を以て売却したこと」(理由は)「當村御年貢御上納ノ為メ足合前書之漁業分一場(注: 分一税を納める場所即ち漁場のこと)右代金ニテ売渡申処実正也」と記載されていることである。

以上の売買事例の外に、物件的性格を象徴するものに、
天保年間に始まる水戸藩や守山藩の湖沼の漁業や鳥獵に
ついての入札制がある。

4.1.1 水戸藩の入札制

水戸藩が湖沼沿岸3か村の漁業入札制を始めたのは天
保10年(1839年)と思われる。その時の藩の「達し」は、
次のようであった。

上石崎村、中石崎村、下石崎村の魚鳥運上當亥十月
ヨリ来ル子三月迄ノ入札受負申付候条希望入有之候ハ
バ左ノ通り相認メ三十日迄ニ下石崎村庄屋方へ差出候
下石崎村長岡村ニテハ入札所摘要日御役所へ指出申ヘ
ク候早ク厳達可被致候也

九月十五日 (注: 天保10年)

高野 矢之介
永井 彦五郎

覚

金 何円

但シ当亥十月ヨリ子三月迄

右三石崎村魚鳥當亥十月ヨリ来ル三月迄前書ノ金高
ニテ御請負可仕候若シ合札御座候ハバ何程増テモ御受
負可仕候 以上

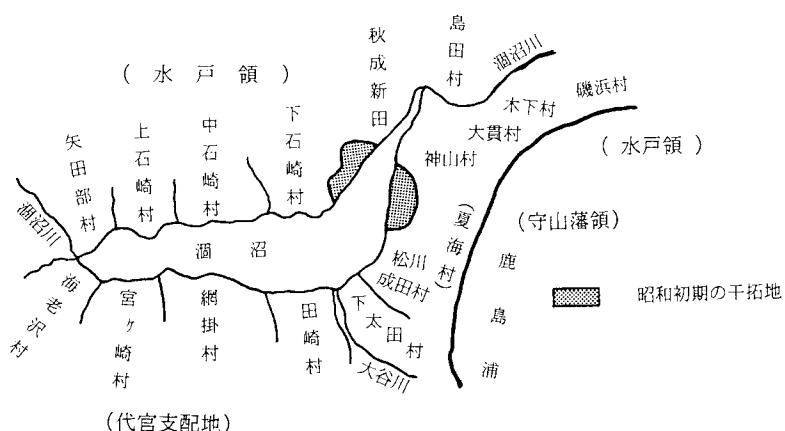


図3 江戸時代末期における湖沼周辺の行政区分図

何村 誰印
御郡御奉行所様
(史料:「茨城県水産誌⁽⁷⁾」)

上記のように、請負期間は旧10月より翌年の旧3月までの僅か半年間であるから、毎年上記のような「達し」を發して入札を施行していた。

ところで落札した個人は、漁業権を取得しても自ら操業するとは限らず、入漁料徴収或いは漁獲物の買入れを約定するなどして漁民に下請けさせたようである。

明治期にいたっても、藩政時代の入札制は存続していた。その事例が、「茨城県水産誌⁽⁷⁾」にのっている。明治9年に請負人藤枝彌平（請人藤枝藏三）が三石崎正副判長御中（宛）に提出した「新橋下鰐川請状」がそれである。

一金四十壱両毫分毫貫五百七拾文
明治九年ヨリ同十三年十二月マデ五ヶ年季
金八両三貫五百七拾文年々十二月十五日限り上納石
引当
字東永寺四千二百六十九番 山林貳反二畝歩（注：
抵当地）
右潤沼川鰐運上前書ノ金高ニテ落札相成候ニ付請負
仕候處相違無御座候上納之義ハ前書割合ノ通り少モ無
遅滯上納可仕候万一相滯候ハバ右引当ノ地所相渡候間
御勝手ニ御壳却可被成候為其御請書如件
明治九年十二月

4.1.2 守山藩の入札制

表1 川御運上（留川運上）による入札関係表（抄）

年号	入札金	入札者
天保12（1841）	18両2分	宇江
13（1842）	19両	源兵工
14（1843）	37両1分	同上
弘化2（1845）	28両3分	木治郎
	8両	繩運上
嘉永2（1849）	45両	喜重
	4両	同上
安政1（1854）	73両	喜十
	6両	喜兵工
万延1（1860）	37両1分	喜十
	2両	同上
文久1（1861）	65両	喜重
	2両1分	敬藏
元治1（1864）	1両	彦之
	40両	今泉喜重
慶應1（1865）	93両2分	下川運上
	1両1歩	同上
明治7（1874）	352円	山口半三郎
	11円	米川庄工門
		うなぎ運上

（資料：「大賀夏海年代考」⁽⁸⁾）

注：その他の年次及び分・円未満を省略した。

水戸藩の支藩守山藩でも、字下川（下田川）の一角を仕法場（御留川、禁漁区）とし、毎年旧11月から翌年旧3月まで、松川の漁民にうなぎかき漁を許可していたが、天保12年（1841年）からは、沖川を含めて一手買取権の入札制を施行した。表1は守山藩の船庄屋米川家（現、菅原家）に伝わる入札控帳である⁽²⁾。それには天保12年から明治7年（1874年）まで毎年の状況が記録されているが、途中を省略し、かつ金額も分未満を省いて簡略化して表示した。なお、落札者は一手に買い上げる権利の獲得だけで、漁獵の実際は松川漁民が行った。

4.2 潟沼の漁業運上

水戸藩の支藩守山藩は小藩（石高2万7465石、元禄13年初代松平頼元の拝領地）のうえ、遠隔地に分散（陸奥国田村郡内26か村、常陸国茨城郡内8か村、同鹿島郡内15か村、同行方郡内11か村）していたから統治上の費用が嵩み藩財政が苦しかったので、漁業年貢は厳しく些細なものまで課税した。「大洗町史⁽²⁾」には、幕末～維新时期の雜魚役が年1両2分800文、鳥役が2両3分600文であったこと、下川と沖川両字のうなぎ一手買取権を入札制にして、落札金の1割6分を藩に上納させ、残りの8割4分を松川船株主に配分したとある。その他に船役もあったようだし、農民の革場運上（革刈税）もあった。

「茨城県勧業年報⁽³⁸⁾」によると、「往時（幕末～維新时期）納稅借入ニシテ雜魚稅一カ年一両二分八百文、鳥役稅一両三貫六百文、鰐魚稅四十両ナリヲ納メタリ、明治八年太政官百九十五号達ニ契り押借地ノ名義ニ改メ年稅金四十三円ヲ納メタリス」とある。

4.3 漁業規定と組合議定

鳥魚採捕に関し、守山藩は細かい藩規定を制定して、資源保護（御留川におけるうなぎの保護、漁獵期・漁場区域の設定）と税額の明示をする一方、漁業者に自治法的な組合議定をつくらせて操業上の秩序化をはかった。そして、漁獵の実際は舟庄屋に管轄させた。その具体例を「大洗町史⁽²⁾」等から拾ってみる。

a) 御留川におけるうなぎ漁期を旧11月から翌年旧3月下旬までと規制（松川漁民に対する藩規定）。（注：違反者は、20日程度入獄したという）

b) その他の漁獵の期間の規制（松川漁民に対する藩規定、年代は幕末頃）

- ① 鳥繩は旧10月20日～翌年旧3月3日。
- ② しゃじや（えび類）漁は旧3月3日～旧6月30日。
- ③ ふなせん漁は旧9月1日～翌年旧3月末日。
- ④ にしん漁は旧12月1日～翌年旧2月15日。

c) 魚鳥獵議定（安永元年、1772年制定）
(松川、下太田、網掛、宮ヶ崎、田崎の5か村の議定。)
(要約)

- ① 田畠に障害を及ぼさないこと。
 - ② 漁撈、鳥獵とも双方睦しく操業すること。
 - ③ 舟庄屋の指揮に従って操業すること。
 - ④ 水戸領の上石崎、中石崎、下石崎3か村より地曳網を雇い漁獵する場合は、10月15日～翌年2月15日までの4か月とし、その時刻は朝6つより暮6つまでとすること。地曳網漁業の場合は鳥持縄にさわらないこと。
 - ⑤ 地曳網獵の利益は村のものとすること。
 - ⑥ 蒲割立網などは正月から12月とすること、蒲をみだりに刈り取らないこと。
- d) 松川、川口両坪内御百姓鯉新漁業規定（文化12年、1815年規定）
 （成田村松川坪と神山村川口坪の農民が、神山村川口より湊村までの川筋でのにしん漁の許可に伴う藩規定）
- ① 役永は1艘につき年永銭50文とし、今後6、7年見はからい役永額の増減もある。
 - ② 神山村川口坪の者は、潤沿漁業を明和6年より行っているが、このたびの願いにより、小船役申しつけるところであるが、鯉漁は前後4か月ばかりの漁事なので、定めの半減船1艘躰72文を納めること。ただし、潤沿での漁はこれまでのとおり禁じる。
 - ③ 漁場境を明らかにし、双方争論のないよう漁に励むこと。定杭を打ち、神山は定杭より北方大貫領境水門までの180間、松川は定杭より南方潤沿浦出口まで242間とする。
 - ④ 通船時には障害にならないよう諸事注意すること。
- このような藩規定の制定の目的は徵税の外に、操業の平和維持であり、組合議定は狭い漁場内の入会操業上の紛争防止の必要からであったが時には漁場紛争が発生した。

4.4 神山村と成田村松川の漁場紛争

守山藩領の神山村と成田村松川の漁場紛争の根源は、明和2年（1765年）に、神山村の漁民が松川の漁民に、漁業権を譲渡したことであった。この頃は潤沿漁業が不振の為、神山村の7艘の船役永15貫800文を松川石田の漁民に引き請けさせた。藩もこれを認めたので、結局、明和6年から神山村の7艘は絶船となった⁽³⁰⁾。

（1）明和5～6年（1768～69年）の漁場紛争

神山村の漁民（持船5艘半）が、潤沿浦での入会操業を藩に申請した。これに対し、松川漁民はさきの明和2年の事情をたてに反対した。これに対する藩の裁定は、「同菅原家史料⁽³¹⁾」によると、大要次のようにあった。「すでに（明和2年）松川では15貫800文で請け負っており、神山5艘半及び夏海2艘の者は浦之内どうけ漁（うつぼ漁）外漁致さず、下川にて漁いたし候よう。」と、神山

村の願出を拒否した（明和6年）。

（2）安永2年（1773）の漁場紛争

この年、再び藩に対して神山村の漁民から漁業権交付の申請がなされた。その内容を要約すると、絶船（明和期のこと）のうえ、凶作が続いたこと、農閑漁業を以て上納の足しにしたいこと、絶船以来農耕が不便になったこと、漁業が許された以上は漁業年貢は命ぜられる通りに上納するということであったが、これについても松川漁民の反論で、神山漁民の申請取下げにより解消した。

（3）安政4～5年（1857～58）草場紛争

この事件は漁業紛争ではないが、守山藩の前々からの漁業に対する松川びいきを背景とする紛争であるので加筆しておく。当時、草場運上により権利化していた神山村草刈場に松川農民が進入して草刈りをした事件であった。怒った神山農民は、直接本家の水戸藩に訴訟した。これに対し、守山藩の郡奉行所は「御家の御外分をも顧みず重々不届きにつき願の筋は取請に相成らず夫々咎咎申付候」と裁定して、神山村の首謀者を入牢、追放処分にした。

その他にも、漁場をめぐっての神山村と成田村松川の漁民間に、守山藩をまき込んだ出入りがあった。例えば、神山村漁民が松川の漁民に漁業権を売却した年（明和2年）以前の享保7年（1722）に漁場侵犯事件に関して、神山村側の提訴があり、明和期には、いさぎ曳網漁業に関しての、同様の提訴があった。しかし、いずれも松川側に有利な裁定であった。それについて、「大洗町史⁽²¹⁾」は、「松川は農耕地が狭いこと、守山藩が松川に置かれ、かつ、舟庄屋も松川から出ていること」をその理由にあげている。

このように、守山藩は小藩ながら漁民間の紛争を裁定したり、漁業権を制定して資源保護をはかるなど直接統制につとめたことは、鹿島浦地方の代官や知行所の仕法とは違っていた。ただし、水戸藩のような資金貸付は小藩のためかとられていないらしく、史料には見当たらない。

第5章 鹿島浦地方の代官・旗本の漁業政策

鹿島浦地方は元来が寒村で人口が少なく、図1の通り、小藩領、天領、旗本領、神社領が複雑に入組んで配置されており、なかには同一の村域が複数の支配地に分割されているものが127村中約半数あった。だから知行の実際は、旧波崎町（東下村、旗本領）以外には舟庄屋が置かれず、漁業は専ら村役人中心の漁民の自治に任せられていた。そして、村役人は大地主兼有力な地曳網業者が多かったうえに、地曳網業者は近隣数か村を単位にした地曳網方議定を設けて、操業上の秩序としたから、地曳網方議定は自治法的な性格を持つようになった。

このような事情から、これ等の支配地の史料が乏しい

ので、地曳網方議定書及びそれ以外の史料を総合した「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ⁽⁴⁰⁾」等によって、この地域の税制を中心に述べる。

5.1 地曳網漁業の網方運上

5.1.1 漁場運上

鹿島浦南部地方の天領、旗本領において課せられたらしいが、詳細は不明である。

5.1.2 船役永

鹿島浦中部以北に課せられた。貞享3年(1686年)「割付状」(遠峰三郎家蔵⁽⁴¹⁾)の1貫513文が確認しうる最初の船役永の記録だという(ただし、地域、漁船数は不明)。元禄年間前後に、高入になり、宝永2年(1705年)の白塚村(現、鉢田町域で、守山藩と旗本の分有地)の舟役銭は、5艘で6石2斗5升とある。また、高入でない地域もあった。例えば、明石村(現、鹿嶋市、旗本領)の元禄13年(1700年)の舟役は1貫500文であった。高入でない場合の名義人は網主であっても、網主は水主に転嫁した時代があった。例えば、天保年間の明石村に見られる⁽⁴²⁾。

5.1.3 漁獲高税

これには、地域や年代によって、漁獲高に対する分一税、定額制の定免請税、それ以外の課税方式の3種の税制があった。

a) 漁獲高に対する分一税

分一税は、「大洋村史⁽⁴³⁾」に、宝暦13年(1763年)、鹿島灘海岸付私領33か村が地行書に提出した文書に、「鹿島灘は荒海で潮の行き来激しく潮の流れによって地曳いたしますため、困難いたします。よって運上金は鰯100俵につき分一を4俵宛差上げます。」と届けたとある。宝暦5年(1755年)から地曳網漁業は不漁になり始め、以後極端な不漁になるのだが、この差出状提出の理由は、いわし不漁の背景があったのだろう。

以後も明和期から、文化・文政期を除いて安政期まで不漁期が続いたためか、幕末まで大部分の鹿島浦地方の分一税率は干鰯100俵につき3俵であったので30分の1であったが、守山藩領だけは水戸藩と同じく20分の1であった。ちなみに大竹村(現、鉢田町、守山藩領)の延享元年(1744年)の分一税は約36両であったという。また、九十九里浜の分一標準税率は15分の1と本県域よりも高率であったが、それは、九十九里浜は大型地域網だったので、漁獲能力が高かったからであろう。

b) 定額制の定免請税

漁獲高によらない定請制(定額制)の地域は江戸時代を通じて広くはなかったようで、しかも漁業者はいわしの豊漁期には定請制を、不漁期には分一制を好むから、

その都度領主に願い出て運上方式を変更したので、定請制地域の具体的把握は困難である。そこで、「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ⁽⁴⁰⁾」から、その事例を拾いあげてみる。

明和6年(1769年)「玉田、荒地、沢尻、上釜四か村鰯漁運上直請につき小手形改書上帳」に、「明和5年(1768年)に、4か村合計の定請運上を年4両に改めた。」ことが書かれている。それは、いわしの不漁のためである。この4か村は、現在の旭村村域で、もとはほとんど天領であった。

ところが、いわしの不漁がいよいよ深刻化した天明期(1781~88年)になると地曳網業者に廃業者が出現したので、定請運上の減額を代官所に申請しその認可を受けた。次の事例は、天明6年(1786年)に残存地曳網業者が提出した定請運上減免申請書である。「玉田、荒地、沢尻、上釜四か村鰯漁減免定納請状」に「従前(天明5年から)4貫文を上納していたが、これまでに地曳網8株あったものが、うち5株退転して残り3株になったので、退転株5株分2貫250文を差引いて残りの1貫750文宛を年々定納しますので承認されたい。」というものである。なお、願人は各村の名主、組頭、百姓代合計12名で、宛名は伊奈半左衛門様御内入江弥市兵衛殿である。このことから地曳網漁業は総百姓請負制で、定請料(毎年一定の漁獲高税)は組頭を通じて庄屋が代官役所に納めたことが分かる。

c) 上記以外の課税方式

また、前記の方式(分一制、定請制)の外に何年分かをまとめて鰯漁運上をする地域もあった。その地域は地曳網漁業の未発達な南部地方(神栖町、波崎町)に見られる。「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ⁽⁴⁰⁾」によると、南部地方は利根川の川漁鳥漁獵中心で、地曳網漁業は自家用の肥取漁業の性格が強かつたため漁税額が低かったという。ともあれ、同史料に、「深芝村(現、神栖町域で、もと天領)では、文政期(1818~29年)に3年季の鰯運上が147文⁽⁴⁴⁾を上納していた模様である。」とあり、続いて「谷田部村(現、波崎町域で、もと旗本領)は明和期(1764~71年)に干鰯1俵に付き鑓17文の運上となる。⁽⁴⁵⁾」とある。ただし、これは水揚量から自家用分を差引いた残分があった場合のみの鰯運上である。

5.1.4 冥加金(浮役永)

「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ⁽⁴⁰⁾」に、文久2年(1862年)に、清水村(現、鹿嶋市域にあり、もと守山藩と旗本の分有地)の百姓太郎左衛門が小地曳網を新規開業に当たり、冥加金5両を献納したことが書かれている。これは旗本領主正木彈正の知行地における事例である。守山藩では延享元年(1744年)に大竹村から10両3分1貫39文の浮役永を徴収しているが、これにも新規開業分が

含まれていたであろう。このように見る限り、浦全域を網羅した統一的な税制は確立できなかった。その理由としては

- ① 狹小、多数、異種の支配領が複雑に入組んでいたこと
 - ② 地曳網統数は多いものの、資本力が弱小なのでいわしの不漁期には休廻業するものが多いこと
 - ③ 年貢率や課税方式の変更もあったこと
- などがあげられる。

5.2 雜漁業に関する施策

江戸時代の鹿島浦には、地曳網漁業以外の雜漁業に、蛤・うば貝を対象とする貝かき（貝まき）漁業、建網・手縫網・肥取地曳網などの網漁業、一本釣・延繩による釣り漁業が兼業漁業として営まれていた。しかし、これ等の雜漁業は、荒海の関係で出漁日数は極めて少なく、したがって盛んではなかったらしい。

雜漁業に対する徵稅制度すら史料的なものが見当たらないのは、あるいは領主達がこれ等の零細漁業を問題にしなかったためかとも思われる。それでも、幕末時になると蛤の貝かき漁業が鹿島浦南部地方に盛んにならしく、それについて地曳網漁業との漁場争奪の問題が起つた。それに対しても支配者（代官・旗本）は直接関与することなく、地元漁業者の自治に任せた。もっとも地元漁業者は支配者の介入を忌避したようで、須田新田、谷田部、東下三か村地曳網仲間蛤搔舟入漁禁止につき議定書（安政6年）の中にある「右一条（注：居浦限に渡世のこと）行々示談懸合不行届之節ハ、御公儀御伺ニ可相成哉も難計、勿論左ニ相成候ハバ、願人惣代相立、連名之網方ニテ入用雜費差出し、惣代之者迷惑ニ不相成様可仕候」で分かる。ただし、東下村中の波崎地区の地曳網主は、自網の水主が多数蛤漁業を兼営していた関係からか、この議定書の調印を拒んだことが同上史料にあげられている。ところで、安政期頃は、蛤の豊富な現在の波崎町沿岸に銚子4か村の漁民が入合って蛤漁業を操業していたので、前記の網方議定にある「居浦限りの操業として他村漁船の人漁を拒む」を銚子4か村の漁民が承認せずトラブルがあった。

これにも支配側は関与することなく、地元地曳網業者にその解決を任せた。そこで、地曳網業者は銚子4か村の蛤業者と談合の上、蛤かき漁場を距岸80房以上の海域とし、操業時間は昼間とすることで一応の示談が成立した。しかし、その後になって銚子4か村の漁民から不満が出て、結局距岸60房以上の海域とすることで妥結した。その年代は、安政6年（1859年）7月頃であった⁽¹⁰⁾。このように、波崎周辺の地曳網業者が蛤かき漁業の操業海域を制限したのは、①安政年間の地曳網漁業は4年まで不振だったが5年から上向きに転じたこと。②蛤かき漁

船が海底を痛めるので、いわしの接岸を防害すること。③また、同漁船が地曳網の操業を障害すること。④安政期の蛤の大発生によって、銚子付近や地元船の操業が盛んになり、地元の地曳網の水主が蛤かきに向う傾向があったからであった。

第6章 漁法の発達

6.1 関西系のいわし、かつお漁法の導入

本県の外来技術の移入方法には、次の二つがあった。
①関西（紀州、摂州、芸州、泉州）漁民が開発した漁法をもって、同漁民が出稼ぎまたは假住（移住）により、房総（九十九里浜、銚子、外川）→鹿島浦→常磐地方に出漁する過程に於いて、地元漁夫が被傭等を通じて技術を得た。②本県漁民が、房総や関西の漁民を招聘して直接的に技術を導入したことである。

本県が江戸時代に導入した外来系漁業のうち、史料的に確認できるものは、地先漁場で操業する地曳網漁業（曳網漁業の一種）と、沖合性漁場操業の八田網漁業（敷網漁業の一種）、揚縄網漁業・小舌網漁業・まかせ網漁業・八坂網漁業（以上の4種は旋網類漁業）とかつお一本釣漁業だけである。対象魚別では前記の網漁業はいわしが主で、かつお一本釣漁業はかつおが主（時に小まぐろを混獲）であり、それに付随した改良鰓節製造法がある。

したがって、彼等の生國にないか又は不馴れた漁法、例えば定置網、流網、延繩使用のまぐろ漁業を関東に持ち込むことはなかった。それは、江戸時代を通じてまぐろは「しび」と呼ばれて卑下され、武士や上層階級の人達が食用に供したのは元禄期（1688～1703年）頃からといわれ、その慣習は江戸末期まで存続して、まぐろは下賤の者達の食用であったので魚価が安価であった為であろう。漁法は定置網を用いたが、このような慣習からか、紀州方面ではまぐろ定置網漁業は発展しなかった。一般に、「本県の漁業は、江戸時代に関西系の漁法によって開発された。」と言われているが、それはいわし漁業とかつお漁業だけにおいてである。なお、その他の漁法については、房総ではかつら網漁法が紀州人により元和末期に創始されており、かつ、網取捕鯨法（注：1組の漁夫は470人、陸上の者を含めて600人を要し、漁船40隻を使用する大規模装備の漁法）も紀州では17世紀後半から盛んになったが本県にはこれらは導入されなかった。なお、これらの詳細については後記する。

江戸時代における本県漁業にとって、直接または間接に関係の深い、房総に出漁した紀州漁民の漁業について、「日本漁業経済史⁽¹¹⁾」、「日本漁業史⁽¹²⁾」、「近世漁村の歴史的研究⁽¹³⁾」、「千葉県史料⁽¹⁴⁾」などにより、その概要について述べる。

八田網漁業は紀州加田浦の漁民大甫七郎が上総国川

津村矢の浦に、元和2年（1616年）に出漁して操業したのが創始とされているが、以後は加太浦は勿論、下津、湯浅の漁民も参加して、元禄～宝永期（1688～1710年）に全盛し、特に房総出漁の多い加太浦は繁栄したという⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾。

房総出漁の下降気味の元文2年（1737年）における上総～安波出漁の紀州のいわし漁法は現地環境や出漁民の相違によって、次のように違いがあった⁽¹⁷⁾。

内房沿岸（高崎～坂田）：まかせ網漁業10張、地曳網漁業6～7張

房総半島先端部の外房：二艘張網漁業175張

州崎～乙浜の15か浦

白間津～白子の10か浦

和田～矢指ⁱの外房の30か浦：八田網漁業222張。

（注：四艘張網漁業は、享保期以後は二艘または三艘張網漁業に集約され、明和期以後本格化した。）

九十九里浜については、弘治元年（1555年）紀州人西宮久助が強風の為、九十九里浜の南白亜浦に漂着し、そこで本国の熊野浦で使用していた地曳網を製作して地曳

網漁業を営んだと伝えられている。その後、紀州の地曳網が江戸時代初・前期に盛んに同浜に来航するのであるが、享保中期からの地曳網漁業の不漁と人出不足の為、元文期（1736～40年）には九十九里浜から撤退して、地元漁民に交替したのかと思われる。さきの元文期における九十九里浜での紀州人の地曳網がないのはその為であろう。

ちなみに、関東進出の漁船数は元禄2年（1689年）15張⁽³⁸⁾というが、明和4年（1767年）（注：明和期から関東のいわし漁は不漁が続いたので、紀州人の関東出漁の下降期）の加太浦の出漁船は67隻⁽³⁹⁾で、その比率は加太浦全漁船数の36%に相当し、すべていわし漁船でその全部が関東に進出したという。また、漁夫数は310人で、その比率は加太浦全数の25%であった⁽⁴⁰⁾。

ところで、加太浦の関東出漁（出稼ぎ）は元文期（1736～40年）までが峰で、以後は関東のいわしの不漁により、寛保期（1741～43年）頃から撤退するようになり、それにより加太浦は衰微したという。なお、操業形態は9月～翌年5月に納屋掛けし、1張に付き4両を運上し、村

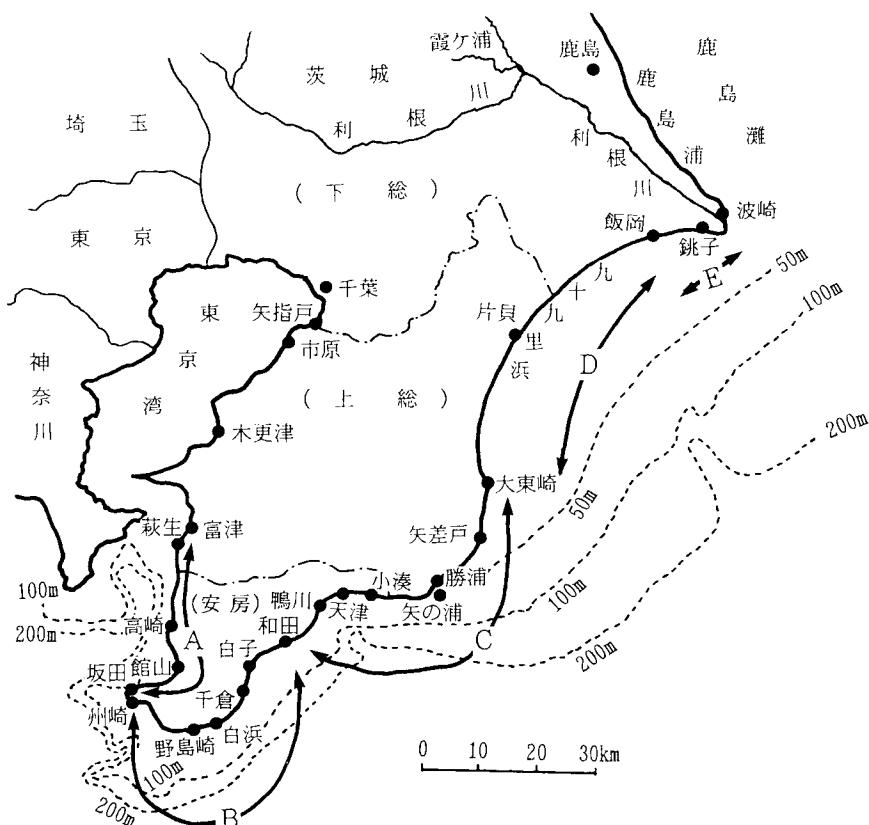


図4 房総における紀州漁民のいわし漁業地の分布（近世初・中期）

（Aは萩生～坂田、Bは州崎～白子、Cは和田～大東崎で、漁法はまかせ網、2～4艘張網、八田網が多かった。Dは大東崎～飯岡の九十九里浜で漁法は地曳網、Eは銚子周辺で、漁法は八田網・まかせ網であった。これより、紀州漁民のいわし漁法は、海底地形と関係が深いことが推察できる。この期には、鹿島灘にも紀州船等が出漁していた。）

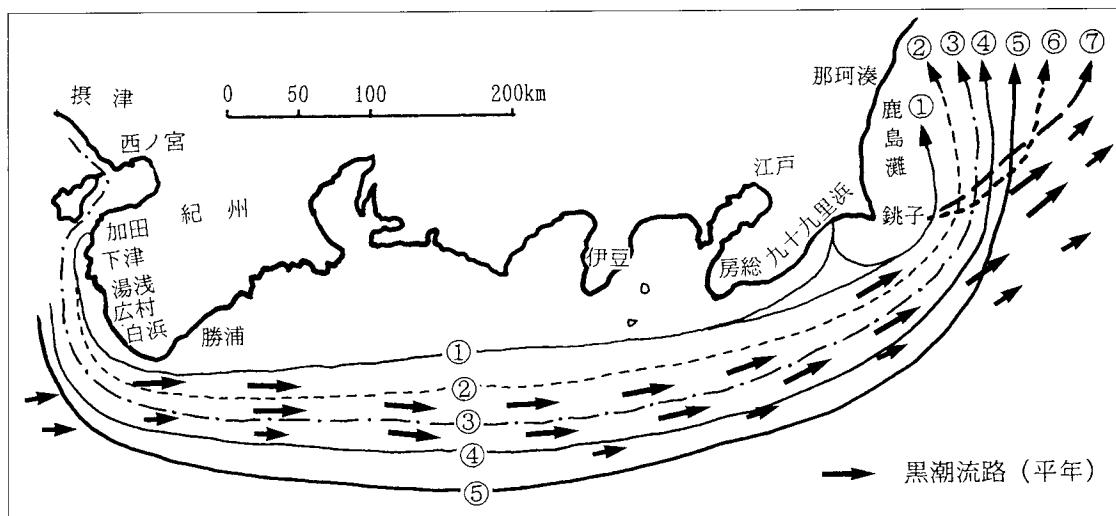


図5 江戸時代における本県の漁業技術の移入経路

(①地曳網漁業 ②かつお釣漁業 ③大揚縄漁業と小舌網漁業 ④まかせ網漁業 ⑤八坂網漁業 ⑥八田網漁業 ⑦かびつけ節製法)

方にも入漁料を納めた^⑩。網規模は1張20~40人という。ところで、享保18年(1733年)に紀州藩が関東出漁民に御用金5千両を課したので、その資金調達のため江戸問屋より前借したことにより、漁業の問屋支配が強化したという^⑪。

図5は、江戸時代に本県が導入した関西に起源を持つ、いわし漁法とかつお漁法及び改良鰆節製法の移入経路を示したものである。図には史料的に確認可能なものだけを掲載した。

本県において史料的に確認できる地元民の開業年代は以下の通りである。

- ① 地曳網漁業：延宝期(1673~80年)に小志崎村(旧、大野村)と白塚村(現、鉢田町)に創始、系譜は不明なるであるが九十九里浜系と推定される。
- ② かつお釣漁業：正保4年(1647年)に湊村沖に紀州広村と湯浅村漁民が来航し、その伝授により地元民が開業する。
- ③ 大揚縄漁業と小舌網漁業：元和5年(1619年)に磯浜村の関根若狭が備中(岡山県)七浦の栗野村の網職人川上甚十郎を招致して該網をつくらせ、自ら大揚縄漁業を営む。なお、その子孫は小舌網漁業を営む。
- ④ まかせ網漁業等：磯浜村に承応期(1652~54年)に紀州巡り網・いせ網が伝わり、地元民が創業。明暦期(1655~57年)に紀州の漁民野水半次が祝町(もと磯浜村域)に来航してまかせ網漁業を営む。
- ⑤ 八坂網漁業：享保期(1716~35年)に、湊村の白土次郎左衛門が、紀州より直移入する。ただし、年代には異説がある。
- ⑥ 八田網漁業：近世初期(年代不明)、東下村(現、波崎町)に伝わり、地元民が創業する。

⑦ かびつけ鰆節製法：文政期(1818~29年)頃に銚子を経て県内各地に伝わる。その系譜は、紀州に発生し、上佐を経て文化期(1818~29年)に初めて房総に伝わった。ただし、文政期を見る人もある。

図5に示すように、本県の漁業技術の移入上、直接関係する地域に和歌山県の南部海岸(木本、勝浦)と西部海岸(大賀、広村、湯浅、下津、加田)及び兵庫県西の宮と岡山県七浦がある。そのほか、関西系の技術がまず房総に移入され、間接的に本県が導入したものもある。そのうち史料的に確認できるものに、八田網漁業とかつお節製造業がある。

いずれにしても、紀州方面で開発した技術がほとんどである。ここは第三紀以降の新しい地殻変動で紀伊山地が隆起し始め、それに伴って海岸段丘が高度を増したので耕地が狭隘の上台風の襲来も多く、都にも近いので漁業への依存度を高めることになったといわれている。それに対し、関東地方は耕地が広く、台風等の被害も割合少ない農耕適地だから漁業の開発は進まなかったと見られる。例えば、紀州等の漁夫は高いプライドを持っていたのに対し、本県漁夫は「岡からこぼれた人」(農業だけでは生きられない農民)と半ば自嘲気味に意識していた。このような、紀州地方と関東地方の漁業に対する価値観の相違が技術開発に反映して、その優劣を決定したものと見られる。

ところで、関西漁民が江戸時代初期に大挙して関東に出稼ぎに来航した動機は何であったろうか。それについては次の三つの要因が考えられる。①まず、開幕に伴う江戸士民の水産物需要の増加に対応して、幕府が関西漁民の関東進出を助成したこと。②農業の振興に伴い、肥料源としての干鰯等の農村需要が増大したこと。③筆者

らの仮説であるが、黒潮の大蛇行による海況異変原因説である。これは、黒潮流路の大蛇行により流路の内側（陸地側）に大冷水塊水域が形成され、それにより、いわし類やかつお等の温海性・暖海性魚類の分布が黒潮外側域に移動するため沿岸域に漁場が形成されにくくなり、そのため関東地方への出漁を促進したとする説である。しかし、黒潮の本格的研究は第2次大戦以後であり、江戸時代初期の資料がないので真偽のほどは確かめようがない。

6.2 房州漁業の開発

本県漁業と関係の深い房州漁業の開発については前にもふれたが、ここで詳しく付記しておく。

前記の通り、江戸時代初期に紀州、泉州、摂州、芸州の関西漁民が房総や、ひいては本県にまで出稼ぎに来航したのだが、房総方面では出稼漁民の来航を歓迎して、領主は次のような便宜を講じた。事例として、「日本漁業経済史⁽³⁹⁾」は、「安波郡天津村四宮氏所蔵の記録」を収録しているので、それを紹介する。

「当所二千場無（中略）寛永二十年ニ相談致シ二間浦ヘト（押）渡候へ共此處ハ西ニ菱原ニテ人倫ハ不申及畜類迄モ容易ニ道行相成ガタキトケ原ノ處（中略）明暦元年右七人者共御呼出シニテ二間浦千イワシ場七人者共ヘドシ被置御墨付迄頃戴土云々

西郷様（領主）御繁昌ノ内二間、龍尾ニ住居致シ候百姓衆本場、上通、芝原ノ處居屋敷ニ願出早速御聞届被成御見分ノ上其時ノ百姓持高ニ順シ夫々割渡シ被下、今芝龍屋敷六反一畝廿六歩是也、（中略）割初ハ太右衛門ヨリ段々割渡シ（中略）上通ハ納居敷場、中通ハ千イワシ俵積場、下通ハ西宮ノ者船曳場ニテ云々」

このように荒地開拓の方法は、領主が関西の出稼ぎ漁民の便宜をはかる為に、無償で土地の提供をするばかりか、海岸線に併行な3筋の道路を造成し、それによって土地を区画して農漁民に分与する機能的・合理的な村づくりであった。

これは、寛永～明暦紀（1650年前後）の天津、川津、矢の浦方面の外房沿岸の漁業集落発生の一例であるが、内房沿岸も同年代に関西漁民の開拓により開発されたのである。それに關し「千葉県君津郡誌」⁽⁴⁰⁾は大要次のように書いている。「紀州栖原村栖原茂樹、元和の末——漁業者を率いて紀伊より航して、初め安波郡浜荻に在りて其近海六浦七浦等に漁業を試み、（後に）南に巡り安波郡館山地方に移り、更に北進して内湾方面に向い、本郡竹岡村萩生の地に転してここに漁場を開設し漸次其業を拡張し内湾及半島外洋岸にも漁場を創設し、以て同地方漁業盛運の端緒を啓發せり⁽³⁹⁾」。彼等のいわし漁業は、

地曳網漁業でなく、八手網または4艘張網漁業が殆どであった。この記録から、内房でも紀州漁民が次々と漁場の開拓ができたのは、行く先々の領主の好意と協力があったからだと考えられる。かくして現在、房総地方には彼等の生地と同名な地域が多数あり、なかには勝浦市（ただし、徳島県勝浦郡の住民が移住したという異説もある）、白浜町のように市町制を敷いた漁業都市もある。

水戸藩でも、前記のように、初代藩主頼房時代の明暦期（1650年代後半）に、紀州人野水半次が祝町でまかせ網漁業を営み、藩より青塚の田地30石が与えられたとい（⁽⁴¹⁾）。この田地は後に流失したが、干鰯場と思われる。しかし、水戸藩ではその後、外来漁民の定着をはかるこのような積極的施策は史料的に見つかっていない。

6.3 その他の漁法の発達

房総方面では、江戸時代に導入した関西系の漁法に、前記のいわし漁法とかつお釣漁法およびこれに関連したかび付節製造業の外に、技術を改良した鉛突式捕鯨業とかづら網漁法（主として、たいをおどし縄具を使って、海底から浮上させ、かねて敷設しておいた敷網上に追い込んで漁獲する漁法で漁船5艘、漁夫40人必要）があつた。

捕鯨法については、紀州では延宝年間（1673～80年）に網取り式捕鯨（鯨を網で取囲みそれを鉛で突く）に進化した。房総（勝山）のは鉛突式捕鯨法であったが、紀州系の網取り式の技術を導入して鉛突式捕鯨を発展させた。

ところで、本県ではかづら網漁業の導入の形跡はなく、捕鯨法においても網取り式ではなく、原始的な単なる鉛突き式であった。水戸藩では正保元年（1644年）に、「くちらつき印候者は、鹿島之浦、大津、平方（潟）之沖に、番舟を置き、念を入、成程つかせ申すべく候事」と達している⁽⁴²⁾。大津、平潟の沖合は、鯨漁場として最適だったのである。時代が下って文政年間（1818～29年）には、傷つきまたは死んで漂流する鯨を切り取る（切鯨）程度になった。文政7年7月、大津村沖合で鯨を切り取り、金1分鑓7文を公納、金1分鑓6文が村方に下げわたされている。同12月には、大津村の小漁船4艘が、翌、文政8年1月にも大津村の小漁船4艘がそれぞれ鯨肉を切り取り、代金の半分を公納している。これらの鯨は、沖合にて切り取りとあるように、漁民自らが捕鯨に当たったものではなく、このころ東海に進出していた英國捕鯨船によって撃ちとめられ、漂流していたものであろう⁽⁴³⁾。幕末頃の欧米の捕鯨法は、従来の鉛突きから銃殺に進化し、文政7年（1824年）5月、イギリスの捕鯨船員が食料仕入れの為、大津浜に上陸し、これを契機に水戸藩の海防論が一層強化されるようになった。なお、水戸領の沖合に外国の捕鯨船が始めて来航したのは、文化4年

(1807年)といわれる。

まぐろ漁業については、全国的には江戸時代後期に、北陸・山陰地方起源の定置網漁業の普及により、その生産が増えたといわれているが、本県では江戸時代は延縄漁法が主流であった。ようやく幕末頃の弘化期(1844~47年)以後に、平磯村が日立方面からぶり用の流網を導入して春職まぐろ流網漁業に転換した。ただし、その時期については異説が多い。

その他近世以前からの本県の地先漁業、すなわち釣り、手縄網、船曳網、刺網漁業については、あえて取り上げるだけの資料がなく、もちろん系譜関係は不明である。

以上は、江戸時代の本県の漁法進歩のごく表面的な概観であるが、それを前提にして、詳細は漁業各論で後記する。

6.4 漁具材料の進歩

漁船も広義には漁具であるが、後記の随所に移して、ここでは狭義の漁網、漁綱、帆について材料中心に付記しておく。

藁は極めて安価だったので、江戸時代後期になってもかなり使われていた。例えば、江戸時代後期の地曳網の、あらての部分と引綱及び、八田網の手綱と肩綱、大手綱、いわし八坂網の荒手綱は藁綱であった。藁綱は安価の反面、纖細性や耐久力が乏しく、かつ強靭性に欠けるので太めになるためかさばる欠陥があったので、その他の部分はもっぱら麻糸が使われた。

江戸時代後期になると銚子に麻網工場ができ、市販されるようになったが、県内ではほとんど自製網を使用していた。原麻は群馬・栃木県から購入し、網目を指示して漁夫又はその家族に網すきをさせるか、または船主が屋敷内に網工場をつくって、漁夫またはその家族(婦女子)に網すきをさせて素網をつくらせた。麻網は水濡れするとべたつくので、柏の樹皮から取った染料で染網して、硬直性と強靭性を増強した。それでも麻網の保存耐久力は2年が限度だというから、漁網製作は漁業主にとっては、漁船建造と同様に大きな負担であった。

明治期に入ると糸紡ぎはやめられて、機械紡糸を購入して網地を編むようになった。漁網の修理は漁夫が閑漁期に行った。麻網が綿網に転換するのは、本県は遅く明治30年代中期以後のことである。それが本格的に普及するのは明治末期からであった。それは網工場が創立して、国产の良質安価な網地が出廻るようになったからである。それ等のことは、明治期の漁業のところで後記する。

本県における漁船の帆は江戸時代を通じて葦帆であったが、ようやく幕末頃(1850年代)に至って木綿帆に替わった。木綿帆は曳航力が大きいので流網漁業や打瀬漁業に有利になったという。

第7章 江戸時代の漁業種類

江戸時代の漁業は現代的概念ではすべて沿岸漁業に該当するのであるが、ここでは、海岸寄りの浅海漁業を地先漁業、それより沖合寄りの漁業を沖合性漁業と区分することにする。

7.1 地先漁業

この時代の漁業の名称には地方名や俗名があり、かつ、分類系統も不明のものがある。ここでは「日本水産採捕誌⁽²⁾」を参考にして、地先漁業を表2のように分類した。

地先漁業における漁業権の行使などについて次のことを付記する。

漁場の占有利川権は慣行として沿岸村民に与えられていた(総百姓共有制)。地先漁場で操業する漁業者は半農半漁民であり、元来が農民であったので、藩主(領主)は農業年貢の代償として沿岸での漁業権を農民に与えた。そして、江戸時代の行政単位は村単位であったから、その漁業権の主体は沿岸漁村となり、漁業権の村民共有制が確立した。ここでは漁業権と記したが、これは適語ではなく、むしろ慣行というべきものであった。したがって、農民(漁民も身分上は農民)は、田畠にかかる本年貢と夫役の外に、漁業年貢(浦役で、その内容は、漁場税、船役、分一税、夫役)さえ果せば、平等に誰がやってもよかった。だから、農業年貢等のかからない水呑百姓は原則的には漁業権を与えられなかった。その例は、水戸藩が江戸時代後期に、地曳網漁業を本百姓以外は禁止したことでも分かる。しかし、県内地域でも水戸領以外に、水呑の地曳網就業を禁止した地域は見当たらない。

農民が漁業を開業する場合は、漁業年貢課税の関係で、舟庄屋等の村役人に届け出、あるいは冥加金を上納すればよく、操業に際しても藩規定に違反しない限り自由が建前であったが、実際はその外に同業者の了解を取付けが必要があった。それについては、鹿島浦や涸沼等に見るような網方議定、及び網方議定のような明確なものでなくとも、各村には自然発生的な何等かの慣行があったから、村人はそれを順守する必要があった。特に、資源保護の必要な採藻・採貝については、村または部落単位

表2 地先漁業の種類(茨城県の場合)

採貝・採藻業(非漁船漁業と漁船漁業)
釣り・延縄漁業(漁船漁業)
網漁業(漁船漁業)
曳網漁業 地曳網漁業、船曳網漁業、底曳網漁業
縄網漁業 手縄網漁業
刺網漁業 浮刺網漁業、定置漁業でない建網漁業
雑漁業(漁船漁業) 突き漁業、たこつぼ漁業等
四つ手網漁業など(定置漁業)
(非漁船漁業と漁船漁業) せん漁業など(定置漁業)

に「組」がつくられ、その役員が中心になって採取日、採取時刻、用具、場合によっては採取量、貝類について体長等の規制をしていた。したがって、地先漁業権の総百姓共有制といつても、その権利行使の実際は自由ではなかった。このような江戸時代の慣行が、明治以降の近代化に伴って制定された漁業取締規則の原型になったのである。ところで、江戸時代の漁業権の実質は慣行に基づく藩主の承認に過ぎず、藩主は任意に取り上げることができた。これが漁業権として確立したのは明治に入ってからである。地先漁業の漁獲物は商品として生産された。江戸時代の商業経済の進展に伴って、漁獲物を五十集商人に販売し、その縁故で五十集商人から融資を受けることも可能になった。

技術は一般に原始的で、地曳網以外は小生産の家族労働による半農半漁経営であった。操業の実態は、農作業の業間に、漁況に応じて就業する程度であった。

7.1.1 地曳網漁業

7.1.1.1 鹿島浦の地曳網漁業

a) 地曳網の伝来

まず、関東地方への地曳網の伝来であるが、地曳網漁業が九十九里浜に伝来したのは、弘治元年(1555年)で、この年紀州入西宮久助が航海中に難風に会い、九十九里浜南白亀浦に漂着し、母田使用の小地曳網を作成し、営業したのがこの漁業の創始とされている。それを契機に九十九里浜のいわし地曳網が隆盛となり、元和2年(1616年)に紀州加田浦の大市七重(十)郎が干鰯の買付けと、八田網操業の為に矢の浦(川津村)に来航したという⁽⁵³⁾。また、近世初頭には、この外の相模・武藏でも関西漁民が出稼ぎの地曳網漁業をしており、鹿島浦の地曳網も彼等によって開発された。次に、鹿島浦沿岸の土層農民が、地曳網漁業を創始する過程を見よう。

「大野村史⁽⁵⁴⁾」には地曳網移入について詳細な記述が載っている。それを要約して述べれば次のようである。

「本村地域の地曳網は、宝永4年(1707年)の小志崎地曳網漁獲配分をめぐる訴状に『小志崎村は、元来地曳一張に御座候……、三拾年以前に新船でき候時、私共も舟子に成り候。』とあって、30年前の延宝年間(1673~80年)に、新船ができ2張になった」と記されている。したがって、小志崎村で地曳網が創始された年代は延宝年間またはそれ以前頃と推定される。いずれにしても1670年代(延宝期)には小志崎村の地元民が営業していたことは確かである。

なお、前記の訴人(舟子)が13人ある点から、小地曳網で、ごく沿岸の海浜で操業する片手廻し(漁船1艘で網を張る)程度のものであった。また、「鉢田町史⁽⁵⁴⁾」にも同年代に地元民が地曳網漁業を始めているとある。これは両手廻しであったらしい。

「波崎町史料⁽⁵⁵⁾」には、さすが地曳網漁業の本場だけに研究が進み、詳細な記述がなされているが、その中から当町漁民の地曳網漁業の創始期をさぐってみよう。同史料の「関西漁民が関東へ進出したのは近世初頭には表出していたのであるが、それが顕著になったのは元禄期以降のことである。関西漁民は秋九月頃集団的に東下し、入漁料を各浦村へ納め、鰯漁を操業し、翌年5月頃に帰国するという形態をとっていた。その生産物である干鰯・〆粕は同行した関西の干鰯商人の手によって関西へ出荷されるという流通形態を確保していたのである。それが享保期を境として関西漁民の進出は大きく後退し、かわりに地元漁民が抬頭し、地元漁民による本格的な地曳網漁業が行なわれたのである。町域の地曳網漁業は前述したように近世初頭には、すでに操業されているが、史料的に確認されるのは元禄期以降である。元禄9年(1696年)の史料はまさに、地元の干鰯商人の台頭を背景におこされた訴訟一件である。それは干鰯売買をめぐって、江戸干鰯仲買商人と谷田部村、東下村、銚子三か村の名主を代表とする浜方の対立であり、このことは、地元漁民の台頭、つまり関西漁民の勢力を排除し、鰯漁に伴う商品生産物の流通の主体が地元漁民の手に移ったことを物語るものであった。」という記述から、紀州漁民が地曳網を以て波崎に出稼ぎに進出した年代は近世初頭であり、その際雇用された地元民が地曳網漁法を習得するか、あるいは地元漁業者(網主)が先進地九十九里浜から技術者を招致するなどして、地元民が紀州系の地曳網漁業を創始したのは江戸時代前期(史料的に確認されるのは元禄期)ということになる。

次に鹿島町の場合を見よう。

「鹿島町史⁽⁵⁶⁾」には、「延享3年(1746年)当町清水へ紀州有田郡大賀村の太七が出稼に来村し、のち上着して南部地域の有力地曳網主となっている。」とある。

大洋村史には、もっと古い記述がある。

「元禄年間(1688~1703年)の古文書に、町山五郎衛門が六右衛門に地曳半艘を分けたが、船方の人数は半艘に八人宛分けた(当時一張は十五人乗り位)とあり、この文書から見て、元禄時代のころは、漁船も小さく網も幼稚なもので波も静かな日に地曳を行ったと思われる。」とあり、続いて次の記述がある。「地曳は元禄・享保年間のころからで、宝暦13年(1763年)に鹿島灘海岸付の私領33か村で地行所へ差出した文書がある。『鹿島灘は荒海で潮の行来激しく潮の流れによって地曳いたため、困難いたします。よって運上金は干鰯百俵につき分一を四俵宛差上げます』と届けてあった。」とある。旭村の事情については矢口圭二の研究⁽⁵⁷⁾がある。矢口は「近世鹿島灘北部における漁業に関する二・三の問題」の中で次のように述べている。

「台濁沢村(大洋村)・勝下村(旭村)など11か村が一

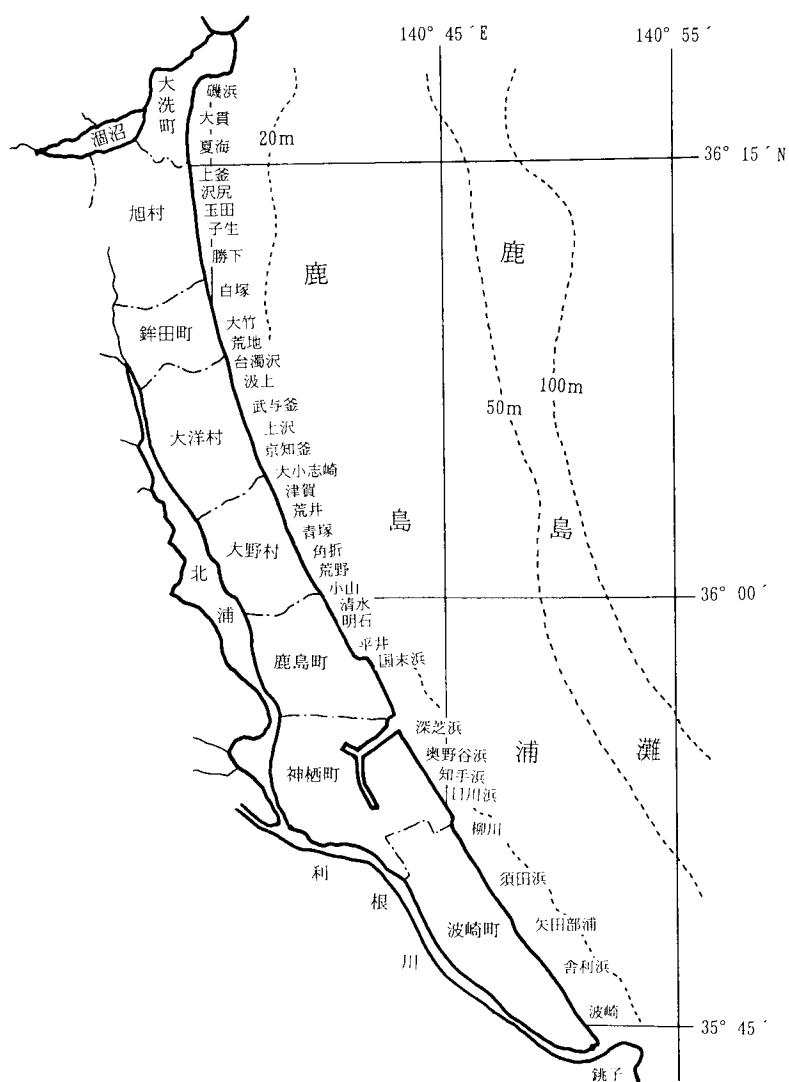


図6 古い記録に見える江戸時代の主な地曳網操業地（鹿島浦）

重作村（大洋村）名主吉郎兵衛を相手取り、運上金徵取請負人役の罷免を求める明和5年（1768年）の記録（皆藤一彦家文書）によると、鹿島灘の鰯漁業（業）は慶長年間（1596～1614年）に開始したとある。（しかし）皆藤家文書の『慶長年間』説は伝承であり、裏づけるものは確認できない」という。矢口は旭村の地曳網の創始期を、関西漁民が九十九里浜沿岸に進出した時期と遠くない17世紀半ばと推定している。さらに矢口は旭村で史料的に確認できるものとして、勝下村の田口越後家の古記録を引用して大要次のように述べている。「田口家の地曳網は4代茂兵衛のある時期までは漁船1艘の漁法であったが、両手廻しの漁法を導入したのは享保年間（1716～35年）以前と推定する」さらに、「延享2年（1745年）田口家が地曳網2艘を所有し、舟子（水主）20名を抱え、地曳網1張を2艘の船で張りめぐらし、1艘に10名ずつ乗船した舟子により操業していた。」とある。これらの文脈から、田口家の片手地曳の創始は17世紀半ばと見ら

れること、それを享保期（1716～35年）以前に4代茂兵衛が両手廻しに改良したこと、明和期（1764～71年）には、地曳網業地が大洋村から旭村一帯に発展して11か村に及んでいたことが分かる。さらに、矢口は明和期に漁業運上金納入に関して、鹿島浦沿岸村に3つの組合が成立したことを書いている。即ち、滝浜村（旭村）～下津村（鹿島町）に17組合、荒地・玉田・沢尻・上釜（いずれも旭村）の4か村組合、平井村（鹿島町）以南の組合である。そして、自組合村域内の操業は入会自由だが、他組合村域入漁の場合は若干の入漁料を支払う慣行があったことを述べている。

以上の町村史等から推察して、鹿島浦の地曳網漁業の導入等の過程を次のようにまとめた。

- ① 近世初頭から鹿島浦に紀州漁民がいわしを求めて、地曳網漁業の出稼ぎに出漁していた。それは、延享3年（1746年）にも継続していた。
- ② 地元民の地曳網創始年代は、史料上確認可能なのは、

旧大野村と鉢田町が延宝期（1673～80年）、水戸藩主光圀が那珂湊沖州で地曳網を地元漁民に曳かせたのが貞享4年（1687年）、波崎町と大洋村が元禄期（1688～1703年）、旧鹿島町が延享期（1744～47年）である。また推定年代では、旭村が17世紀中期だという。かくして、ほぼ90年間に県央以南地域に普及した。

③ 草創期の本県地元民操業の規模は小型で、水主10数人で足りたというから、片手廻しの漁法であった。紀州人は大規模で水主数10人を要する両手廻しの漁法である。

④ 紀州人の鹿島浦での操業期間は季節的で9月から翌年の5月まで、操業形態は集団的な出稼漁業であったが、享保中期（1726～35年）のいわしの不漁を境に、その勢力は大きく衰退し、以後は地元民経営の周年地曳に交替した。

b) 関西漁民の進出と地元民操業

九十九里浜は近世以降、地曳網漁業の中心地で、現在でも、岡集落（農業集落）に対する納屋集落（地曳網集落）の発生が地理学的研究テーマにされている。そこに地曳網をもって渡航した紀州等の漁民がどうして鹿島浦に進出し、それが起因で浜集落を形成するようになったか。それについては次の三つが条件として考えられる。

① 資源的条件：九十九里浜等の外房沿岸に進出していた紀州等の出稼漁民が、位置的に近く海洋条件が類似し、しかもいわし漁業の未開発の豊漁地の鹿島浦にまたま廻航した時に、その好漁性が彼等に知られた。また、このことが彼等の生息に伝わって直接鹿島浦に出漁する船もあった。

② 労働条件：紀州等の地曳網は大規模で多数の曳子を要したが、鹿島浦では地元の農民を雇用することがで

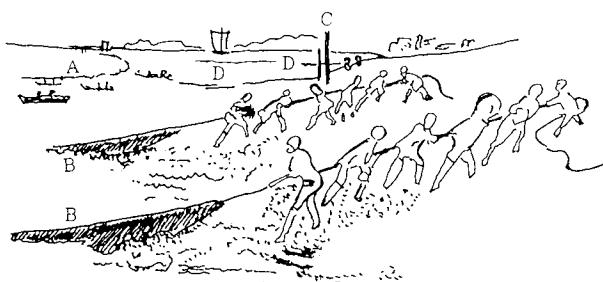


図7 地曳網操業図（江戸時代中期のものと思われる）

（A網の規模は不明。B網は網引人数からみて、極めて小規模（片手廻し）であり、創業時の江戸時代中期はこの程度のものであったと推察される。図中のCは砂浜に建てたまね棹で、合図又は人漁の時に旗をつけて建てた。鹿島浦沿岸には、このようなまね棹が多数見られることであろう。DはA網の引綱で、江戸時代中期は藁縄であったが後期は麻縄に変ったようである。）（大洋村史⁽⁴²⁾を模写）

きた。また地元民はそれを生活費の確保上歓迎した。

③ 制度的条件：鹿島浦沿岸村は天領、旗本領、神社領が広く、小藩の守山藩領以外の大部分を占めていたが、歴史家がいう中世的支配地で、漁業取締りはルーズで他国船の操業に対しては、すべて村々に任せていた。そこで紀州漁民は、村の了解を取付けるために若干の入漁料（適語ではないが）を支払って、自由な地曳網操業ができた。（水戸藩では、他国漁民の地曳網操業は原則として禁止であった。なお、地曳網漁業以外の八田網、まかせ網操業についても、紀州等の関西漁民に対しては、江戸時代中期以降は好意的ではなかった。）

地元民は、紀州等の地曳網操業に触発されて小型地曳網を始め、彼等が開発した漁場に入会って自営するようになった。その後、享保10年（1725年）頃からのいわし不漁期を境に、紀州等の漁民の勢力が後退してからは、代わって地元民の操業が隆盛になり、地元民開発の操業地も増加して、図6に見る通り浦全域が地曳網業地に発展した。なお、仲間浦（百組合浦）以外の他村浦で操業するときは浦貸料（干鰯の4%程度）等を支払って入会った。

c) 地曳網操業の実態

図7に地曳網の操業図、図8に地曳網の操業および作業図、図9に構造図を示した。江戸時代後期になると地曳網は1張（1か統）当りの網株主がふえ、また資本の蓄積が進んで高能率の大規模（両手廻し）の操業が主流

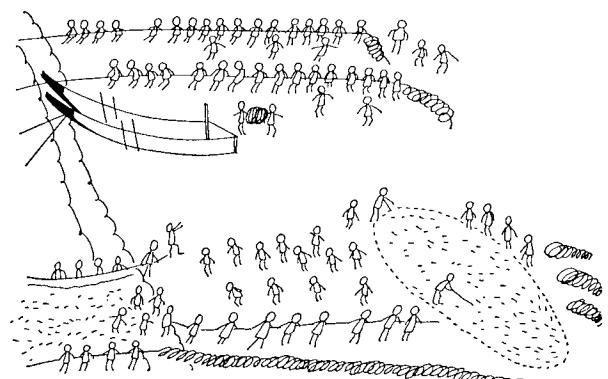


図8 江戸時代後期の地曳網曳網作業図
(大野村史⁽⁴³⁾より)

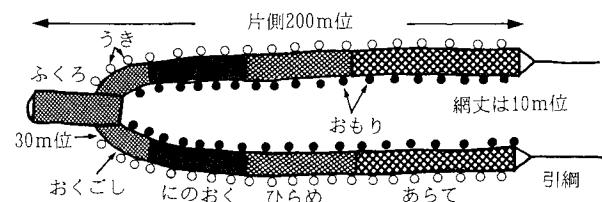


図9 江戸時代後期の地曳網構造図
(寸法は筆者の推定、また本図は中型地曳網。)

になった。

図8は2艘びき（両手廻し）操業図であるが、水中に作業している人と陸上で引子を指揮している人は専門の水主（漁夫）であり、引網をひいている人は常雇いまたは臨時雇いの曳子である。水主の作業は漁撈長（沖合）の命により、すばやく網船（九丁櫓程度の小舟で、1艘につき10~15人が乗組む。）を漕ぎ出し、網を以て魚群を包囲する。次に岸までは船で網をひくが、岸に到着してからは陸上の曳子に網ひきを任せる。

網張りは沖合2kmが限度で、水深は網船が海底にされる深さまで、網ひきは双方を平均してひくのがつてあり、漁船はスピード本位に構造化されていた。図9にあるあらてを海中にひき廻して、いわしを網の中へ追い込んだ。小型の網にはひらめがなかった。

一見単純な作業に見えるがそれなりの技術を要した。そのため、網主は九十九里浜等から技術者（沖合、きより等の役付水主）を誘致して、住居や食料を与えかつ高級を以て優遇した。一方、村内に居住する在方水主には、農地を小作させるなどして生活の安定を助け水主の確保をはかった。

江戸時代末期の標準型は2艘曳きの中型地曳網1張（1か統）の総人数は100人位を要し、その構成を図10のように推定した。概括すると、水主35人位、岡労2~4人、曳子（岡者）数10人となる。この外に、網によっては脇乗り（役水主で2人）をおくものもあった。

d) 鹿島浦の地曳網統数と従事人口

元禄前後に鹿島浦の各地に勃興した地元氏の地曳網漁業は、宝暦期（1751~63年）には私領33か村に普及して、天保期（1830~43年）には118張になり、各村2~4張の分布となったが、当時の人口から見てそれが限度であったと見られる。1張の所要人数は中・小型地曳網でも30~100人位であった。なお、明治初年の柳川網のような大型地曳網（江戸時代にはない）は水主60人、曳子

100人を要したという。このような人出を要する地曳網漁業には、人口希薄の鹿島浦沿岸では住民の70%程度が関与していたと見る人もある。このような多労漁業は、水主や曳子の争奪を激しくし、それに伴う人件費が経営を圧迫し、不漁を契機に倒産する網主も頻出し、網主の交代が激しかった。

e) 地曳網の網主

網主は同時に村の地主であり、多くは村役人を兼務していたから村の行政上の支配者でもあった。中には代官に任命された網主もある程度で、その権力的、社会的地位は絶対的であった。網主の要件は、網株の所有であるから、網株の持ち方によって、個人網主、共同網主の二種があった。

個人網主は個人出資の網主で、その組織を個人網というが、元来鹿島浦沿岸には大富豪が乏しかったからその数は少なく、「大野村史⁽⁵³⁾」によると、柳川新田村の柳川宗左衛門、荒野村の荒野清右衛門、武井釜村の安重房次郎等の数名程度であったという。これらの個人網主の経営する地曳網は、財力を反映して一般に大型であった。ただし、大型といっても、九十九里浜では小型級であったという。

共同網主は網株の分有によって成立するわけだが、鹿島浦沿岸では九十九里浜に比して非常に多く、1網につき2~10人以上の網主があった。それは、中・小地主が多くいたからであり、新規開業の岡集落（農村）の共同網主の数は特に多かった。そのうち、村名を冠した多人数の網主の経営する共同網を「村網」と称していた。網株の持ち方は様々で、網と船を分離して、それぞれを1~数人で分有する方式と、2艘びきの場合は真網船を1人1~数株づつ持ち、逆網船を1人1株づつ持つなど一様ではなかった。共同網主は、経営を彼等が互選した「支配」に任せた。

個人網、共同網にしろ、元来が地曳網漁業は不安定の漁業であったので、不漁の時は問屋筋から融資を受けた

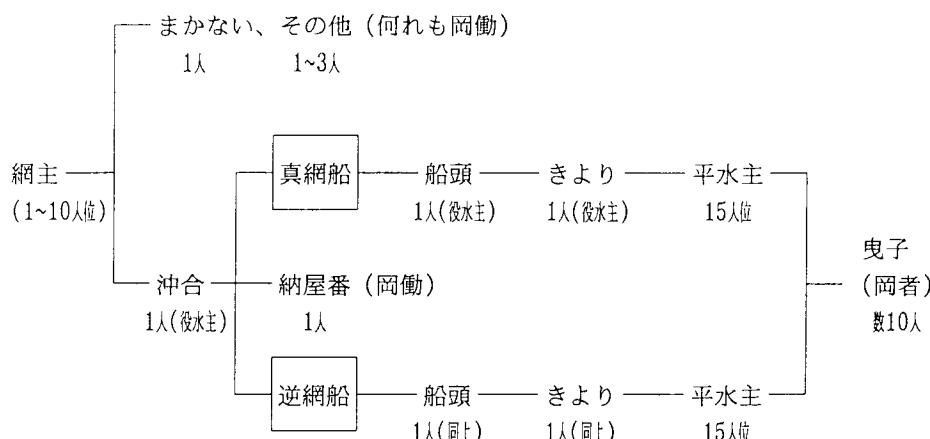


図10 江戸時代末期における中型地曳網（2艘曳き）の構成

り、あるいは倒産するものもあった。特に資金力の乏しい共同網は顕著であり、代々家系として明治期まで存続した網主家は極めて少なかった。それは、前記の通り、年による豊凶の激しい漁業だからである。例えば、「茨城県史近世編⁽⁵⁸⁾」に次のような事例があげられている。

「汲上村（大洋村）小堤家の京知釜に於ける経営収支をみると、天保3年（1832年）から弘化4年（1847年）までの16年間に、黒字の年はわずか6年で、残りは赤字であった。この間の平均利潤が7両になったのは、弘化2年が大豊漁であったことによる。」

「同じく小堤家の武与釜における文政7年（1824年）から嘉永6年（1853年）までの30年間の収支結果をみると、この間実質利潤は124両2朱（つまり1か年の平均利潤はわずか4両余）にしかならない」という。

その理由はまいわし資源の変動で、文化期から天保10年（1839年）頃までは順調で豊漁であったが、天保12年から不漁に転じ、同14年を除き、これに続く弘化期（1844～47年）が不漁期であった。ただし、前記の「茨城県史近世編⁽⁵⁸⁾」には、弘化2年（1845年）は豊漁とある。さらに、菊地利夫説や西岡秀雄説によると安政期（1854～59年）まで不漁が続いたという。

ところで、鹿島浦全域の地曳網数は天保年間（1830～43年）に118張あり、明治13年（1880年）は最高の130余張あったというから、この約40年間には大きな変動はなかった。これは、弱小資本の網組が不漁期に有力網主に譲渡しても、これを買取った有力網主が經營したこと、（注：「茨城県史近世編⁽⁵⁸⁾」によると、有力網主の好例は明石家（明石村、現鹿嶋市）と小堤家（汲上村、現大洋村）であり、これ等の網主は、江戸時代後期に流通部門に進出して浜方干鰯問屋へ転進したとある。）及び好況時（元治期頃、1864年前後）に新規開業の新網が誕生したからである。このように、江戸時代後期は網主交替が激しく、かつ網主間の階層分化が進展した時期でもあった。

f) 網方議定（浦方議定）

ところで、鹿島浦の地曳網漁業は九十九里浜と同じく各浜を通じて入会操業であるから、前記の通り漁撈体が増加するに及んで、操業上のトラブルが頻発するようになり、網主はその対策として浦方の協約の締結が必要になつた。その協約を網方議定といった。その発生期は恐らく地曳網漁業が隆盛になつた元禄以後だろうと思われる。

したがつて、納方議定の内容・性格は古いもの程入会ルールが濃厚であった。しかし、時代の進展に伴つて、新しいもの程就業規則すなわち水上心得的なものに変容したようである。いずれにしても操業上の必要から自然発生した慣行を成文化したのが網方議定書であるから、時勢の進展と操業地域の広域化に伴つて隨時改正をは

かった。ただし、江戸時代中期までは必ずしも慣行を成文化しないらしく入手史料がないので、ここでは後期の網方議定書をいくつかあげてみる。

例えば、宝暦11年（1761年）制定の矢田部浦地引網議定書⁽⁵⁹⁾には次のことがもられている。

- ① 御公儀様よりの仰せ出された御法度を堅く守ること、
- ② 古来よりの作法を守ること、
- ③ 村方御役人に対しては丁重に対応すること、
- ④ かくし鰯の禁止、
- ⑤ 網若衆は時風の時分には網元の岡働きをすること、
- ⑥ 博奕諸勝負の禁止、
- ⑦ 水主、かしき、賄の身ちん（身賃）に關すること、
- ⑧ 納屋の者以外は納屋に勝手に入らないこと、
- ⑨ 水主手金（注：前貸金で敷金ともいう）に關すること、
- ⑩ 下り金（注：借金）、酒代等に關すること、
- ⑪ 干鰯の川岸おろしの順番を守ること、
- ⑫ 若衆勤務の季節は、春職は7月13日まで、秋職は12月27日までとすること、
- ⑬ 倭網に対しての操業上の作法等がその骨子であった。

しかし、その内容は広域化に伴つて若干変わつてくる。これも一例だがそれより約60年後の文政7年（1824年）の「矢田部・舎利・波崎三ヶ浦議定書⁽⁶⁰⁾」には難破船、漂着人の救助、役船勤務、分一税額の明細等の公的義務も含むように改正した。

次に安政4年（1857年）の「矢田部・舎利・高野・波崎四ヶ浦地曳網方議定書⁽⁶¹⁾」（資料：前と同じ）を、少し長いけれども幕末期の地曳網漁業の実態を知る資料として掲げておく。

定

一 網方議定之儀は、天明文政天保之度被取極候得共、近年猥り二相成候ニ付、今般相改候處、堅く相守可申候事

一 炊共儀、昔鰯仕網同士之外、他網昔鰯之義も、其浦切ニ前々議定有之處、近頃猥り相成候ニ付、此度網方一統相談之上相立候儀も、其浦限リニ相定、外浦え曹ニ出候儀共、決て為致中間鋪候、勿論廻網之節、其浦の炊共曹ニ出候得共、一玉は差遣し可申、是も式配日よりは決て差遣し中間敷候事、専余炊共他浦え廻り網之節は、仕網同士たり共、曹合決て為致中間鋪候事、一船大工鰯之儀、足込近年猥り相成候ニ付、先規議定之通、其網之棟梁之外仕手たり共、別段差遣し中間鋪候事

一 沖合共初穂鰯之儀、先前より相当有之候處、其余家内之者一配每鰯之義、此度取極候通、一日壹度ニ限り、式番河よりは差遣し中間敷候事

一 浦番人、鍛冶や、桶や、薪焚鰯番、其外初鰯共一配限り、式番河よりは、決て差遣し中間敷事

- ・ 村方役人衆曹鰯之義も、其浦限り一目壹度之外、
其余相断可申候事
- ・ 小買共袋引付水揚之節、手伝と名付、猥リニ小魚等捨取候儀、決て為致申間敷候事。
- ・ 網方干鰯場近く、小買干鰯為干申間敷候儀は、先前堅く議定も有之處、近年猥リニ相成網方干場取不申内、猥リニ場を取候儀、是又堅く相断可申候事
- ・ 網方地引沖合ニテ、追合致論違之網張候節は、相方ニテ加減致、株へ痛不申候様、相互ニ申合可致候、并ニ追合等之節、水主之者心得違ニテ石切候儀は、堅く申断べき事
- ・ 網方地引沖乗之節、他合之船と間違等有之候節は三つ割、壹分は混雜拵候船より差遣し、其余式分は網統之割合ニ致可申事
- ・ 壱ヶ年兩度之参会、正月廿五日、七月廿五日、四ヶ浦之順番ニ参会致、議定可致候事

右ヶ条之趣、網方一統評議之上取極メ候条、以後堅く相守可申候、依之一同議定連印、左ニ致置申候、以上安政四年正月一日

矢田部浦	支配人	3名	(氏名省略)
川尻浦	網主	1名	
中新田浦	支配人	1名	
舎利浦	網主	1名	
	支配人	3名	
高野浦	支配人	3名	
波崎浦	網主	4名	
	支配人	5名	

もう一つ、それから9年後の慶応2年(1866年)の「奥野谷村網方議定証文^⑨」には、他村の新規開業者に対する取扱い方針が、大要次のように協定されている。「他村(岡村)の地主達が新規に地曳網を開業して、自村の浦浜を利用する場合は、①納屋地代年2分、薪代年2分、干場使用料は製品100俵につき4俵を村の網方組合に納付すること。②村の浦法(網方議定)を遵守すること。以上の条件を承諾した議定証文を提出すること。」

これにより、江戸時代の鹿島浦の地曳網漁場の古用利用権は、各村々の網方組合が独占していたことが分かる。なお、他村の者は、一定の地代等の納入と網方議定を遵守さえすれば入会って操業ができた。

このように、鹿島浦では地曳網漁業の網主達(共同網の場合はその支配人)が網方組合(浦方組合)を自村又は数村を単位に組織し、その組合が合議して網方議定(浦方議定)を設け入会って操業をしていた。この場合領主は、地曳網漁場の利用を名実ともに村の実力者である網主任に任すという、いわば漁業の間接統制の支配体制をとっていたから、自然に網方議定は自治法的性格を帶び、その運営も状況に応じて適切にしかもかなり弾力的に施

行されていたのである。

g) 漁船・漁網・漁具

地曳網漁業の漁船は、他の漁業と違って漁獲物を積載する必要がなく、かつ、せっかく包囲した魚群の逃散を防ぐため、敏捷な漕行ができるように機動力本位に設計されていた。即ち、船体に比して櫓の数が多く、7~9丁櫓が普通であったという^⑩。舟型は細長く、船幅は狭かった。2艘曳の場合、真綱船、逆綱船各15人程度の水主が乗込んだ。漁網の材料は経費の点で、あらては藁綱であり、綱目が細かくなるに従って、ひらめ、にのおく、おくごし、ふくろ綱は麻綱であった。麻は上州物が多く舟子にすかせ、それを組合わせて素綱に仕立て、さらに柏の皮からとった染料で染め上げて自製した。麻綱は水にぬれるとぼたついて操業が困難であるから非能率であった。なお、綿綱に変わったのは明治末期からである。綿綱は跳子から購入した。

漁具もできるだけ自製していたが、自作困難なものは、九十九里浜から購入した。漁船は磯浜から購入するか、または船大工に造らせたが、修理は多く常雇いの船大工にさせたようである。なお、漁網や漁具の製作及び修理は舟子のなかでも若衆水主にやらせた。

若衆水主は、雇い水主で手金(敷金)を以て雇用される房総辺りからの渡世人で、地曳網漁業の熟練者であった。さきの宝暦11年の「矢田部浦地曳網議定書^⑪」に、「網若衆、沖時風之時分ハ、網元之岡働相勤可申候、勿論何事ニよらず、網元之差因相告申間敷事」とあるように、出漁時以外は網主の指示に従って岡働きをした。その作業内容は、漁網、漁具、漁船等の出漁準備の外、時には網主経営農場での農作業等であった。若衆水主は、地曳網漁業の中核的労働者であるだけに、網主はその確保に苦労が多く、彼等を優遇したといわれるが、岡働賃金は無給だったらしく、せいぜい食事ぐらいだったと思われる。

h) 漁獲物の流通

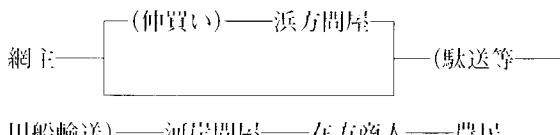
漁獲した生いわしは、即座に、砂をかけてその重みで脱脂してから、数日間天日乾燥すれば干鰯が商品として完成する。干鰯の流通は、関西漁民の出稼操業時代の元禄期頃までは、それに追随した関西商人が買付けて、浦賀あるいは大阪に回送していたが、地元民が関西漁民に代わって操業するようになった享和期以後は地元商人が買付の主体となった。その年代は関東の農民にも干鰯の需要が高まったのでその流通関係は次のようにになった。

網主——(仲買い)——浜方問屋——(駄走・馬車)——
川舟・高瀬舟・輸送)——江戸・河岸問屋——在方(農村)商人——農民

利根川筋の河岸には、大船津、札、石津、二重作、桟

山、小堀、鋸田、串挽その他多数あり、河岸までは駄送・馬車であったから、馬持農家の有力な収入になった。また、河岸問屋は、関宿、境にあった。

ところが、弘化～安政期からの不漁期から有力な網主は地曳網経営から後退して、干鰯・メバの流通過程に進出し、浜方問屋を兼営するようになった。そして、これらの浜方問屋は幕末頃は江戸問屋にはあまり送らず、利根川筋の河岸問屋に専ら出荷したから、流通過程は下記のように変わった。



川船輸送)——河岸問屋——在方商人——農民

幕末時に河岸問屋向きの出荷が増えたのは、農村需要が高まったからであり、江戸問屋との縁故が切れなかつたのは網主などへの融資関係からであった。

このような流通過程において、網主は特に不漁続きの場合は仕込み金（経営資金）を出荷先の問屋より融資を受けて操業を維持したから、江戸時代後期には商業資本の漁業支配の現象が鹿島浦でも見られるようになった。

なお、幕末頃になると、鹿島浦の有力網主（典型的には小堤家・明石家）は浜方で問屋業を兼営したから、その利潤を加えて弱小地曳網組に融資したり、または回収不能になれば買取するなどによって大型化したので、この頃は同業者間の階層分化が激しくなった。

ところで、鹿島浦の地曳網漁業は、明治10年代を頂点以後衰退した。「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ⁽¹⁰⁾」によると、明治5年（1872年）120張、10年代130張余、39年15か村計118張とある。その理由は、明治20年代中期に千葉県で開発された改良揚縄網漁業が新興して、沿岸に回遊するいわし資源の減少と、高能率高賃金の改良揚縄網漁船に漁夫が転乗したからであった。

7.1.1.2 県央・県北の地曳網漁業

この地域は、平潟（北茨城市）を除いてほとんどが水戸領だったから、水戸藩の漁業政策を関連づけて述べる。

水戸領内の浦浜でも、江戸時代に地曳網漁業は県央の三浜地方と県北地方に普及していたが、その伝来の系譜は案外明らかでない。規模は、鹿島浦と同様に初期のものは小型であったが、後期になるにしたがって大型化したようで、例えば前浜村（ひたちなか市）の天保・弘化期（1830～47年）の地曳網は2艘曳きで、漁夫30人乗込み、網の長さは全長500間を超えたという⁽⁶³⁾。

三浜地方で開始年代の最も古いのは、湊村（貞享年間）で、次いで大貫・磯浜村（宝暦以前）次に前浜村あたりであったろう。詳細の資料はないが、下記の史料によりおよその見当がつく。

「地曳網修繕料弁償文書⁽⁶⁴⁾」（水戸藩の資料）に、そのいきさつが次のようにかれている。

（地曳網修繕料弁償文書）

・ 金毛分毛メ文

但地引網船つくろい金 舟主次左衛門

右卯五月十八日ニ殿様（筆者注：光陰）御成リ被候ニ付地引網カケサセ申処ニ瀬引強ク御座候ニ付網引サキ舟モ少破中候ニ付破料トシテ而金被下候網主次左衛門ニ相訴申候 以上

貞享四年卯六月十一日

これは、水戸藩主光陰が貞享4年（1687年）5月に那珂湊沖州地先で、地元民に地曳網を曳かせたところ、誤って船具を痛めたのでその損料を弁償したとの記録である。湊村では、寛政中期から幕末まで沖州で鮭漁をしない11月～翌年6月に、地曳網1～2張が営業した。磯浜村には地曳網が宝暦以前からあったが、幕末頃は浜辺の変化で衰微したという⁽⁶⁵⁾。また、地曳網は大貫村（張数不明）、前浜村（天保期は3張）、磯崎地区（同1張）にもあった。

しかし、三浜地方の地曳網漁業は発展しなかった。その理由には次の自然的、社会的条件の二つがあった。自然的条件としては、元來、ここは岩礁等が散在していて地曳網の適地が少ない上、那珂川が排出する流砂が潮流に運ばれ、堆積して砂浜を悪化させたこと。社会的条件としては①水戸藩の漁業観が税収の対象と把握する傾向が強いため、分一税脱税防止の目的で、地曳網漁場を自村自先を原則とし、他領地への水揚を禁止したこと。②江戸時代後期には、本百姓以外、あるいはすべて地曳網営業を禁止したこと。③藩は、当初からこの漁業に最適の沖州一帯を「御網場」に指定して、その使用を原則禁止にしたこと。④地曳網漁業よりもはるかに高能率の揚縄網・小舌網漁業が先進的に発達したことなどがあげられる。しかし、未発達の根本原因は自然的条件にあったといえる。このような理由で、地曳網漁業は幕末頃になつても発展せず、大貫村、湊村、平磯村磯崎地区、前浜村の合計でわずか数か統に過ぎなかった。

県北地方の史料は少ないので、東海村の照沼信邦家の「御用留⁽⁶⁶⁾」によると文化元年（1804年）に8か統（宿内3、真崎1、村松西・東両村4）あったとある。それは、この頃からいわし資源が上向になったためで、それは次に記す日立方面にも見られる。日立方面では文化6年（1809年）に小地曳網船21艘が出現した⁽⁶⁷⁾。

北茨城方面では宝暦13年（1763年）に地曳網船4艘が、文政10年（1827年）には大津村に地曳網が52⁽⁶⁸⁾出現した。これもいわし資源が豊富であった反映であろう。

しかし、県北地方は地曳網漁業にとって不適地で

あった。それは海底に岩礁が多く、砂浜も未発達の自然条件に加え、社会条件においてほとんどが水戸領であったことによる。そのため、いわし資源は順調でも幕末頃は衰退してしまった。

7.1.2 その他の地先漁業

前記のように、地先での漁場は鹿島浦や洞沼では、各村域の地先を超えた入会漁場もあったが、基本的には各村の地先海面が原則で、しかも沖出距離が数km以内であったから、極めて狭隘のうえ、かつ漁法も原始的なものであった。主な漁業種類としては以下のとおりである。

a) たて（建網、立網）漁業

固定式刺網漁法で浅海に、網を垂直に立て、石や錨で固定させる漁法で、主にたい、ひらめ等の底魚類を対象とした。

b) 手縄網

漁法の原理は地曳網漁業と同じであるが、地曳網漁法が陸地に曳網するのに対して、手縄網漁業は船を錨で停止させ、網を船に曳き揚げる方式である。したがって、手縄網漁業は漁船漁業が発達した江戸時代中期（本格的には後期から）以降に本県では普及したと見られる。手縄網漁法は地曳網漁法が進化した漁法である。対象魚は浮魚、底魚と種類が多い。

c) 延繩漁業

延繩構造の原理は、つり糸と針を一定間隔で何本も横繩につないでいく方式であるが、対象魚は、まぐろ、たい、ひらめ、かれい、ぶりであった。

d) 釣り漁業

かつお・まぐろはごく沿岸には回遊しないので、対象魚はそれ以外のたい、ひらめ、ぶり、さば、いか等と非常に多種類にわたり、かつ漁網を要しないので、江戸時代の地先での漁業の主流となっていた。

e) たこ壺漁業

この漁法は、たこの隠居性を利用したもので、縄を付けた壺を海に沈めその中に潜り込んだこを壺ごと取り上げるものである。この漁業の系譜関係については、かつて那珂湊の漁民から「東北地方から江戸時代に伝わった」と聞いたことがあるが、その真偽は明らかではない。

f) 捕鯨業

本県では、前記の通りごく沿岸に漂着した負傷鯨を捕獲するか、または沖を漂流する鯨をもり突きでとる原始的方法であった。江戸時代は、「鯨一頭を捕らえれば七浜潤う」といわれて、藩・民とも捕鯨業を重視していた。また、本県沿岸には鯨が大量に打ち寄せる年もあった。

g) 貝類採取業

はまぐり、あさり等の非漁船使用の手取りと、漁船使用のあわび、はまぐり、ほっき貝（うば貝）の採取業があった。そのうち、あわびは素もぐり漁法で、はまぐり、

ほっき貝はマンガとロクロを使用する貝けた漁業が普及していた。

h) 採藻業

これも非漁船使用の手取りと、漁船使用の採藻があった。県央・県北の岩礁海岸では江戸時代は重要な漁業であった。種類は、あおさ、あおのりの緑藻類と、わかめ、ほんだわら、ひじき、かじめの褐藻類及びてんぐさ、ふのりの紅藻類で、食用、肥料、壁材料に用いた。

7.1.3 その他の地先漁業の営漁状況

本県の現在の沿岸漁法の基本は、江戸時代のこのような地先漁業において沿そろっていた。地先操業の漁船は1丁櫓の小舟が大部で、最大でも3丁櫓位であった。ただし、地曳網漁船は7～9丁櫓（15人乗り）が普通であったから日帰り操業で、かつ気象の影響を大きく受け出漁日数は極めて少なかった。そのため、地曳網漁業以外の地先漁業の生産性は極めて低く、半農半漁の経営形態か、沖合性漁業の漁夫就労の業間漁業として営まれていた。漁業労働者の主体は家族であり、多くは血縁関係の雇用労働者をもって補充していた。雇用労働者の給与は、江戸時代前期は現物給与制（地曳網漁業を除く）も行われていたが、中期になるに従い単純歩合方式の賃金分配制となった。そして鹿島浦の地曳網漁業は江戸時代後期には操業経費等の網主天引後の賃金分配制になるのだが、その他の地先漁業においては依然として単純分配制が維持された。それは装備も経費も少額だったからである。

7.2 製塩業

製塩業は浜辺利用上で漁業と関係し、かつ、塩が水産加工用の原料として用いられるので、江戸時代中心にその概略を付記しておく。

7.2.1 鹿島浦の製塩業

鹿島高等学校の研究物には次のように書かれている。「鹿島浦は鹿島灘に面する鹿島町を中心に、南北各40kmに達する砂浜海岸で、古くは常陸風土記に高松浜（砂鉄をとった）、若松浜などの製塩地が起り、平安から室町にかけては七釜五沢と称された製塩場があった。」「七釜」とは、「新編常陸風土記」によれば、高釜、荒釜、ブユ釜、テラウチ釜、日枝釜、寺釜、神釜（土釜）である。また、磯浜村辺りにも、後釜、ヒイ釜、釜戸、釜口の字名があることから、ここでも製塩が行われていたであろう。そして江戸時代には、鹿島浦一帯に20以上の製塩地ができ、なかには明治初期まで存続するものがあったという。これらの地名を足がかりに、製塩集落の分布を示したのが図11である。しかし、その地点は砂丘の成長に伴って、新しい時代に発生したもの程海側に立地した。図11の他に、日川浜（現、神栖町）、矢田部浦（現、

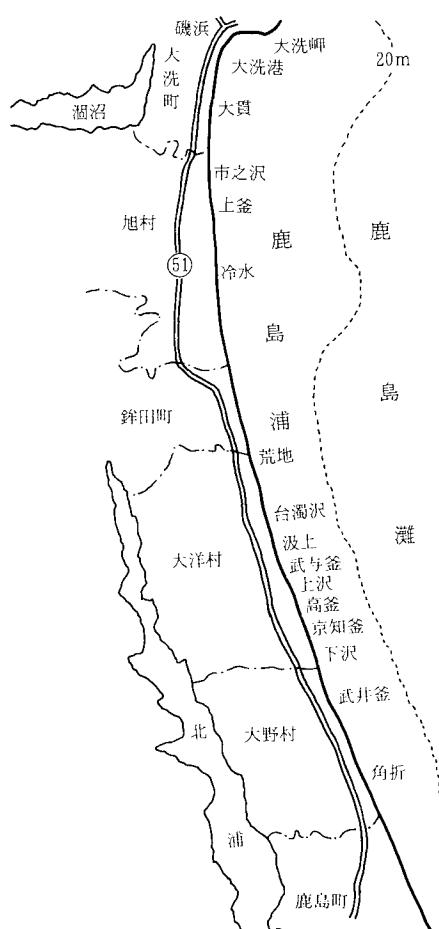


図11 地名から推定される鹿島浦の製塩跡地

波崎町) にも塩田があったことが史料にある。

製塩法は近世初期に揚浜法に改良されたが、その技法は、塩田に海水を汲み上げ、天日蒸発で濃い塩水にし、さらに砂をろ化した塩水を釜で煮つめて水分を蒸発させるという原始的な方法であった。したがって雨が大敵であった。これに比して、瀬戸内地方は寡雨のうえ、省力的な入浜法に改良されたので、品質や価格の上で本県の製塩業はかなわず、瀬戸内地方の生産に押されて江戸後期にあたる天保期以後衰退に転じ、明治43年の製塩地整理法の施行時に消えた。このように、鹿島浦の製塩業は奈良時代から明治中期まで存続し、年代不明だが塩長者が出現したという伝説もあるが、多くは自給目的の製塩であった。

製塩法は、江戸時代初期に直煮法から揚げ浜法に進化したが、燃料は松薪を使ったので、防風・防砂の機能をしていた自然林を伐採することになり、自然破壊が進んで、明治期以来防風・防砂林の造営が施行されるようになった（県営による本格的な防災林造成事業は昭和21年に開始された）。

ともあれ、ここは砂丘地帯なので農耕不適地であることが地先漁業と共に製塩業を成立させた要因であった。

7.2.2 那珂湊地方の製塩業

水戸射爆場の跡地利用に関して最近国や県による発掘が行われ、阿字ヶ浦海水浴場の北側の一部が「沢山遺跡」と命名され、その遺跡の中から製塩用具が発見されて、中世末から明治期にかけて揚浜式製塩が営まれていたことが確認された。

ところで、水戸藩は入浜式製塩法を導入する目的で、宝暦2年（1752年）に豊後国大分郡鶴村の技術者を招聘して、平磯、前浜の村民に伝授すべく平磯に塩場をつくったことがある。ところが、この入浜式塩場は地形上の理由で間もなく廃止された。（注：入浜式製塩法は、満潮時に海面より低い塩田（砂地）に海水を引き入れる仕法なので、平磯村にはその適地がなかったと思われる。）

なお、水戸藩が築いた平磯村の塙場に関し、その経営に携わった石川清秋の著した「塙録⁽⁶⁶⁾」が「東海村史⁽⁶⁷⁾」に絵図つきで紹介されている。また、同村史に寛政期の前浜村の「御用留⁽⁶⁸⁾」が収録されているので、それを付記する。

寛政9年(1797年)(11月9日調査)

釜数5、生産量計250石2斗4升

寛政11年（1799年）（11月調査）

釜数4(うち2釜は休業), 生産量計125石1斗9升

寛政13年（享和元年、1801年）（調査月日記入なし）

釜数5 生産量計142石3斗9升(1釜の経営者は1~2人)

7.2.3 東海村の製塩業

「東海村史」⁽⁶⁰⁾によると、明応元年～2年（1492～93年）に作成された「村松塩釜」の記録があるというからかなり古い時代から行われていた。「日本塩業大系」⁽⁶¹⁾には元和9年（1623年）に、「村松浜の農民17人が共同で運上金納入を前提に製塩を営んだ。」とある。また、同村史収録の「御用留」によると、照沼村（現、東海村）は寛政9年（1797年）に3釜あり、その生産合計は51石2斗8升であった。

7.2.4 日立地方の製塩業

江戸時代の日立地方の製塩地は、河原子、助川、宮田、滑川、田尻、金沢等であった。特に河原子は歴史が古く、中世の文書に「塩浜」の地名で出てくるという²⁷。なお、同書には詳しく書かれているが、それを要約して紹介する。①河原子は鹿島神宮の神領で「塩浜役」を課せられた。②商品生産で、幕末頃には南浜の砂丘地帯に塩炊小屋が40戸位あったという。③それらの人の出身地の多くは隣村金沢村高野部落の農民で、副業として営んでいた。というのは、河原子村の人々は漁業という副業があったからである。²⁸ ④製塩法は、丸釜使用（直煮法か）から正徳年間（1711～15年）に揚浜法に転換し、その効果で

製塩量は増加し、幕末には奥州白河方面まで出荷した。

(注：揚浜法を導入した人は、金沢村高野部落の佐藤与市右衛門であった。)

以上は河原子村の沿革の一部であるが、幕末頃から助川、宮田、滑川に製塩業が波及した。それに関し、多賀郡滑川村の百姓権三郎より、天保9年（1838年）に水戸藩役所宛に、「塩会所設立伺い書及覚」⁽⁷³⁾が日立市史に収録されている。

この「伺い書」および「覚」はかなり長文なので、要点だけを摘記してみよう。

「伺い書」の内容（抜粋）

「私村方之儀は（中略）是迄凡て百軒餘之潰れに至勿論次第に入少故御田畠荒取も追々相増（中略）何れか御利益に可相成工夫を求め其餘力を以絶軒之跡取立及荒地開発仕度（中略）此節工夫仕候は村方近村に而出来塩会所諸向便利宜き場所を見配相建之置則別紙奉入御覽候通年々金三拾両宛御役所江上ヶ金仕候に付新御百姓取立及荒地開発向様之御手當に被成下候様懇察仕於然は御利益之基とも乍恐奉存候（以下略）」

天保九戌年二月

多賀郡滑川村

百姓

御伺人

権三郎

御役所様

「覚」（抜粋）

「助川村 年々出来塩 壱万俵程

宮田村 年々出来塩 壱万參千俵程

滑川村 年々出来塩 壱万俵程

是迄於商人利潤之外壹俵之**銭と鏢六文宛取置渡世向仕候處右六文を取調凡

金三拾両程に可相成＊奉存候仍而此金子御役所江上ヶ金仕会場御取立に相成候ばば御利益亦は村方小文共為経営之にも可相成と乍恐奉存候（以下略）

天保九戌年二月

多賀郡滑川村

百姓 権三郎

上

（佐藤さき氏所蔵）

以上の文書の内容は、要するに塩会所をつくって、取引を公正にし、商人の利潤を適正化して藩益と村民の福祉に役立てようとする構想であった。その後、この水戸藩に対する願い出がどのように処理されたかは不明であるが、当時の農村における殖産興業方策とした考案された一事例である。なお、同史によると、「助川、宮田、

滑川各村の毎年の塩生産量はそれぞれ1万俵余であったという記事があるが、果たして正確かどうか分からぬし、それがどの方面に出荷されたかも不明である」とある。日立市以北の高萩・北茨城市でも江戸時代以前から塩生産は行われていた。幕末の文久年間（1861～63年）に石炭により塩を炊く方法が試みられたが成功しなかった。漁業が盛んなこの地域は移入塩におされて江戸時代は不振であった。

以上述べてきたように、江戸時代には本県の浦浜各地に製塩地が増えた。しかし、その生産量は乏しく自家用または県内への供給がほとんどで、県内でも大部は瀬戸内地方、特に赤穂（兵庫県）、斎田（徳島県）からの移入品が使われた。それは、寛文期（1661～72年）から、瀬戸内地方では揚浜式から漸次入浜式に転換して大量生産が可能になったことと、品質がにぎりが少なくてよかつたからである。それ故に本県の製塩業は伸び得なかつたと見られる。本県の主要な瀬戸塩の移入地は那珂湊であった。「日本塩業大系」⁽⁷⁴⁾によると、那珂湊の廻船問屋近藤長四郎が、阿波國斎田村の塩問屋山西家から安政3年（1856年）10月、安政4年（1857年）5月、8月、11月に、持船（船長12反帆、水主10人乗りの千石積帆船）に塩8千俵を1航海に積み、出帆に際しては時にたばこを積んで航海したという⁽⁷⁵⁾。そして、これらの瀬戸塩は那珂湊の廻船問屋達を通じて、県内及び野州方面に供給された。

なお、江戸時代の製塩業は、同浜で操業する漁業との摩擦が生じた。事例として、滑川村の小地曳網や流網漁業との衝突、矢田部村（波崎町）の地曳網漁業との「塩場」位置の問題が「茨城県史近世編」⁽⁷⁶⁾にあげられている。また、塩は塩乾し加工品の原料として重要な資源でもあった。その意味で、余分だがあえて付記しておいた。

7.3 沖合性漁業

ここで、沖合性漁業というのは、沖合寄りの漁業の意味で、現在は沿岸漁業に含まれ、沖合漁業の範疇にはふくまれていない。

7.3.1 八田網漁業（八手網漁業）

「日本水産捕採誌」⁽⁷⁷⁾によると、八田網は敷網類に総括されており、主としていわし等の浮魚類を対象とした浮敷網である（図12、13）。この網は室町時代末期に、紀州・揖津で開拓されたといわれる。それが、房総に伝来したのであるが、それについて、「紀州加田浦の漁民大甫七十（重）郎が、元和2年（1616年）に浦賀より上総国川津村字矢の浦に渡海して、そこで八田網漁業を営んだ」ことが房総の創始とされている。当然、彼によって干鰯生産も開始された。

八田網は浮敷網であるから、原理的には現在さんま漁

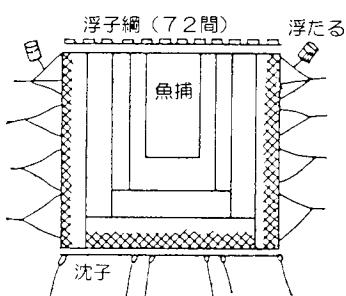


図12 八田網構造図(明治期の銚子近辺のもの)

(網の形は正方形又はそれに近い長方形で1辺の長さが、ほぼ100~130cm。魚捕部は浮子方に取着けてある。側網部の引綱の多いことから、漁船4艘を用いたと思われる。)(神田⁽⁴⁴⁾を一部改変)

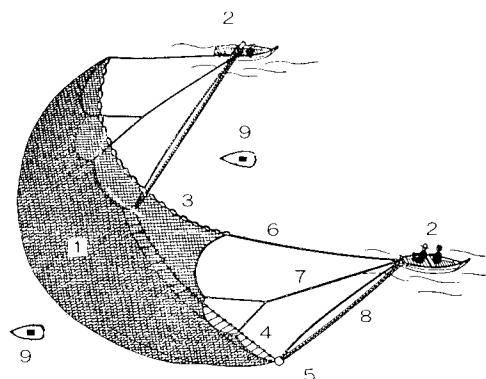


図13 八田網操業図(昭和期の鹿児島湾のもの)

(各部の名称: 1. 網 2. 網船(2艘) 3. 浮子方
4. 沈子方 5. 大沈子石 6. 引綱 7. 手綱 8. 大手綱 9. 手船)(神田⁽⁴⁴⁾を一部改変)

業で用いられている棒受網と同じであるが、さらに大規模で網船2艘以上、手船1艘以上、漁夫は40人位を要したという。それは、網の沈子方(重りがついてある側)を図12、13に示した引綱、手綱、大手綱を用いて人力で曳いて網を持ち上げ、最後に手船乗船者が魚をタモを使ってすくい上げるという漁法であったからである。江戸時代中期になると小規模化して省力化されたが、元来が非能率な消極的漁法であったので地曳網と同様明治後期になると改良揚縄網の出現により衰微した。

操業の順序は、①まず敷網をしたあと、網船は錨や航走力で網を保持し、撒餌、または集魚灯を利用するなどして魚群を網上に浮上させる。②沈子部と両側の網を迅速に引揚げて、魚捕部に魚群を集める。③手船が乗り込んで、魚群を汲み上げる。というものであった。

さて、八田網の漁場は地曳網漁場の沿岸なのに対し、かなり沖合漁場にも進出した。ただし水深30m、沖出し5kmが限度だったようである。また、地曳網漁場は遠浅で岩礁のない砂質の海底でなければならないが、八田

網は岩礁の間でも操業できる利点があったから岩礁の多い銚子周辺に普及するようになり、その延長上の鹿島浦南端の波崎付近にも、銚子辺りの八田網漁船が進出していったことであろう。

7.3.1.1 波崎町(旧東下村)の八田網漁業

「茨城県史市町村編Ⅲ⁽⁴⁵⁾」によると、八田網漁業は東下村(現、波崎町)に近世初期からあったとあり、その装備はかなり大規模で、漁船3艘、漁夫40人位を要する大八手網漁業だったという。操業範囲は沖合4~5km、水深25~30mが限度だが、岩礁寄りの海域でも操業が可能であったという。このように、近世初期の大八手網漁業は、装備の大規模の割に漁獲能率があがらない粗放的漁法なので、元禄期以後から高能率の八手網、孫八手に転換したという。波崎町の八手網の系譜は、紀州漁民が房総に伝えた大八手を房総方面で集約化したものと思われる。ただし、「波崎町史料⁽⁴⁶⁾」には「八田網漁業の詳細は不明である」とあることから、波崎町では発展しなかったと思われる。ところで、「茨城県史市町村編Ⅲ⁽⁴⁵⁾」によると、明治27年(1894年)まで東下村に八田網があったことは事実で、同年に同村の稻村喜太郎が小八手漁業を改良揚縄網漁業に転換したとある。その理由は、改良揚縄網漁法は沖合30km出漁可能で、漁船2艘、漁夫20人位の高能率漁法だからという。

7.3.1.2 県央・県北地方の八田網漁業

貞享5年正月の湊村と磯浜村のあぐり持と小舌持の水戸藩への訴状によれば、磯浜村では延宝6年(1678年)頃には八田網(統数不明)があったという。しかし、この網は貞享5年(1688年)正月にはすべて潰れてしまった。それも、この漁法の非能率の所以であろう。磯浜村はその後の弘化元年(1844年)に八田網1張が再現している⁽⁴⁷⁾。

県北地方では、日立地方の古記録には見えず、北茨城地方では、「北茨城市史⁽⁴⁸⁾」に「鰯を八手網(八田網)でとった。」とある程度でこの漁業は重要視されていない。元来、八田網漁業は岩礁まわりの海域には好適な漁法であったが、県北地方に発展しなかった理由は装備の大規模な割に非能率な点と、潮流に左右されることが多いので技術上の困難が伴ったためであろう。それは本県全域にいい得ることで、風波による潮流変動の大きい茨城海区のいわし漁業は、江戸時代以降、揚縄網、小舌網、まかせ網、八坂網等の旋網系漁業と地曳網漁業に依存し、相対的に八田網漁業が発展できなかつたことの海況的要因も見逃すわけにはいかないと考えられる。八田網漁業の対象魚は、いわし類が主だが、あじ・さば等の浮魚類も混獲した。

7.3.2 三艘張網漁業

張網は、八田網類似の敷網類に属するが、八田網は浮敷網なのに対し、張網は底敷網であることが違っている。張網の対象魚は、いわし、あじ、さば、さんま等と種類が多い。「御達之廉々手控村法私用之留⁽⁵⁾」に、3艘張網のことが大要次のように載っている。

文政12年（1829年）の湊村の漁師兵三郎と清吉が村役人に、さらに同村の舟庄屋と庄屋連署と以て、水戸藩奉行所に提出した訴状によると、「私共2人は3、4年前に網を買い求めて、1昨年から3艘張網漁業を営んできた。ところが、藩は小舌網漁業の操業を妨害するとの理由で、去春中に「御差押」にされた。そこで、小舌網漁業を妨害するものでないのでは是非ご裁可をお願いします。」とある（要約）。この願出に対し、藩は同年10月末に不許可処分にした。このような事情で、以後藩内には張網漁業は全く消えたようである史料には見当たらない。

7.3.3 旋網類漁業

まず、本県の、いわしを主要対象魚とする旋網類漁業の導入年代について整理する。

「大洗町史⁽⁶⁾」の収録文献には大要次のようにある。

磯浜村の漁業者閔根若狭が、元和5年（1619年）に岡山県七浦の栗野村の網職人川上甚十郎を招いて大揚縄網をつくらせ、揚縄網漁業を始め閔根若狭はこの網を「元網」と名付けた⁽⁷⁾。また、後に元網家は小舌網漁業を営んだという。小舌網は、同年に閔根若狭が川上甚十郎につくらせたという⁽⁸⁾。明暦期（1655～57年）に、紀州人野水半次が祝町に来て、まかせ網漁業を営み、水戸藩より祝町字青塚の田地30石が与えられた⁽⁹⁾。おそらくこれは干鰯場であろう。寛永2年（1625年）の磯浜の初めての運上金上納の揚縄持は7名であったが、正保年間（1644～47年）は8組（名）、承応年間（1652～54年）は9組（名）に漸増した。さらに、まいわし豊漁期の貞享年間（1684～87年）には60～80組に増えた⁽¹⁰⁾。なお、この数は、揚縄網、小舌網、その他のいわし網や廻船を含めた合計である。そして、貞享4年（1687年）の磯浜村のいわし壳立金は2,767両に及んだ⁽¹¹⁾。

銚子方面では、寛永年間（1624～43年）に、摂津西の宮の漁師が銚子に移住して、いわし揚縄網漁業を始めたというし、明暦3年（1657年）に紀州有田郡広村の漁師崎山次郎右衛門が飯沼村に移住して、八田網とまかせ網漁業を営んだといわれる。しかし、その子孫は宝暦5年（1755年）からのいわし不漁、特に明和、安永期（1764～80年）の極端な不漁に堪えかねて安永3年（1774年）に生田紀州に帰国したと伝えられている。

このような経過をたどりながら本県の旋網類漁業は磯浜村を中心に、揚縄網、小舌網、まかせ網漁業が発展したのであるが、より効率漁法の八坂網漁業が享保期（1716

～35年）に湊村の白土次郎左衛門によって導入された。ただし、「邑秘録⁽¹²⁾」では承応2年（1653年）となっている。彼は自ら紀州に赴き、最も興味を抱いた八坂網の網職人と漁夫を招致して地元民に伝習させた。折しも享保中期から天明期までの約60年にわたるまいわしの不漁期⁽¹³⁾には揚縄網や小舌網よりも簡素化した八坂網は漁民に歓迎されたが、この間に潰れる船主が多く八坂網は普及しなかった。ようやくまいわし資源が回復した文化期（1804～17年）に至って効率的な八坂網漁業が三浜地方に普及を始め、大規模装備の揚縄網を駆逐するようにして、小舌網漁業と共に繁栄したのであるが、天保・弘化期（1830～47年）の湊村では、八坂網漁業は未だ小舌網漁業には及ばなかった。湊村で小舌網漁業を駆逐して八坂網漁業が全盛するのは明治10年代であり、それまでは小舌網漁業も併存していた。

ところで、揚縄網、小舌網、まかせ網、八坂網の旋網類については、江戸時代は、網分類が系統的でなく、かつ地方名や俗名が使われ、資料（特に絵図）が乏しいので、解説が困難だが、一応ふれてみよう。

a) 大揚縄網漁業（網縄網漁業）

さきに、磯浜村の漁業者閔根若狭が、元和5年（1619年）に紀州から導入したことを記しておいたが、小舌網漁業と共に、本県の旋網類の漁業では最も古い歴史を有する漁業であり、その元祖地は磯浜村であった。そして、磯浜村から水戸領内17浦（注：水戸藩では、寛永期に17浦制を始めた）に広まったという。隣接の湊村には早くも貞享4年（1687年）には揚縄網10組（統）になった。

水戸領以外の鹿島浦地方には貞享期（1684～87年）に少なくとも2組の揚縄網があったことが、「他領漁船船入禁止請願」（貞享4年10月、磯浜・湊村の揚縄持と小舌持の水戸藩に対する請願）で分かる。

一方、水戸領内でも県北地方への伝播は遅かった。ようやく江戸時代末期に至って久慈浜から大津あたりに出現したもののその数は少なかったようで、盛んではなかった。おそらく、元来資本力が貧弱な県北地方の漁民にとっては大規模装備の揚縄網漁業は歓迎されなかつたのである。いわしの大半は地曳網や刺網を用いて漁獲していたようで、揚縄網漁業の史料が乏しく詳細は分からぬ。

大揚縄網漁業は1か統当たり漁船9隻、漁夫50人余を要したので、省力装備の小舌網漁業に集約されたのであるが、これらの業者は不漁期には潰滅状態に陥ることもあった。例えば、この漁業の先進地磯浜村の場合は、宝暦3年（1753年）の揚縄網業者等50人位が不漁期には減少して明和・安永期（1764～80年）に20人台、天明期（1781～88年）には揚縄持8人となり、寛政期（1789～1800年）同3人、享和期（1801～3年）同1人⁽¹⁴⁾となつた。この傾向は当然他村でも同様であったろう。

b) 小舌網漁業（小揚縄網漁業、越手網漁業）

小舌網は越手網ともいい、大揚縄網（袋網がない）を小規模化し、これに袋網をつけた網であるから、原理的には大揚縄網と同じである。文献によれば小揚縄網と書かれているものもあるが小舌網を指した呼称である。小規模化したといつても漁船5艘、漁夫30人以上を要したという。それでも大揚縄網から見れば装備は約半分ですみ、漁夫も半分近くに省力化された。

小舌網を本県が導入した人は磯浜の漁業者関根若狭といわれ、前記の通り元和5年（1619年）に岡山県入川上甚十郎を介してであるとされている。その後発展して延宝5年（1677年）には磯浜に16組あったという⁽⁷⁴⁾。この年の磯浜の大揚縄網が8組であったから、この頃が大揚縄網漁業からの小舌網漁業への転換期とも考えられる。貞享4年（1687年）の小舌網の統数は湊村4組、磯浜村15組あった（他領漁船入津禁止訴状による）。かくして、磯浜村では八坂網普及以前の享和期（1801～3年）まで、湊村では天保・弘化期（1830～47年）が小舌網漁業の最盛期でいわし漁業の主流を占めるようになった。その後は八坂網漁業におされて漸次衰退するのであるがそれでも明治中期まで存続した。

鹿島浦方面の小舌網漁業の状況については、前掲の貞享4年（1687年）の「他領漁船入津禁止訴状」に「先年には、鹿島領の網縄船（揚縄船）2組の舟人があったが御公儀様に願出で申し出で抽してもらった。ところが本年（貞享4年）は、（鹿島領等の）網縄船と小舌船が多数入込み」とあることから、鹿島地方でもこの年代に小舌網漁業が営まれていたことが分かる。県北地方では、文化8年（1811年）に久慈村に、江戸時代（年代不明）に大津村にも小舌網漁業が営まれていたことは確かである。

このように化政期（1804～29年）以後になると、小舌網漁業が揚縄網漁業を駆逐して、旋網漁業の主流になり、その状況は幕末まで続いた。

c) まかせ網漁業（任せ網漁業）

磯浜村祝町に紀州木の本の野水半次により、まかせ網漁業が移入されたのは明暦期頃（正確な年代は不明）で千葉県導入より約20年後であったと見られる。ちなみに房州伝来の経緯を見よう。「日記並口達書以御示談申事⁽⁷⁵⁾」に、「一、同年中（寛永年中）関東鰯漁評判に付紀州泉州其外西之宮辺（撰州西之宮等）より漁師追々下り候内紀州下津浦（村）七兵衛市郎右衛門兩人相州三浦郡下津に而鰯網致開業候、則相州（ナシ）武州浦に鰯漁之始、関東任せ網（まかせ網）根元に御座候」とあり、関東へのまかせ網漁業が伝來した年代は寛永期（1624～43年）で、それは紀州漁民であった。

なお、上掲の前段の文中より、寛永年中には、紀州、泉州（大阪府）、西之宮（兵庫県）の漁師が鰯を求めて地曳網、まかせ網、八手網（八田網）等の網具を以って

関東に進出（出稼ぎ）していたことがわかる。

さて、千葉県の移入年代は、前掲資料⁽⁷⁶⁾によると「（前略）夫ヨリ七人ノ者相談ノ上紀州泉州安藝国ヨリ八手網マカセ網相廻シ寛永15、6年ヨリ右漁相初候」とあり、寛永15～16年（1638～39年）に安波郡の浦浜で関西漁民が鰯漁をまかせ網を以って操業したことが知られる。

ところで、このように移入されたまかせ網漁業は東京湾、相模湾、外房一帯に定着し、江戸時代中期に繁栄するのだが、本県においては前記の紀州人野水半次が祝町に出稼ぎ来航した以外の史料には見当たらない。それは、まかせ網漁業の装備は大規模で、漁船6艘（網船2艘、手船4艘）、漁夫80人を要したことと、揚縄網や小舌網に本県漁民が既に馴染んでいたからであろう。承応期（1652～54年）に、沖州根本辺りで、紀州巡り網・いせ網を始めたという記録⁽⁷⁷⁾があるが、これらの網とまかせ網との関係は不明である。

d) 八坂網漁業（八逆網漁業、八削網漁業）

以上のように、本県に江戸時代に伝来した関西系の旋網類（大揚縄網、小舌網、まかせ網）はいずれも大規模装備の漁業であった。そのうち、小舌網を小規模化したものが八坂網である。八坂網は江戸時代は八逆網、八削網と書いていたが、明治初期に八坂網を当てるようになった。ともあれ、この漁業は明治10年代が最盛期であった。

八坂網は湊村の廻船業兼業の魚商人白上次郎左衛門が、享保期（1716～36年）に直接紀州から移入したと「水門志⁽⁷⁸⁾」にある。ただし、「邑秘録⁽⁷⁹⁾」には、その年代は承応2年（1653）だという。

効率的漁法の八坂網漁業は、新規開業者を先達に、いわし資源が回復した文化期（1804～17年）に湊村や磯浜村に普及し、以後は県北・鹿島浦を除いて、福島県南部の磐城地方に普及した。四倉地域でも江戸時代末期に八坂網漁業を導入したという。

このようにして、八坂網漁業は湊村を中心に従前の小舌網漁業を駆逐して繁栄し、明治10年代には湊村では24張（統）に達した。しかし、この漁法も明治26年の大川健介（湊町）の改良揚縄網漁法の導入により、明治30年代をもって八坂網漁業の寿命は終った。

八坂網の構造や漁法について「日本水産捕採誌⁽⁸⁰⁾」は次のように述べている。

（抜粋）

「常陸国における八作（坂）網の漁場は深さ十尋より十五尋許にして海底平坦たる場所とす網の構造は奥網長56間丈45間翼網百四十間奥網際にて支け39間曳網長百五十間網目は奥網十節乃至十五節許兩翼網の一半は麻網にして網目は八節許前に至るに従ひ広くし藁繩の荒手網に至れば頗る網目疎大にして二尺以上三尺に至る此網を張

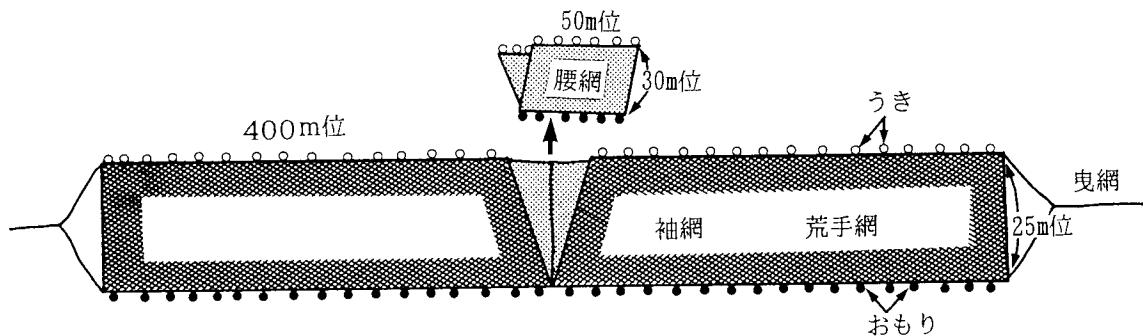


図14 江戸時代の八坂網構造推定図（いわし用）

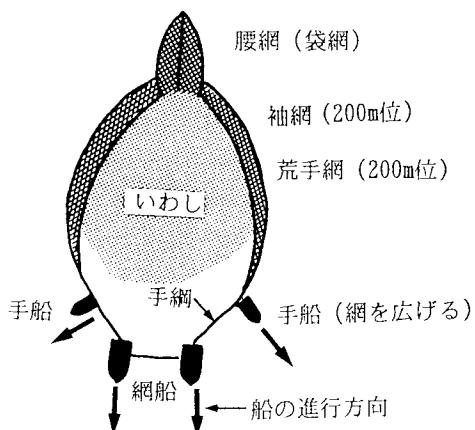


図15 いわし八坂網操業図（江戸時代）（張網時の状況）

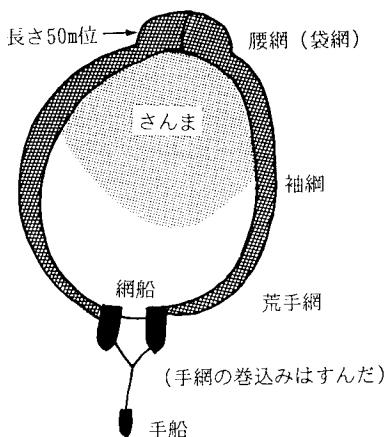


図16 さんま八坂網操業図（江戸時代）（網揚げ時の状況）

布すれば恰も空蝉に似たる形を為す

漁法は船二艘を用ひ其二艘は網船にして一艘は手船とす先ず網船二艘に網を分載し漁場に至り潮流の方向を鑑み二艘の間に網を却し左右に分れ潮流に向て網を張布し魚を囲み二船相抱合して錨を却し而して手網の両端より順次船中に繰入れ漸く奥網に近くや竹竿を以て水面を叩き魚の逃逸を防ぎ遂に奥網を二船の間に曳揚げさで網を

用ひて網中の魚を抄ひ捕るなり」

以上の構造は明治中期のものと見られるが、江戸時代のものはもっと小規模で単純であり、かつ名称も違っていた。図14は前記の「日本水産捕採誌」⁽²⁾に基づいた推定図である。

八坂網は小舌網と同じ有袋網（腰網）であり（揚縄網は無袋網）、網目は、腰網が10節位の麻網、荒手網は藁網で1m位であった。

八坂網の操業手順は①網船が荒手網、袖網、腰網の順に投網する。このとき、手船は荒手網を引っ張って網を広げる。②次に、網船は錨を下ろして停泊し、手網をしづらり、荒手網をあげるなどして、魚群を腰網に追い込む。③最後に、手船が腰網内に入って魚を汲み出し、搬送するというものであった。

さんま八坂網の操業手順は、いわし漁業の場合と同じだが、網揚げの際は網船が後退しないように、手船が櫓こぎで網船を引っ張る。また、さんまは手船が搬送した。

八坂網漁業の1か統の江戸時代以来の三浜地方の組成は網船2艘（各船7丁檣の帆船で約5トン内外）と手船2艘（網船より小型で3～5丁檣、約2～3トン内外）と見られ、乗組員総数は40人内外という。ただし、手船は前記の「日本水産捕採誌」⁽²⁾には1艘とある。したがって、他の旋網漁業よりはるかに装備、人数とも集約化が進んだ。このことは、地曳網漁業が江戸時代から明治初期にかけて大規模化したのに対し、旋網漁業は小規模化・効率化の方向に進化した。

いわし八坂網漁船が活躍する時期は、茨城海^リでは秋職と春職で、11月中旬～12月の下りいわしの漁期と、5～6月の春いわしの漁期が盛漁期であって、それ以外の期間は、真冬に銚子沖に、7～11月上旬に磐城沖に出漁することもあった。しかし、船内宿泊が不可能なので、出稼形態の出漁ではなく、日帰航程内の操業が通常であった。たとえば、三浜地方の八坂網の漁場範囲は、北は久慈沖、南は玉沢沖が通常であった。また、八坂網漁

船の主要対象魚はいわし類であるが、秋～初冬はさんま漁に、夏にはかつお漁に、年間を通じてあじ、さば類も混獲した。このようにこの漁船は多目的の漁獲に利用されていた。

八坂網漁船の沖出距離は、さきの「日本水産捕採誌」^[52]には水深10～15尋（15～22.5m）とあるが、三浜地方では15尋より18尋を最適として、30～40尋（45～60m）まで操業したというから距岸10km以上に及んでいた。

e) 湿・磯浜両村の干鰯場紛争

先に記したように、水戸藩では沖合を除いた地先漁場（浜辺を含む）の古川利用権を沿岸の村毎に与えていたので湊村と磯浜村には共同利用の慣行がなかった鹿島浦の地曳網漁業では、網組を組織して網方議定を定め、相互に入会って操業していたが、三浜地方にはそのような網組の組織はなかった。ところで、このような制度的背景に加えて湊・磯浜両村地先の沖州は江戸時代当初より、水戸藩の「御網場」に指定され、漁民の使用禁止区域であったので、そこの特免を受けるには相当の運上金を要した。

元禄7年（1694年）に湊村の揚縄持が、毎年15両を上納する条件で許可を受けて干鰯場として利用した。さらに、その3年後の元禄10年には、湊の業者が祝町下の砂浜まで拡大して、毎年1両2分を新たに上納する条件で許可を受けた^[53]。その後に、今度は磯浜村祝町の揚縄持が、漁獲量の10分の1を年々上納する条件で沖州の使川方を藩訴した^[54]。ところが、これについて既特権を有する湊村の揚縄持が反訴した。このことを発端として、以後享保18年（1733年）まで、約40年間にわたり、水戸藩をまき込んで両村の揚縄持間の紛争が続いた。

ようやく享保18年（1733年）に至って、郡奉行の裁決により次のように決着がついた。

一 天妃神社により海ぎわを見通し、南は磯浜村、北は湊村の干鰯場とし、境杭を立てる^[55]。

二 運上金は、湊村側13両2分、磯浜村祝町1両2分、合計15両とする^[56]。

三 いわしの大漁のときは、杭より南側の土地であっても、相談によっては湊村に貸すこと^[57]。

四 須崎より箱崎までの海難事故及び寄魚等に関する管轄は、従来どおり湊村が取り行うこと^[58]。

f) いわし資源の変動

いわし類のうち、かたくちいわしは生産量が少ないので主たる対象魚とはなり得ないが、比較的に安定した資源としてのまいわし資源について考察することにする。

江戸時代の本県のまいわし資源の変動については確たる資料がないので、西岡^[59]、菊地^[60]、坪井^[61]、大洗町史^[62]、波崎町史料^[63]、「日本水産と水産茨城の沿革」^[64]などを参考にして、本県海区の状況を推察するが、地域差や漁法の種類差があるので確かではない。

慶長年間（1596～1614年）豊漁期

寛永14年（1637年）以前不漁期

この年代が本県の揚縄網漁業の創世期で、例えば磯浜村の揚縄網は寛永2年（1625年）に7組出現した。

寛永15～明暦年間（1638～57年）豊漁期

この間に関西漁民の関東出漁が盛んになり、房総地方に地曳網、八田網、2艘～4艘張網、まかせ網等のいわし漁法を以て出稼ぎに来航し、その漁法を地元民に伝えた。また関西の網付商人も買付けに房総まで來た。本県でも八田網、紀州巡網、いせ網漁業を地元民が開始した。このような関西系の漁法の導入によって本県のいわし漁法は多様化し、いわし漁業が発展した。さきの磯浜村の揚縄網は承応期（1652～54年）に9組に増え、また、この頃同村では紀州巡網・いせ網も始めており、波崎村（田東下村）では八田網漁業も行われていた。

万治～延宝5年（1658～77年）不漁期

房総方面も不漁で、寛文期（1661～72年）に江戸問屋が磯浜村に干鰯の買付けに来るようになった。延宝5年（1677年）の磯浜村の統数は、揚縄網8組に対し小舌網16組で、このいわしの不漁が集約装備の小舌網漁法への転換を促進した。なお、翌6年からは、いわし資源が回復して同村に八田網漁業が始められた。ただし、「大洗町史^[65]」には、寛文・延宝期は順調のように書かれている。

天和～享保10年（1681～1725年）豊漁期

関西漁民の関東進出が再び盛んになり、房総地方のいわし漁業の最盛期を迎える。磯浜村では貞享4年（1687年）に揚縄網8組と小舌網15組が稼働して売立金2,767両のいわしを漁獲した。このように本県ではこの年代に地元民経営の前記のいわし漁が振興し、特に鹿島浦では地元民経営の地曳網漁業が盛んになった。

享保11～宝暦年間（1726～63年）不漁期

いわし資源の下降により、房総地方の八田網、まかせ網等のいわし漁業は不振になり、外川浜（銚子市）では殆ど全滅、飯沼浜（同市）ではメカリ（共同漁業体）が13張に大幅縮小した。本県でも磯浜村のいわし漁等の網主が79人（元文元年、1736年）から50人（宝暦3年、1753年）に減少し、鹿島浦の地曳網漁業は関西漁民の出稼ぎ操業が後退して、地元民の経営体に交替したのもこの年代であった。また、このいわし漁業の下降期の享保年間に湊村に八坂網が導入されている（異説もある）。

明和～享和年間（1764～1803年）極端な不漁期（ただし、1800年頃は豊漁という説もある）

房総地方ではいわし漁業が悲境に陥り、関西漁民の多くは生国に撤退した。磯浜村では網主が前記の50人が明和・安永期（1764～80年）は20人台に減った。な

お、その後の同村の大規模操業の揚縄持だけについてみると、天明2年（1782年）8人が、享和期（1801～03年）は1人になった。

文化～文政年間（1804～29年）豊漁期

房総ではいわし漁業の第2の好況期を迎える。県内でも、湊村の文政6年（1823年）3月が1,170貫、4月3,990貫のいわしを漁獲している。磯浜村の揚縄持は、文化年間（1804～17年）に10人位に復活し、文政8年（1825年）はさばが豊漁でさば干物の売立金1千両になった。また、磯浜では文化・文政期に八坂網漁業への転換が始まった。湊村では文政10年に3艘張網の出現があった。

弘化～安政期（1844～59）不漁期

天保12年（1841年）から不漁に転じ、弘化～安政期は不漁が本格化した。ただし、天保14年、弘化2年は豊漁という記録もある。三浜地方では八坂網漁業が支配的となった。磯浜村に弘化元年に八田網漁業（1張）が復活したが不漁のため間もなく消えた。

以後は幕末まで、元治元年（1864）をピークとしてやや好況が続いた。なお、記載しなかった年代は順調期である。

ここで、江戸時代以降に本県漁民が営んだいわし漁法の変遷の経過を試案として、史料的に確認できるものだけについて表3に整理した。

この外に、手縄網・船曳網漁業もあるが、少量なので省略した。史料的には、漁業名があいまいなものや地名があるが、表のように想定した。漁法転換期には、新旧双方が併用されていたが、表のように推定して年代を区分した。

表3 いわし漁業史年表（江戸時代～現在）

年代	1500	1600	1700	1800	1900	2000
漁業種類						
地曳網漁業			—	—	—	—
八田網漁業			—	—	—	—
大揚縄網漁業			—	—	—	—
改良揚縄網漁業			—	—	—	—
小舌網漁業（小揚縄網漁業）			—	—	—	—
まかせ網漁業		—	—	—	—	—
八坂網漁業			—	—	—	—
刺網（流網を含む）漁業	—	—	—	—	—	—

7.3.4 刺網漁業

茨城海区の沖合性漁場では刺網漁業のうちの建網漁業と流網漁業が行われていた。このうち建網漁業は地先でも江戸時代初期から、流網漁業は後期以後に発達したようである。江戸時代の各種の流網の漁業について付記しておく。

a) 建網漁業

建網の対象魚は、たい、そい、めばる、ひらめ等の底魚類であり、網規模は、長さ200m、幅3m（推定）で、漁夫数は数人程度であった。

b) いわし流網漁業

いわし流網漁業は、近世初期から主に地先漁場で操業していた浮刺漁法の進化によって、江戸時代後期に沖合性漁業として営まれるようになった。主な対象魚は大羽いわしであった。網規模は建網の2倍位と推定され、漁夫数は10人位で潮流や風力を考慮して網を流した。この漁法が、明治38年（1905年）に久慈浜の漁業者小沢糸八の考案によってさんま漁業に応用され、県下全域に普及した。

c) ぶり流網漁業

この漁業は、天保・弘化年間（1830～47年）に県北の河原子、水木、会瀬辺りでは営まれていた。それはこの辺一帯の海域がぶりの豊漁地であったからである。この漁法が平磯村でまぐろ流網漁業に応用された。

d) まぐろ流網漁業

本県のまぐろ流網漁業の創始地平磯村の開始時期は、日立方面でぶり・まぐろ流網漁業を営んだ頃とほぼ同時期と見られるが、これには下記のように異説が多い。「那珂湊市史料」第2集⁽²⁾には次のようにある。「明治期に全盛となり、全国的にも著名な平磯町のまぐろ流網漁業

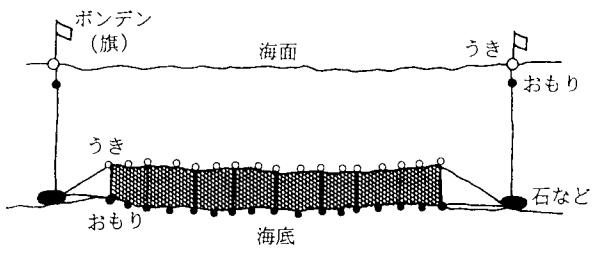


図17 建網（固定式底刺網）操業図

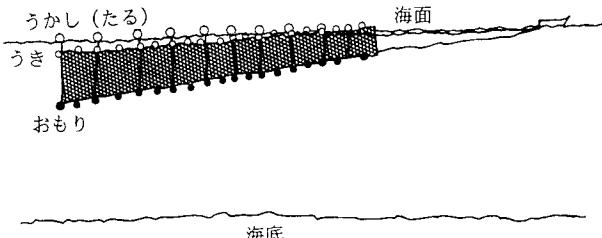


図18 流網操業図（いわし流網）

は、多賀郡坂上村水木（現、日立市）でぶりを漁獲するために用いていた流網を磯崎の漁業者が伝習使用したのがはじめである。これをさらに、延縄で漁獲していた平磯で調整使用して盛んになったものであるという。」そして、移入時期については次のように諸説をあげている。

（要約）

- ① 天保年間（1830～43年）説：（「茨城県水産試験場臨時漁業調査報告⁽⁸⁰⁾」）
- ② 幕末説：平磯村の大内次郎三郎が創始し、他に根本平重、黒沢平五郎らが経営。（「平磯町郷土史⁽⁸¹⁾」）
- ③ 明治5年（1872）説：弘化4年（1847）に薄井与衛門が磯崎（平磯村）において創始し、かつおをとっていたものを、前浜（旧那珂湊市）の川上多衛門が明治5年にまぐろ漁業に用いた。（「那珂郡郷土史⁽⁸²⁾」）
- ④ 弘化年間（1844～47）説：（「茨城県漁業調査報告⁽⁸³⁾」）

さらに、「茨城県那珂郡平磯町鮪流網漁業沿革⁽⁸⁴⁾」には次のようにある。

（抜粋）

「然ルニ年ヲ去ル事百五十年前ノ弘化年間（筆者注：この調査書が作成されたのは大正5年4月であるから、それより150年前は弘化年間ではないから、多分70年前の誤算であろう。）ニ本県多賀郡河原子町及ビ会瀬附近ニ於テ極ク沿岸ニ棲息スル鮪ヲ流網ニテ捕獲スル様ニナリタリ、此ノ網ハ現今ノ五寸位ノモノニシテ本町ノ漁夫之レヲ認メ本町沿岸ニ多数小鮪ノ棲息スルニヨリ此ノ多賀方面ニ於テ川ユル鮪流網ヲ以テ此ノ小鮪ヲ捕獲セバ必ず成功スペント考ヘノ上此ノ網ヲ作りテ小鮪ノ流網ヲ開始セリ之レ本町ニ於ケル鮪流網漁業ノ始メナリ、今ヲ去ル五、六十年頃ヨリ漸ク漁船ニ木綿帆ヲ使用スル様ニナルト同時ニ春ノ八十八夜迄ハ往時ヨリノ漁業ヲナシ八十八夜以降ハ今ノ鮪流網漁業ヲナスニ至レリ、流網ハ此後益々隆盛ニ趣キ明治二十五年頃ニハ船ノ幅七尺位トナリ櫓ノ数モ六丁若シクハ7丁トナリ乗組員十二人位網目ノ大サ五寸五分位トナリ浮子方ノ総長六百間位ノモノヲ使用スルニ至レリ此ノ凡テノ漁具、漁船並ニ漁夫ノ貸金（筆者注：契約時の前貸金）等合セテ一隻ノ漁船ヲ造ルニ凡ソ三百円位ヲ要セリ、春職ヲ通ジテ総漁獲高ハ千二、三百乃至五、六百円位ナリキ此ノ総船数約五、六十隻アリキ」

これによれば、①平磯のまぐろ流網漁業の開始期は安政から慶応にかけての1855年～60年代となる。②当初の流網の期間は八十八夜以後とあり、6月1日からはかつお釣りの夏職に切り替わるのが通例であったので、わずか1か月程の春職の終期であった。それは平磯沖にめ

じやびんながが大量に回遊する時期をねらったものであったと思われる。③引用文中に「八十八夜迄ハ往時ヨリノ漁業ヲナシ」とあるが、往時のまぐろ漁業は延縄漁法であった。まぐろ延縄漁法は、江戸時代後期に房総方面から導入したものと思われるが、びんながはその習性として延縄につきにくいというから、流網が普及したのであろう。④まぐろ流網漁業導入当時の漁獲物はめじとびんながであった。それは導入先の日立地方の流網がぶり用で網目が細かい（5寸目）からであろう。⑤前文中に「木綿帆ヲ使用スル様ニナルト同時ニ」とあり、これが流網漁業を促進する要因になった。それ以前の帆は延帆であったので流網を曳く力が弱く漁獲能率は低かったが、木綿帆使用により曳航力が高まったからである。

ところで、平磯村のまぐろ流網漁業が新興すると、湊村や磯浜村の小舟網漁業との摩擦が生じた。まぐろ流網漁業と小舟網漁業との漁場紛争については、旧那珂湊市の桜井家文書が「茨城県史料近世社会経済編IV⁽⁸⁵⁾」に収録されているので、要約して紹介しておこう。

安政2年（1855年）に、平磯村にまぐろ流網漁船が14、5艘あり、八十八夜以後まぐろが海面に浮上するようになってから操業した。その網規模は3～4百間（540～720m）という。漁場は安政元年の水戸藩の規制により、3～5月は久慈沖～夏海沖は禁止であった。

ところが、このような平磯村のまぐろ流網に、前々から業を煮やした湊村や磯浜村の小舟網業者は、平磯村に餌料いわしの供給を停止した。そこで、平磯村の村役人達は湊村や磯浜村の小舟網業者の処置を解除するよう水戸藩に提訴した（安政2年3月始）。これを受けた藩の裁定は次のようにあった（安政2年3月17日裁定）。

「湊・磯浜両村の小舟網業者は前年の通り、平磯村に餌料用いわしを販売すること。」

「平磯村の流網業者は、藩布達の通りに漁場及び漁期を順守すること。」

しかし、平磯村のまぐろ流網の増加に伴い、この裁定は乱れたので、明治10年頃3か村の関係業者の協定により、流網の漁場をはずして、漁期を旧4月1日～旧9月15日としたが、間もなくこれも守られなくなった。それは両漁業者間の勢力関係の逆転のためであった。

7.3.5かつお一本釣漁業と鰐節製造業

本県のかつお一本釣漁業の技術は江戸時代前期に紀州の出稼漁民から伝授されたものなので、この元祖の紀州の状況をまずあげておこう。紀州では16世紀までは網漁法でかつおをとっていたが魚体を痛めるため、17世紀初期に勝浦で一本釣りが始まり、太地、串本、田辺等の南紀一帯に、三重県南岸に普及し、さらに北方は房総、伊豆、三陸地方に広まった。かつおは暖海性の魚類で表面水温22℃を最適として±2～3℃の海域に生息するか

ら、紀州沿岸の漁期は4月に始まり、以後は水温上昇に伴って豆南諸島が5月、房総沖～常磐沖が5～6月、東北地方が7月以降がその開始期となるので、紀州のかつお漁船が魚群を追って移動しながらの操業をした。

その過程で彼等は寄港地での情報によって、房総沖や本県沖合のかつおの好漁性を察知し、やがて大挙して出稼ぎ（網屋掛け）に来航するようになった。

「南紀徳川誌⁽⁸⁸⁾」「日本漁業経済史⁽³⁶⁾」によると紀州のかつお漁業は大要次のようにある。

「嘉永年間（1848～53年）には、黒潮が最も接近する紀州の日の御崎から潮の岬を経て伊勢の志摩の沿岸の浦辺約50か所の漁村に、かつお釣船570隻余、漁船1隻当たり12～20人乗組み、1か年平均1万尾～2万尾の漁獲をあげていた。」

このように紀州地方の幕末頃のかつお漁業は、距岸10～20kmの沖合を漁場とし、1隻当たりの乗組員は10数人から20人、年平均1隻当たり1～2万尾とあることから、1日当たりの1隻平均漁獲量は5千尾から2千尾ぐらいであろう。釣竿は5mの長さのものを使い、餌はいわしが主で小さばやあじなどの活餌を使った。これ等の餌料は漁民が自給していた。

本県では、寛永期（1624～43年）頃までは釣漁法で沿岸でとっており、寛永の初期には水戸領内にかつお船が320隻あった⁽¹⁰⁾。とはいえ、当時のかつお釣り漁業は沿岸に来遊する「待ちの漁業」であるから漁期は短く、船は1人乗位の小舟で、かつ他の漁業の兼用船であった。したがって、小舟のかつおの生産量は乏しいものであった。なお、かつおは地曳網や揚縄網漁業等でもいわし類等と共に混獲した。

このような零細生産のかつお漁業が17世紀中期に、紀州の出稼漁民から、大型船使用の乗組員による一本釣漁法が伝えられてから発展し、特に享保中期から享和期にかけての約80年間のいわし漁の不振期に隆盛化して、文化期（1804～29年）以降は本県の基幹的漁業の一つになった。

それについての関係史料を拾ってみる。

故湯浅五郎氏（那珂湊）談によると、「正保3年（1646年）に紀州須原村の漁師が銚子に来てかつお漁業を営み、その年の翌年（正保4年）の春から秋にかけて紀州広村と湯浅村の漁師が、湊沖に出稼ぎ漁に来航して、かつお漁業を行なうかたわら地元漁民にその漁法を伝授した。湯浅村の漁師には湊村に移住する者があり、その子孫が今なお多数那珂湊市内に現存する。」という。

また、「日本漁業と水産茨城の沿革」⁽⁴⁹⁾によると、「承応元年（1652年）に、紀州の漁民青野五郎右衛門が多数の漁業者を連れて銚子に移住しかつお漁業を営んだ。」とあり、さらに「光圀が久慈浜でかつお釣船に興味をもって乗船したが、その年代は恐らく元禄年間（1688～1703

年）であったことは確かと思われる。」と書かれている。

「茨城県水産誌⁽⁷⁾」には、紀州漁民が銚子を根拠地としてかつお漁業を営んでいたが、大和元年（1681年）に岩城（いわき）沖合で操業の帰途、磯浜沖で遭難したこと、延宝8年（1680年）に磯浜のかつお漁船18隻が岩城沖合で遭難したことが書かれている。これにより、磯浜のかつお船は磐城沖に、銚子を基地とする紀州の出稼ぎのかつお漁船も磐城沖に出漁したことが分かる。

「日立市史⁽²⁷⁾」は諸史料を引用して大要次のように書いている。

寛文13年（延宝元年で1673年）に藩主光圀が川尻で鰯釣りを見分した⁽⁹⁾というし、光圀は塙辛の製法を奥州から導入させたともいわれる。また、川尻の肉醬（たたき）は水戸藩の將軍への献上品として使われた⁽⁷⁾とある。

文化6年（1809年）河原子、会瀬、川尻等の9漁村を管轄する郡奉行加藤孫三郎が水戸藩大吟味役に提出した報告文書中には、9か村総持船数316艘中、大型の鰯船は6艘あったとある⁽⁶⁷⁾。

また、同市史には、文化・文政期に江戸でつくられた「諸国鰯節出所番附」に、河原子、大瀬、川尻があげられたこと、文政5年（1822年）の「諸国鰯節番附表⁽⁸⁹⁾」に河原子節、大瀬（会瀬）節、川尻節、久慈節、水木節、川尻節が前頭の欄にのっていると書かれている。特に、川尻村は盛んで慶応4年（1868年）8月の鰯船持22人が翌年には28人に増えたという⁽²⁹⁾。

しかし、この頃が日立方面の最盛期で以後は久慈村以外は衰退した。それは、①江戸藩時代は藩からの押借金で経営していたよう、かつお業者は元来資金力が乏しかったこと、②大型のかつお漁船が入港可能の漁港がなかったこと（明治期には日立市域に整備された漁港は1港もなかった）、③鉱工業の発展の影響でかつお釣り漁夫が不足したこと、④明治36～39年、43～44年とかつおの不漁が続いたことなど複雑な要因がからんでいた。

次に、大津、平潟両村の状況を見よう。「北茨城市史⁽⁸⁾」には次のようにある。

「文化14年（1817年）この年7、8月の両月に大津浜では、27艘の鰯船と他の港の廻り船8、9艘とによって159,700本の鰯を水揚げしている。同年同時期の高岡村（高萩市）の水揚げがわずか939本であるから、いかに大津浜の鰯漁が盛んであったかが分かる」とある。

また、平潟村でも鰯漁が行われ、安政6年（1859年）に鰯船持が6人あったという⁽⁹⁰⁾。なお、明治期には衰微したようである。

鰯節については、前記の文政5年（1822年）の「諸国鰯節番附表」に「常州大津節」と「常州平潟節」の名が前頭の下位にあがっているが、両村は少生産の上粗悪品だった。大津節の声価が高まるのは技術改善の天保期であり、さらに明治19年に県営により、土佐から技術師を

招いて講習するに及んで声価を高めた。

「磯浜誌⁽¹⁰⁵⁾」には、天保元年（1830年）、同10年、同13年と大漁があり、魚価暴落の一方、漁夫の過労防止のため1日おきに出漁したと書かれている。なお、磯浜、湊、平磯各村の三浜地方は以後順調に発展し、明治末期には県下かつお漁船総数の半分以上を占有するに至った。また、磯浜村は4分の1を有した。

次いで本県の節製造の技術改革の由来に移るが、上佐のかつお節の由来について、魚民伝によれば「元和3年（1617年）紀伊国日高郡印南浦の船頭甚太郎が上佐に漂流し、同名の子を上佐に残して紀州に帰っているから、この親がその子を通してかつお釣り漁法と節製法を上佐に伝える役割を果たしたらしい」とある⁽¹⁰⁶⁾。二代目甚太郎が上佐に伝えた節製法は、改良品種（かび付け節）の技術であって、室町時代に出現した単にかつおの魚肉を煮て、日干した在来品種（なまり節）の技法よりははるかに進歩していた。

さらに、「日本漁業と水産茨城の沿革⁽¹⁰⁷⁾」には、「上佐のかつお節ももとをただせば紀州の漂流漁民甚太郎によって、節製法が伝授されたとのことであるし、上佐高岡郡上佐村の危藏の功績が伝えられ、元和元年大阪冬の陣の大坂落城祝いには、山内一豊がそのカツオ節を徳川家康に数千本献上している。しかし、カビ付法は、甚太郎によって、延宝2年（1674）に危藏節の製造家播磨屋佐之助に伝授され、それがかつお一本釣漁業とともに各地に広まって、かつお釣り漁業を一層盛んにしていたようである。伊豆や房州千倉に、この上佐節の製法を伝えたのは、文化10年頃（1813年頃）に『与一』という上佐生まれの漂泊の技術者であったとのこと、茨城にも房州を経てそうした技術が導入されたことは想像されたが、平磯村の磯崎与茂七によって、明治期に製造法が改良されて三浜地区の技術は進歩したと伝えられている。」とある。ちなみに鰯節は今次大戦後まで、およそかつおの水揚げされる地域ではどこでも自給用あるいは商品として生産していた。そのうち、全国的な銘柄品として古来有名なものに、薩摩節、上佐節、焼津節、伊豆節がある。これらの地方は黒潮の接岸期が早いので原魚のかつおの脂肪分が3%未満と低いからであるといわれ、江戸では春節と呼ばれて特に珍重された。それに反し、千葉～本県の盛漁期は6～8月、三陸地方は8～10月と遅いので、かつおに油がのり脂肪分が多いので秋物（油節）といわれて評価が落ちた。したがって、文化・文政期（1804～29年）に江戸問屋が相撲番附になぞらえてつくった「諸国鰯節出所番附⁽¹⁰⁸⁾」には、東西とも大関（当時は大関が最高位）、関脇、小結はすべて上佐で、前頭も上位を占めていた。それは、土佐が技術の先進性の外に、原魚の優位性によって販売量が大きかったからである。それに反し、本県では前頭の下位にからうじて6か所（全

国では128か所）があげられるに過ぎなかったのは、品質が粗悪のため問屋の取引量が少なかったからである。

（注：番附の作成年代は不明だが文政5年以前の地域は、大津、河原子、湊、会瀬、平磯、川尻である。）

ともあれ、本県のかつお漁業は、前記のように基幹的漁業のいわし漁の盛衰と密接な関連のもとで発達した。特に、享保中期から享和期にかけての約80年間にわたるいわしの不漁期に、かつおをはじめとしてまぐろ、さば、さめ等の釣り漁業を指向するようになり、それに伴って、輸送の関係でかつお節、まぐろ節、さば節が発達し、江戸を中心に関東全域に出荷した。文政5年（1822）の「諸国鰯節番附表」には、磯浜節、湊節、平磯節、久慈節、木木節、河原子節、会瀬節、田尻節、川尻節、大津節、平潟節が前頭の席に見えるようになった。

ところで、文政期までの本県の鰯節は「岩城節」または「鬼節」（注：煮熟後2～3回程火で乾かした後に、僅かに削りを加えた粗製品）と称せられた粗悪品であったが、かつおの豊漁期の天保年間に大津村の業者が上佐、紀州、房州（跳子と思われる）から技術者を招聘してかびつけ節の製法を学んだ。これが本県の鰯節改良の先駆だという⁽¹⁰⁹⁾。その後は、万延期～慶応期（1860～67年）にいわし資源が回復すると、秋から翌春まではいわし漁業を、夏はかつお漁業を兼営するため、双方の漁船を所有する経営体が出現し、かつお業者の多くは節製造も兼業するようになった。なお、明治19年には県管で、上佐より技師を招へいして大津村や湊村で、同35年には水産試験場が技師を伊豆より招いて鰯節の製法を講習している。

謝　　辞

本報告を作成するのにあたり、茨城県水産試験場の大内康子嬢には資料整理と作図の作業に多大の御協力をいただいた。記して感謝申し上げる。

文　　献

- (1) 茨城大学教育研究所編：「茨城県郷土研究」、東洋印刷、昭和28年。
- (2) 大洗町：「大洗町史」、昭和61年。
- (3) 「常陸風土記」：(茨城大学教育研究所編「茨城県郷土研究」所収)
- (4) 濱谷義彦・豊崎卓：「茨城県の歴史」、山川出版社昭和48年。
- (5) 岡本信男：「日本漁業通史」、水産社、昭和59年。
- (6) 坂場流謙：「国用秘録」、文化年間。
- (7) 茨城県水産会：「茨城県水産誌（全5編）」、昭和18年。
- (8) 北茨城市：「北茨城市史（上巻）」、昭和63年。
- (9) 小宮山楓軒編：「水城金鑑」、水戸市史編纂委員会、

- 昭和40年復刻。
- (10) 高萩市：「高萩市史（全2巻）」、昭和44年。
 - (11) 「寛永文書」、（「北茨城市史」所収）
 - (12) 中山信名：「新編常陸国誌」、明治32年。
 - (13) 「御郡方御用留類聚」、（茨城県立歴史館蔵）
 - (14) 水戸市：「水戸市史（全9巻）」、昭和38年～平成10年。
 - (15) 「手鑑」、（「北茨城市史（上巻）」所収）
 - (16) 「探田考証」
 - (17) 「東湖先生封事稿」、明治42年。
 - (18) 「石神組已御用留」、（前田香徑氏所蔵、「日立市史」所収）
 - (19) 関東農政局茨城統計調査事務所編：「日本漁業と水産茨城の沿革」、昭和47年。
 - (20) 「久慈浜郷土史」
 - (21) 久方蘭溪：「松岡郡鑑」
 - (22) 那珂湊市：「那珂湊市史料第一集、第二集」、昭和50・52年。
 - (23) 水戸市：「水戸市史（中巻）（全5冊）」、昭和48年～平成2年。
 - (24) 「菊池七郎兵衛所蔵文書」。
 - (25) 「大内義邦所蔵文書」、（「茨城県史料近世社会経済編Ⅳ」所収）
 - (26) 「蛭田行隆氏所蔵文書」、（「日立市史」所収）
 - (27) 日立市：「日立市史」、昭和34年。
 - (28) 「田尻村御用留」、（「日立市史」所収）
 - (29) 「石神組地理志」、（「日立市史」所収）
 - (30) 「水戸藩史料（全5冊）」、吉川弘文社、昭和45年（再版）。
 - (31) 茨城県：「茨城県史料近世社会経済編Ⅳ」、平成5年。
 - (32) 湯浅五郎：「常陸湊通運史話」、昭和35年。
 - (33) 田井通太郎：「那珂湊大漁港修築史」、カクショウ印刷所、昭和30年。
 - (34) 奈良本辰也：「二宮尊徳」、岩波書店、昭和34年。
 - (35) 「略譜草稿」、（照沼家文書、東海村史所収）
 - (36) 羽原又吉：「日本漁業経済史（全4巻）」、岩波書店、昭和28年～31年。
 - (37) 江原忠昭：「大貫夏海年代考」
 - (38) 「茨城県勸業年報」、明治21年。
 - (39) 「菅原弥家史料」、（「大洗町史」所収）
 - (40) 茨城県：「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」、昭和51年。
 - (41) 「割付状」、（遠峰三郎家蔵、「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」所収）
 - (42) 大洋村：「大洋村史」、昭和54年。
 - (43) 「皆済目録」、（明石与兵衛家蔵、「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」所収）
 - (44) 「高反別并村明細帳」、明和8年（安藤寧秋家蔵、「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」所収）
 - (45) 山口和雄：「日本漁業史」
 - (46) 笠原正夫：「近世漁村の史的研究」、名著出版、平成5年。
 - (47) 千葉県：「千葉県史料近世編」、昭和33年。
 - (48) 「御宿浦旅網覚」、（笠原正夫：「近世漁村の史的研究」所収）
 - (49) 「諸田懷古覚留」、（笠原正夫：「近世漁村の史的研究」所収）
 - (50) 「千葉県君津郡誌」、（羽原又吉：「日本漁業経済史」所収）
 - (51) 泉彦九郎：「三浜志」、明治34年。
 - (52) 農商務省：「日本水産採捕誌」、大正元年。
 - (53) 大野村：「大野村史」、昭和54年。
 - (54) 錐田町：「錐田町史」
 - (55) 波崎町：「波崎町史料Ⅰ、Ⅱ」、昭和56・57年。
 - (56) 鹿島町：「鹿島町史」、昭和47年。
 - (57) 矢田圭二：「近世鹿島灘北部における漁業に関する二・三の問題」、旭村史研究第1号、平成5年。
 - (58) 茨城県：「茨城県史近世編」、昭和60年。
 - (59) 「矢田部浦地引網方議定書」、宝暦11年（「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」所収）
 - (60) 「矢田部、舍利、波崎三ヶ浦地引網方議定書」、文政7年（「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」所収）
 - (61) 「矢田部、舍利、高野、波崎四ヶ浦地引網方議定書」、安政4年（「茨城県史料近世社会経済編Ⅱ」所収）
 - (62) 「奥野谷村網方議定証文」、慶応2年。
 - (63) 小池信親：「前浜村誌」、明治19年。
 - (64) 「地曳網修繕料べん償文書」、（「茨城県水産誌」所収）
 - (65) 泉彦九郎：「磯浜誌（全2冊）」、明治34年。
 - (66) 「御用留」、（「東海村史」所収）
 - (67) 「石神組已御用留」、前田香徑氏所蔵（「日立市史」所収）
 - (68) 小宮山楓軒：「洛陸奥温泉記」、（「北茨城市史」所収）
 - (69) 石川清秋：「塙録」、文化9年（「東海村史」所収）
 - (70) 東海村：「東海村史（全2編）」、平成4年。
 - (71) 前浜村「御用留」、寛政期（「東海村史」所収）
 - (72) 「日本塙業大系史料編近世（二）」、（「東海村史」所収）
 - (73) 「塙会所設立伺い書及覚」、佐藤さき氏所蔵（「日立市史」所収）
 - (74) 神田献二：「漁業一般」、成山堂書店、昭和39年。
 - (75) 茨城県：「茨城県史市町村編Ⅲ」、昭和56年。
 - (76) 「御達之廉々手控村法私用之留」、文政12年、那珂

- 湊大内義邦所蔵文書(「茨城県史料近世社会経済編Ⅳ」所収)
- (77) 郡司藤兵衛:「邑秘録」。寛政~元文期
- (78) 「印記並口達書以御示談申事」、阿波郡天津村四宮氏所蔵文書(羽原又吉「日本漁業経済史」所収)
- (79) 泉彦九郎「水門志」。明治30年
- (80) 西岡秀雄:「九十九里一帯の漁況周期」、地理学評論、第23巻、昭和28年
- (81) 菊池利夫:「九十九里浜イワシ漁業の豊凶交替と新田・納屋集落の成立との関係」、内田寛一先生古稀記念論文集、昭和33年
- (82) 坪井守夫:「本州・四国・九州を一周したマイワシ主産卵場(1),(2)」、東海区水産研究所業績

- C集、昭和62・63年
- (83) 茨城県水産試験場:「茨城県水産試験場臨時漁業調査報告」
- (84) 大内地山:「平磯村郷土史」。昭和11年
- (85) 梅園三:「那珂郡郷土史」
- (86) 那珂郡役所:「茨城県漁業調査報告」。大正5年
- (87) 「茨城県那珂郡平磯町 流網漁業沿革」。大正5年(「那珂湊市史料第2集」所収)
- (88) 「南紀徳川史」。昭和45~46年、名著出版
- (89) 山本高一:「鰐節考」
- (90) 「草稿留」、菊池半氏所蔵文書(「北茨城市史」所収)
- (91) 茨城県:「茨城産業要覧」。明治43年

付表 茨城県の漁業史年表

年	県内関係事項
BC12000~BC300年	貝塚から漁業関係の遺物が多数出土 (縄文時代) 上する。
200年頃(弥生後期)	漁具の鉄器化が始まる。
274年(應神天皇5年)	海人部の制を始める。この頃、海老沢村(現、茨城町)に海部(あまべ)が置かれたか、海上部神社がある。
646年(大化2年)	大化改新の公地公民の制により、部民の制は全般的に廃止されて、地方の漁業は国司の管理になる。
713年(和銅6年)	常陸國風土記(常陸風土記)が詔により、編集に着手され、県内の漁業が記録される。
756年(天平8年)	仏教の教理により、殺生禁止令が発せられる。
772年(宝亀3年)	殺生禁止令が緩和されるも、漁業は停滞する。
1086年(応徳3年)	この年も殺生禁止令が発せられ、鶴を放ち、漁網を焼かせられ、漁業は後退する。
1192年(建久3年)	源頼朝幕府を開く。これより関東の漁業が生氣を取り戻す。
1555年(弘治元年)	紀州人西宮久助が九十九里浜に漂着し、小地曳網漁業を開業する。これが、九十九里浜地曳網漁業の創始(網の構造は熊野浦の方式)。
1590年(天正18年)	徳川家康が江戸に移住する。根津国西成郡佃村の漁民が隅田川河口の佃島に移住して、漁業と佃煮の生産を始める。これが、本県等の佃煮の元祖となる。
1603年(慶長8年)	徳川家康が江戸に幕府政治を始め、江戸士民の為に関東の漁業を奨励す

年	県内関係事項
1616年(元和2年)	る。徳川頼宣が水戸に封ぜられる。
1619年(元和5年)	紀州加田浦の漁民大甫七十(重)郎が、八手網(八田網)漁業を上総国川津村字矢の浦に渡海して管むかたわら干鰐の買付けを行う。この頃から、房総方面に紀州、泉州等の関西漁民の出稼ぎまたは仮住操業の各種のいわし漁業が始まる。
1624年(寛永元年)	備中の栗野村の川上甚十郎が磯浜の閑根若狭に、大揚縄網を伝える。また、小舌網を伝えたといわれる。以後、大揚縄網漁業は水戸領17浦に伝わったという。
1626年(寛永3年)	大戸藩が分一税、船役の徵税を始める。(分一税創始期には寛永初頭説もある。)この頃、磯浜の大揚縄網7組となる。
1627年(寛永4年)	水戸藩が自用船の他領への荷揚げを禁止する(8月)。(寛永3年9月ともいう。)
1628年(寛永5年)	水戸藩が皇室や幕府に鮭魚の献上を始める(8月)。
1637年(寛永14年)	江戸市場で干鰐の取引が始まる。(ただし、寛永4年説もある)
1638年(寛永15年)	この頃より、房総地方に紀州、泉州、芸州より八手網、まかせ網等の漁民の出稼ぎ来航が盛んになる。それは正徳期まで続く。この頃、九十九里浜の地元民が大地曳網漁業を始め

年	県内関係事項	年	県内関係事項
	る。鹿島浦に、紀州地曳網船が出稼ぎに来航する。		船の入漁には、船1艘につき金5両を取立て、それを両村の揚縄持と小舌持が分配することの藩訴をする(11月)(不許可)。
1646年(正保3年)	紀州須原村の漁師が銚子に於てかつお釣漁業を営む。それは承応期まで続く。	1688年(貞享5年)	同様のことを重ねて藩訴する(1月)(不許可)。
1647年(正保4年)	湊村に紀州広村と湯浅村の漁師がかつお釣に来航し、この頃湊村に同漁法を伝える。	1691年(元禄4年)	願入寺系の森安節等が、水戸藩に、他国船を雇って揚縄網漁業を行うことの請願をする(不許可)。
1652年(承応元年)	この頃、磯浜村に紀州巡り網、いせ網が始まる。この頃、摺津西の宮の漁民が盛んに房総海岸に移住していわし漁業を営む。	1697年(元禄10年)	湊・磯浜両村間に干鰐場紛争が起こる。この頃から鹿島浦の小地曳網漁業が盛んになる。
1655年(明暦元年)	この頃、水戸領浦浜に舟庄屋を設置する。	1704年(宝永元年)	水戸藩が舟荷口銭の徵収を始める。
1657年(明暦3年)	水戸藩、分一税率10分の1を20分の1に改める。紀州広村の崎山次郎右衛門が飯沼村(千葉県)に来て、八田網・まかせ網漁業を始める。(なお、その子孫は安永2年頃まで操業)この頃、紀州の野水半次が磯浜村祝町に来て、まかせ網漁業を営み、水戸藩より田地(干鰐場か)を与えられる。	1707年(宝永4年)	水戸藩、松波勘十郎に請負わせて、運河(大賀運河)をつくらせ、潤沼川に疎通する。
1661年(寛文元年)	この頃から、三浜地方で小舌網漁業への転換が進む。	1715年(正徳5年)	水戸藩、鯨漁の権を各浜に布達する(4月)。
1662年(寛文2年)	波崎町で、いわし漁業を地元民が開始する。	1716~35年(享和~文政)	勝下村(現、旭村)で両手廻し地曳網漁法を営む。湊村の白土次郎左衛門が、紀州より八坂網を導入する。(異説がある。)
1665年(寛文5年)	那珂川河口が沖州の成長により閉塞し、漁船は磯浜に入津する(正月~6月)。ただし、9月頃には開口する。	1723年(享保8年)	那珂川の河口が流砂の堆積で浅くなる(7月)。
1672年(寛文12年)	元禄年間にかけて、光圀が領内の海潮に白魚、海参貝、こんぶ、たなご、ふな、あゆを移植する。	1733年(享保18年)	磯浜村と湊村の揚縄網業者間の干鰐場紛争が郡奉行の裁決により決着する(8月)。
1675年(延宝3年)	水戸藩が他領の揚縄網漁船の湊村沖州での操業を許可する。ただし、間もなく廃業する。この頃、小志崎村(旧大野村)と白塚村(鉢田村)の地元民が地曳網漁業を始める。	1742年(寛保2年)	幕府が沿岸魚介類は地元民の占有、沖合魚類の捕獲は自由とする以前からの慣行(方針)を制度化して、「寛保御定」を制定する。
1677年(延宝5年)	磯浜村の大揚縄網8組、小舌網16組となる。	1746年(延享3年)	清水村(鹿島町)に紀州有田郡大賀村の太七が移住して地曳網漁業を営む。
1684年(貞享元年)	この頃、水戸藩が他領船の領内浦入漁を禁止する。	1761年(宝暦11年)	谷田部村(現、波崎町)に地曳網網方議定書が設定される。なお、それ以前にもつくられていたかは不明)。この頃、磯浜辺りでも地曳網漁業が行われていた。
1687年(貞享4年)	水戸藩主光圀が、湊村沖州で地曳網漁業を見分する。湊村と磯浜村の揚縄持と小舌持が共同して、他領のいわし漁船の入漁の禁止を藩訴する(10月)(不許可)。他領のいわし漁	1763年(宝暦13年)	桜井、小野矢指両村(北茨城市)で地曳網漁業を始める。
		1764年(明和元年)	この頃から享和年間まで、いわし漁業は極端な不漁が続き壊滅状態になる。
		1765年(明和2年)	潤沼東岸の神山村漁民が松川の漁民に、漁業権を譲渡する。このことが、両民間の漁場紛争の根源になる。

年	県内関係事項	年	県内関係事項
1770年（明和7年）	宮部与市が那珂川口普請の請願を水戸藩に対して行う（不許可）。		の年特に大漁）。
1796年（寛政8年）	幸手屋長兵衛等が水戸藩に同様の請願をする（不許可）。この頃、水戸藩は湊村沖州での地曳網を特免する。	1832年（天保3年）	水戸藩、五十集物の自由売買の禁止令を発す（弘化2年も）。
1805年（文化2年）	この頃、株仲間問屋を水戸藩が公認する。	1833年（天保4年）	水戸藩、問屋定法を制定する。
1809年（文化6年）	いわし豊漁となり、房総は第2次好況期を迎える。本県も八坂網漁業が普及していわし漁業が栄える。	1841年（天保12年）	守山藩が涸沼の下田川仕法場のうなぎの入札制を水戸藩にならって始める（水戸藩は天保10年に始めた）。
1812年（文化9年）	湊村の浦役人が那珂川口普請の請願を水戸藩に対して行う（不許可）。水戸藩が平磯に入浜式塙場をつくって村民に伝授する。	1844年（弘化元年）	磯浜村で八田網漁業が復活する。
1823年（文政6年）	水戸藩、領内の交通要地に出判改所を設置する。	1846年（弘化3年）	那珂川に新河口が出現する。（1853消滅）この頃、水木村にぶり・まぐろ流網漁業が盛んになる。その発生は天保年間という。
1824年（文政7年）	大津浜に英國の捕鯨船員が上陸する。	1847年（弘化4年）	磯崎の薄井与衛門が坂上村（現、日立市）のぶり用の流網を導入して、かつお流網漁業を始める。この頃、平磯村でまぐろ流網漁業（春職）を始める（ただし、異説が多い）。
1827年（文政10年）	湊村に3艘張網漁業が起こる（文政12年に藩は禁止する）。	1854年（安政元年）	この頃、筵帆が綿帆に変わる。
1830年（天保元年）	この頃よりかつおが豊漁になる（こ	1862年（文久2年）	那珂川に新河口が出現する（1864消滅）。
		1865年（慶応3年）	松川（涸沼湖東岸）組合が沖川議定を制定する（3月）。